

平成 22 年

第 7 回 飯 館 村 議 會 定 例 會 會 議 錄

自 平成 22 年 12 月 9 日  
至 平成 22 年 12 月 16 日

飯 館 村 議 會

平成22年第7回飯館村議会定例会会期日程（案）

(会期8日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時間	日 程
第1日	12. 9	木	本會議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 議案調査
第2日	12. 10	金	休 会		議案調査
第3日	12. 11	土	休 会		議案調査
第4日	12. 12	日	休 会		議案調査
第5日	12. 13	月	本會議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1番～4番）
第6日	12. 14	火	本會議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番～7番）
第7日	12. 15	水	休 会		議案調査
第8日	12. 16	木	本會議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成 22 年 12 月 9 日

平成 22 年第 7 回飯舘村議会定例会会議録（第 1 号）

平成22年第7回飯館村議会定例会会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成22年12月9日(木曜日)						
招 集 場 所	飯 館 村 役 場						
開 閉 会 の 日 時	開 会	平成22年12月9日・午前10時02分					
及 び 宣 告	閉 議	平成22年12月9日・午後 4時31分					
応(不応)招議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
及び出席議員	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○	
並びに欠席議員	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
出席 12名	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○	
欠席 0名	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○	
○出席 △欠席	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○	
×不応召 △○公欠	11	志賀 肅	○	12	佐藤 長平	○	
署 名 議 員	9番 大谷友孝		10番 佐藤八郎		11番 志賀 肅		
職 务 出 席 者	局長 但野 誠		書記 菅野久子		書記 今井一起		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠	
	村 長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○	
	総務課長	小林 孝	○	住民課長	大久保 昌憲	○	
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中井田 栄	○	
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 隆明		
	教 育 長	廣瀬 要人	○	教育課長	中川 喜昭	○	
	生涯学習課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男	○	
	農 委 会 長	菅野 宗夫	○	農委局長	高橋 一清	○	
	選挙管理委員会委員長	齊藤 次男	○	選挙管理委員会書記	小林 孝	○	
議 事 日 程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成22年12月9日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 96号 平成22年度飯館村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 5 議案第 97号 平成22年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第 6 議案第 98号 平成22年度飯館村診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第 99号 平成22年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第 8 議案第100号 平成22年度飯館村老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第101号 平成22年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第10 議案第102号 平成22年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第103号 平成22年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)

## 会議の経過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第7回飯館村議会定例会を開会いたします。

（午前10時02分）

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び議案は、お手もとに配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野 誠君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

9月定例会以降の議長公務及び議員派遣については、お手もとに配付の報告書のとおりであります。

今期定例会に村長より送付ありました議案は、議案第96号から議案第105号までの10件が提出されましたので、受理いたしました。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況でありますが、10月19日に産業厚生常任委員会が、村道等の実態と改善要望箇所等の調査のため、次に、10月20日に総務文教常任委員会が広域消防に係る今後の施設整備等の調査のため委員会が開かれております。

次に、今期定例会までに受理いたしました請願2件につきましては、お手もとに配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしました。

また、陳情2件につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託は省略いたしました。

今期定例会の一般質問の通告は7名の議員からあり、質問の要旨は、お手もとに配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査の結果及び平成22年度定期監査の報告がありましたので、その写しを配付しております。

次に、12月6日に議会運営委員会が今期定例会の会期、日程等の議会運営協議のため、開催されております。

次に、9月30日に開催されました飯館村表彰式におきまして、議員在職16年以上といたしまして佐藤八郎議員、また、在職8年以上といたしまして佐野幸正議員、北山文子議員がそれぞれ表彰されました。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、村長ほか関係者の出席を求めております。以上で諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1，会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 大谷友孝君、10

番 佐藤八郎君、11番 志賀毅君を指名いたします。

◎選挙管理委員長のあいさつ

議長（佐藤長平君） 選挙管理委員長から委員長就任にあたりまして、ごあいさつしたい旨来ておりますので、これを許します。

選挙管理委員長（齊藤次男君） 皆さんおはようございます。会議に先立ち、貴重な時間を頂戴いたしまして、一言ごあいさつを述べさせていただきます。

この度任期満了に伴い選挙管理委員会の委員の改選にあたり、私こと、先の9月定例議会において、議員の皆様方に7度目のご推举を賜り、また、去る委員会において、再度委員長の重責を担うこととなりました。もとよりの非才者ではございますが、今後は皆様方のご指導とご協力をいただきながら、選挙の適正な管理、執行のために、委員長としての重責を全うする所存でございますので、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

◎日程第2、会期決定の件

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月16日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3、議案の上程、村長提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第96号から議案第105号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） おはようございます。本日ここに、平成22年第7回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、本村にとりまして、大変嬉しいニュースがございますので、ご報告をさせていただきます。

長年の懸案でありました八木沢峠に、トンネルを含むバイパスを整備することが、この度、県から発表されたところでございます。これは、県が今年度、ボーリングによる地質調査やルート選定のための概略設計などを実施し、その結果、地質特性や勾配などの技術面と走行しやすさや経済性の面から、県道の南側にトンネルを建設する。長さとしては2.4キロのバイパス整備を決定。来年度中にも詳細設計や用地測量などを行なうと、こういうことでございます。完成までには10年ほどかかる見通しとのことでございますが、冬期間の通行の危険性が解消され、また、常磐道、まもなく出来ますので、それとの絡みでさまざまな活性化策が考えられるのではないかと、こんなふうに思っております、早期実現に大いに期待するものであります。

それでは、9月定例議会以降の村政の主な動きをご報告させていただきます。

まず、村の表彰式でございますが、去る9月30日、村公民館において挙行をいたしました。今年の表彰者は、今、お話をありましたように、特別功労表彰に佐藤八郎議員、功労表彰に佐野幸正議員、北山文子議員を含め4名の方、善行表彰に2名の方、合わせて7名の表彰を行わせていただきました。いずれも村政振興に多大なるご貢献をいただいた方でありますて、受賞された7名の方々に対し、村民を代表し心から感謝と御礼を申し述べさせていただくものでございます。ありがとうございました。

次に、10月31日に執行されました福島県知事選挙の当村の投票結果であります。投票率は51.64%、県平均の42.42%というものに対しては9.22ポイント上回っておりますが、前回の村の知事選挙に比べますと15.39ポイントの大幅なダウンということでございます。なお、当村の投票率は、国政及び県知事選挙等は、過去においても常にやっぱり低い形でございますので、引き続き政治に対する意識の高揚と投票率のアップに向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、10月17日に広く村内外に「までいライフ」を広めるための「第2回までいなつどい」を公民館で開催をし、約100名の参加を得て実施をしたところでございます。このつどいでは、小学4年、5年生全員が取り組んできました「人のやしさみつけた」の写真コンテスト、かつて愛用した洋服などを再利用して作った作品を表彰する「までいマイグッズコンクール」の表彰、それから村内の中でまでいな暮らし方をしている方を顕彰する「までいライフ顕彰事業」のそれぞれの表彰式が行われたところでございます。そして、表彰式後に「までいライフ講演会」ということで、「江戸の暮らしに学ぶまでい」と、こういう題で江戸東京博物館館長の竹内館長さんに講演をいただきて、かつての日本人がいかにまでいな暮らしをしていたかなどを学んだところでございます。

次に、恒例の「いいひで秋まつり」であります、ご存じのように10月の最終曜日の23日、24日の2日間、公民館、それからJAそうまの総合支店のところ、あるいは飯館校などを会場に開催をされました。村公民館では総合文化展、あるいは商工会による模擬店、鮭のつかみ取り、ヨサコイまつりなど、またJAそうま飯館総合支店では収穫感謝祭、JAまつり、飯館校では紅葉祭とか、幼稚園、小学校の文化展などそれぞれ多彩なイベントが繰り広げられ、各会場とも多くの家族連れで賑わっていたところでございます。

次に、9月27日に岐阜県白川郷で行われましたNPO法人「日本で最も美しい村」連合の臨時総会において、本村が正式に「日本で最も美しい村」連合に加盟をいたしたところでございます。この連合は、素晴らしい地域資源を持ちながら過疎にある美しい町や村が、「日本で最も美しい村」を宣言することによって、自らの地域に誇りを持ち、住民による美しい地域づくり活動を展開することで地域の活性化や自立を促し、景観や環境を守ることを通じて観光的付加価値を高めて、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与するということが目的でございます。村では、ここ数年の間に観光わらび園とか目黒学園との教育旅行、あるいはまでいな家を中心としたエコツ

ーリズムなど、交流人口を呼び込む多彩な活動が展開されており、この連合の活動を通して、村を全国などなどにPRしていくほか、もっと村にお金を落としてもらえるような仕組みづくりが、これから課題とこんなふうに思っておりますので、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、税関係ですが、ご存じのように景気の低迷が雇用情勢を深刻にしており、依然として厳しい状況でございます。収納率向上のために副村長を本部長とした「特別対策本部」を設けまして、12月末までの期間、全管理職と税務担当職員とが滞納世帯の臨戸徴収を実施しており、今年度も引き続きやるわけでありますが、今年度は新たな滞納者を増やさないように、現年度課税分のみの滞納世帯を重点的に徴収することということにしております。現時点での村税の収納状況は、前年並みの収納率ということでございます。なお、悪質高額滞納者に対する徴収強化の一環として、不動産の公売のための費用を今定例会にお願いをしているところでございます。今回の措置は初めてのケースですが、このことによって少しでも滞納者が減少することと、高額滞納者に対する納税意識の高揚につながればと、こういうことで考えているところでございます。

次に、ごみ処理対策ですが、村の可燃ごみについてはご存じのように、昨年の10月1日から南相馬市へ焼却処分を委託して1年が経過したところであります。現在のところ特に問題もなく順調に推移をしているところでございます。村民の皆さんには、今後も更に分別の徹底と減量化にご協力を頂けるように努めてまいりたいと思っております。

次に、交通安全と防犯ですが、12月10日から来年1月7日までの29日間、「年末年始における交通事故防止県民総ぐるみ運動」が実施されます。今度のスローガンは、「ちょっと待て たった1杯 危険はいっぱい」ということで、飲酒運転の根絶、夕暮れ時と夜間の交通事故防止が重点でございます。村民の皆さんには、飲酒運転の悪質性、危険性、事故の悲惨さを認識いただき、地域、家庭の協力により飲酒運転の根絶と交通事故防止の徹底を図っていきたいというふうに思っております。また、振り込め詐欺、空き巣、窃盗等の事件が多発する時期でございますので、関係機関との連携を密にし、これも啓発に努めていきたいと考えているところであります。

次に、飯館村戦没者追悼式ですが、去る10月26日に公民館で開催させていただきました。この追悼式は、村出身の戦没者であります278名の御靈を供養するために、3年ごとに村が主催をしているところであります。当日は、遺族会や英靈にこたえる会の会員、村関係者など110名が出席をしていただき、黙祷や献花をし、戦没者の御靈を供養したところでございます。また、追悼式後には、村遺族会、あるいは飯館村英靈にこたえる会の主催による「飯館村戦没者慰靈祭」も行われました。

次に「敬老会」ですが、9月19日に75歳以上の方が1,124名でございますが、この方と金婚夫妻20組を飯館中学校に招待をし、開催をしたところでございます。今年は、宝くじ助成により購入した机と椅子に加え、中学生の皆さん方に

ご協力をいただき、机と椅子を利用した席に変えたところでございます。出席者からは、体が大変楽だったという好評を得たところでございます。また、例年の婦人会の方々の演芸に加えまして、飯樋幼稚園児とか飯樋小学生によるそれぞれの催し、招待者による演芸ということで、大変喜ばれたところであります。来年度も創意を工夫し、喜ばれる敬老会にしていきたいと、このように考えております。

次に、健康フェスタであります。秋まつりの一部の健康福祉ブースとして10月23日、実施をいたしました。今年は、安心こども基金100%補助、このお金を利用して、親子でサイクリング車などを購入いたしまして、親子でサイクリングを通じて、ふれあいと健康づくりを目的とした「RE サイクル事業」も併せて実施をし、親子連れで楽しく汗を流したところでございます。なお、健康相談コーナーとか、あるいは保健協力委員の、あるいは食を考える会の協力のもと、いろいろな事業を開催したところでございます。

次に、こころの健康づくりであります。福島学院大学との相互協定に基づきまして、公開講座を10月26日、いちばん館で開催しました。大学のメンタルヘルスセンター玄永先生を招き、「心の健康のために」と題し、無視ゲームとか受け止めゲーム、あるいは聞き方体験などを交えながら、人は一人では生きられないと、支え、支えられる存在であることを学習の中で学んだところでございます。参加者からは、改めて傍らにいることの大切さを知りましたとの評価を得たところでございます。さらに、11月4日には、東洋医学情報センターの藤井専務理事を招き、「東洋医学の不思議な話から」と題し、健康の三原則、これから健康と食生活について学んだところであります。参加者からは、人間の元気の元は、いわゆる生命エネルギーといいますか、その「気」であり、この「気」が衰えたり、病んだりすることによって、様々な症状が出るということを学んだようでございます。いずれにいたしましても、終始笑いと体を動かした中で学び、参加者からは大変楽しかったと、是非、来年もと、こんな声が頂いたところでございます。

次に、大きなお世話志隊事業でございます。第2回目は、11月6日と7日の2日間にわたって実施をしました。今回は、「遊ぶ・創る・よくばり交流」ということで、男性が11名、女性12名の23名の参加で、ドライブや苔玉づくり、料理、スポーツ、あるいはトークなどを通じて交流を深めたところでございます。特に今回は、企画の段階から村内男性代表が参画をして、内容とか実施方法などを協議を重ねて、一步前進した交流会にさせていただいたということであります。2回目ということで、女性参加者にアンケートを採らせていただきました。飯館村は、あなたにどのようにうつりましたかとの答えでは、自然が豊かで、人がとっても温かい場所だと、自然がいっぱい、癒された、田園がきれい、のんびりした空気のきれいな場所、村の歴史が分かり、改めて素敵なか所だなどのどちらかというと自然に対する声が高かったということであります。また、参加者の中に気になる方はいらっしゃいましたかという質問といいますか、そういうようなお話をしたところ、あるいは、連絡を取る約束などなさいましたかという問い合わせに対して、相手がおり、連絡をとる約束をした、皆さん素

敵な方で、まだ良くわからない、相手はいないが、連絡先はいただいたという答えなどが5～6人ということになっているところであります。回を重ね、交流を深めることが大切ではないかと思っているところであり、第3回目をまもなく実施する予定でありますので、なんとか良い形に少しでもなればと、こんなふうに思っているところでございます。

次に、民生児童委員でございますが、今年が一斉改選時期であります。民生委員27名、主任児童委員2名合わせて29名の改選ということで、今回は10名が退任されて、新たに10名の方が加わりました。12月3日に、厚生労働大臣からの委嘱状と、それから村からの介護福祉相談員の委嘱状並びに県の方からもあるわけでありますが、それらの交付式を行ったところでございます。任期は、3年間ということでございます。昨今の住民を取り巻く環境は日々変化しております、今後の民生児童委員の活躍が期待されているところでございます。

次に、ホームヘルパー養成講座を今年度実施をさせていただいたところであります。つまり2級ホームヘルパーの講習でございます。通信教育などによる講義58時間、実技42時間、実習30時間という非常に長いことでございますが、現在、飯館校生12名、一般11名合わせて23名が受講をして、来年の3月に修了を目指して、今、頑張っていただいているところでございます。

次に、農政関係でございます。10月23日、24日には、秋祭りが盛大に行われました。恒例の収穫感謝祭などが行われ、もち米をはじめ19種類の農作物を献餞し、各関係団体の関係者が参列のもと、おごそかに取り行なわれたところでございます。それで、農作物の出荷状況でございますが、水稻は、平成22年の作況指数は、全国平均が9.9という平年並みですが、県平均が10.3のやや良、浜通りも10.4、あるいは飯館村もですが、10.4のやや良ということに一応なっているようでございます。出荷状況は高温障害による品質の低下、イモチ病、カメムシなどの被害も見られまして、うるちとモチ米の1等米は1万5,392俵、これは全体の49.5%。それから、2等米は1万3,216俵。これは全体としての42.4%。そんなことで昨年に比べてまして、1等米は9.3ポイント減ったわけであります。減でありますが、それに相反して2等米の方は5.1ポイントの増ということになっておりますので、10.4のやや良というのが、いかがなものかと、こんな思いは私だけではないというふうに思っているところであります。JAの集荷状況は、うるち、モチ米合わせて2万9,328俵の出荷申し出に対し、11月22日現在で3万1,130俵の出荷ということで、10.6%の集荷率になったようでございます。ご承知のとおり、うるちとモチ米の仮渡金が1俵当たり約4,000円減少しておりますので、JA取扱い全体の仮渡金が約2億3,000万円ということで、昨年より約9,000万円少ない状況でございます。

次に、野菜の状況でありますが、今年は村の野菜全体では、ご存じのように大変暑い夏というのを影響を受けまして、野菜全体の販売額は約2億900万円ということで、前年から4,000万円の減少。いわゆる前年に比べて8.4%と、こういうこと

でございます。主な野菜の状況でございますが、インゲンが一番販売額が多かったということで5,500万円でございます。これはそうは言っても前年対比78%ということで、1,500万円ぐらい減っているという状況でございます。次にチェリートマトが3,900万円で、野菜の中では2番目の販売ということあります。これは、面積が25アールほど増えたために、前年に比べて159%、昨年より1,500万円の増と、こういうことで非常に大きな伸びを示していたと。これがチェリートマト3,900万円でございます。春のブロッコリーでございますが、春と秋合わせて面積が420アール程度増えたんですが、3,500万円の販売額ということにとどまって、前年対比59%、約2,500万円の減と、大変大幅な減少になったということでございます。施設野菜の方のキュウリですが、これは例年よりも高い単価で販売されまして、3,900万円の販売。前年対比110%と、こんな状況でございます。花の方にいきますと、花全体では、これも暑い夏の影響を受けまして、花全体の販売額は1億5,100万円ということで、前年対比91%で1,500万円ほど減つたと、こういうことでございます。細かくいきますと、トルコギキョウは、8月後半以降9月前半の相場低迷時に出荷のピークとなつたために販売額が激減し、お彼岸向けの出荷が順調であったものの、販売額は9,800万円ということにとどまって、前年対比90%、1,100万円の減少ということで、残念ながら昨年の1億円には届かなかつたということでございます。リンドウは50アールほど面積が増えまして、一定の出荷ができましたために、これも3,500万円ということで、前年対比117%、500万円ほど伸ばしたと、こういうことであります。作物によって伸びたところ、減ったところいろいろ気象条件にあっては、なかなか大変だなとこんなふうにこう思っておりますが、これからもこれらのものを推進していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

次に、第3期中山間地域等直接支払事業であります。今年度から村内19集落が取り組むことになります。10月28日に開かれました飯館村第3期中山間地域等直接支払推進協議会の臨時総会において、最終的に各集落の対象農地面積、あるいは交付金額が確定をしたということでございます。対象農地面積の合計は1,755ヘクタール、交付金額は1億1,455万円ということで、2期に比べまして645ヘクタール、金にして4,966万円が増加したと、こういうことでございます。この増額分の交付金は、11月24日の臨時議会において予算を追加補正させていただいたところであります。今後、県の交付決定割合に応じて、年内に交付金の9割、来年1月以降に残り1割が、各集落へ交付する予定でございます。また、臨時総会ではこれまで同様、各集落や団体の取り組みをハード、ソフト両面から支援するため、共同利用機械の購入、パイプハウスの設置、あるいは担い手支援など、10項目の支援事業を実施していくと、こういうことで決定がされているところでございます。

次に、戸別所得補償モデル対策ということで、今年から始まった事業でございます。この事業、定額補償交付金と価格変動補てん交付金というのの2本立てで構成されているわけでありますが、このうち作付面積10アール当たり1万5,000円の定額補

償交付金については、交付対象面積が645ヘクタールに対して、合計で9,600万円ほどが、本日交付される予定ということでのございます。一方、水田利活用自給力向上事業の方は、去る11月1日に開催されました飯館地域水田農業推進協議会の臨時総会におきまして、県による激変緩和調整というものを上乗せしても、平成21年度より交付単価が下がる転作作物については、協議会として独自に10アール当たり1,000円の基金助成を行うことが決議されております。これにより水田利活用自給力向上対策の交付額は、協議会による基金助成と併せて約1億4,000万円余りということになり、米の定額補償交付金と同様に、本日、交付される予定でございます。これにより、この米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給力向上対策併せて、22年12月末までに農家の方の口座に直接振り込まれる交付金額は、総額で約2億3,600万円余りとなる予定でございます。また、今年度は米価が大幅に下落することが懸念されておりますが、農林水産省の戸別所得補償モデル対策実施要綱によれば、平成22年の販売価格が国の統計による標準的な販売価格1万1,978円を下回った場合には、その差額を基に算定された10アール当たりの交付金が3月末までに交付されることとなっておりまして、平成22年12月末までの交付額と合せれば、最終的には平成21年度よりも農家の交付金収入は増えるものと考えているところでございます。

次に、農業振興4者連携会議であります。いつもJAと県と村と3者でいろいろ農業振興について会議を持ってきたところであります。前の議会の方からも提言をいただきましたので、生産者も入れて4者会議を実施したところでございます。その結果、生産者のご意見とかご要望など、生の声も聞くことができましたので、今後の農業振興、あるいはどのような事業が有効かなど、更に検討を重ねて、23年度の当初予算に少しでも反映していきたいと、このように考えているところであります。

次に、農業後継者定着促進事業でございます。これも今年度から新たに新しく農業に取り組んでいただく方、若い方に農業用機械とか施設、あるいは資材の導入に、経費の一部について上限300万円を助成する事業ということで、若者の農業振興の定着を図っていきたいとこういう事業でございますが、現在のところ8名ほどの要望がありまして、今年度申請がありました4名中3名の方々については、審査会を開いて決定をしているところです。残りの1名についても11月17日の審査会において決定をいただき、4名の方がそれぞれ事業に取り組んでいるということあります。この意欲ある若者たちに大いに期待しているところであります。今後とも村の基幹産業であります農業の担い手支援をしていきたいと、このように考えているところであります。

畜産でありますが、ご存じのように世界的な景気の冷え込みになっているために、高級品である牛肉の消費の落ち込みは相変わらず続いている。これにより枝肉価格も大幅に下落しております。その影響によって子牛の価格も低迷し、村の畜産に大きな打撃を与えているところであります。本宮の子牛セリ価格を見ますと、平均価格が40万円前後で推移していますが、本村の子牛は今年の6月以降において市場平均価格を1万円ほど下回っているという状況でございます。また、依然として昨年からの価格低

迷が続いておりますが、子牛平均販売価格が40万円前後で推移していますので、このままの高値で推移することを期待しているところであります。

次に、商工観光関係でございます。まず、6次産業化加工施設建設にかかる取り組みについて、経過を報告をさせていただきます。平成21年度、大手食品流通メーカーである株式会社久世という会社でございますが、これらの会社の協力をいただきまして、6次産業化を進める生産加工販売実施計画を策定をしたところでございます。この計画の中では、短期、中期、後期とこういうことで、できるだけ現実的にということで、短期目標としては契約栽培による原料を生産出荷することによって、加工生産の基盤をつくること。中期としては、協力企業と共同でいろいろなスープをはじめいろんな試作を行っていきたい。そして、長期としては、販売先を踏まえた加工施設の建設を進めると、こういうことで村の6次産業化を推進していきたいものだということで進めているところであります。村ではこの計画に基づきまして、ジャガイモ、タマネギなどの土地利用型作物の契約栽培を進める一方、この会社と委託契約を締結いたしまして、飯館村の農畜産物を用いた产品開発業務を進めているところであります。長期目標である加工施設の設置については、これまで产品開発研究業務で協力いただいております先ほどお話しをさせていただきましたこの株式会社久世という会社を第一候補に、企業誘致の観点から設置協議を進めているところでございます。この加工施設の設置協議にあたり、条件を提示をして検討しております。一つは、10人程度の通年雇用が図れる施設にしていただければということが一つ。それから二つ目として、飯館村の農畜産物を製品の原料として使用をしていただきたい。三つ目としては、施設は村が設置をし、運営は民間が行う公設民営とするという形でいかがかということであります。総事業費としては2億9,500万円ほどを計画をしているということであります。10人の常時雇用を図るために、1億円あまりの販売額が必要になりますので、大変だなという気がいたします。したがって、売り先を確保してから加工品目を選定する必要があると。このためには、これらのノウハウを有する民間企業の活用でないとなかなか大変だろうし、それが望ましいだろうと、こういうことで村の指定工場用地としては、村民グランドに企業誘致として設置を図るべく交渉を進めているところでございます。この結果、平成24年度事業で施設の建設、25年度操業開始のスケジュールで、この会社と協議が今、進んでいるということでございまして、この建設にかかる具体的検討なども村として実現に向けて最大限の努力をこれから図っていきたいと、このように考えているところであります。

次に、同じく6次産業の一環として取り組んでまいりました味噌加工施設でございますが、この味噌加工、平成20年度から大豆の振興策として、村の振興公社において製造を進めてまいりました。この味噌ですね、もりの駅「まごころ」などで販売したところ大変好評ということで、製造にかかる加工グループから企業化してはとの提案を受け、設置場所や運営方法について検討してまいったところであります。その結果、今年度、「ワークスペースいいたて」、いわゆる昔の大和縫製のところの事業でありますが、ここをオープンさせました社会福祉法人福島県福祉事業協会という方が、

取り組んでみてもいいかなというお話がありましてですね、村の大豆を使用いただくこと、村内の障害者の雇用と社会参加に活用いただすこと、味噌加工の指導者として村内一般の方もいくらか登用していただければと、こんな条件で協議をさせていただいているところであります。この結果、加工施設と同様、村民グラウンドへの企業誘致の一環として取り組むべき協議を進め、福祉事業協会においても、建設に向けて、今、検討をしているところでございます。いずれにいたしましても、いろいろな要件なりいろんなことがありますから、紆余曲折はあるというふうに考えておりますが、もし、実現しますと、雇用人数や販売量など、いろいろなことで20トンほどの味噌の生産量があるということでございますので、できるだけ大豆栽培などによって遊休農地解消にもつながればと、そんなふうに考えているところでございます。

次に、学校法人目黒学院との相互友好協力協定を12月2日に結んできました。都市と農村の子供たちの健全育成と生きる力を育むことというような内容の相互友好協力協定でございます。今年の7月と8月に、この私立目黒学院中学校の教育旅行、あるいは同高校のキャリアゼミ研修が来てですね、大変良い取り組みをしていただきました。来年度も継続して行うということでございますので、協力協定を結びたいなということで、声をかけさせていただいたところでありますて、今年度実施した今お話ししました教育旅行やキャリアゼミというものは、試験的でしたけれども、来年度からは学年のカリキュラムに組み込んで実施されるということが決定されておりまして、これから都会の子どもたちの教育に、そしてまた相互に交流などすることによって、村の子どもたちにひいては、あるいは父母と受け入れ地域との交流なども期待されるのではないかと、このように思っているところであります。

次に、除雪体制でございます。11月30日に除雪担当者会議を開催し、体制を整えたところでございます。除雪1次路線は、村がリースする除雪機械と建設業者などの保有する土木作業機械などによって行っていただくところでございます。1次路線は59路線、104キロでございます。それから2次路線が、138路線、113キロということでございます。この2次路線のうち、55路線、37キロ、の約35%ですね、35%が1次路線と同時に行政区委託でお願いをしていると。これは、村が行っている2次除雪路線を、地域内のトラクターとか農業用機械及び車両型重機を利用して除雪をお願いしたいと。地区内交通の円滑化を図りたいという、その中の事業でございます。

次に、教育委員会関係、報告をさせていただきます。9月24日に飯館中学校前庭整備とスクールバス待合所の竣工式が“やったね実行委員会”の主催で行われました。前庭の方は、現在の中学生3年生が1年生の時に話し合いの中で提案されたものをデザインコンテストなど行って、整備をしてきたということでございます。この庭は「奏の庭」と名づけられましたし、また、待合所の方は、「ばすすとっぷ和場」と名付けられたところでありますて、これからいくらかなりとも冬の間、雨とか雪など、登下校のときに、ある程度安心してスクールバスや家族の迎えを待つことができるのではないかと、こんなふうにも思っているところであります。

次に、10月中旬以降、各学校とか幼稚園いろいろな行事があります。おゆうぎ会、学習発表会、文化祭など、それぞれ素晴らしい発表会をしているようでありまして、先生方の日ごろの努力に改めて御礼を申し上げたいというところであります。なお、飯館中学生が福島大学の体験入学をいたしました。これは11月26日に生徒63名、引率7名で福島大学に行って、大学の授業参観、大学生との話し合い、大学内のツアーなどを体験してきたところであります。この事業によって、将来、主体的に進路選択や決定できる力を養っていただければと、こんな目的でございます。中学生たちは緊張の面持ちでありますけれども、だんだんと打ち解けていきます。短い期間でしたが大学生活といいますか、それを楽しんできたようでございます。この体験を今後の進路決定にいかしていきたいというふうに思っておりますが、県内で中学生のこのようなことは初めてとこういうことで、福島大学ではいわゆる一生懸命飯館村の協力、協定の中でやりましょうと、こういうことで進めていただいたということでありまして、改めて福島大学の関係者に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

次に、19年度に中学校のいわゆるバスですが、この購入にあたりまして発行いたしました村民公募債の満期が11月30日に切れるところで、このドリーム号の感謝のつどいを子どもたち主催に開いていただきまして、村民債の償還を村民の方にしたところでございます。つどいは、中学生の生徒からドリーム号に購入にご協力いただいた感謝の気持ちなどがそれぞれ述べられて、意義あるつどいだったというふうに思っております。

生涯学習関係でありますが、9月12日にマラソン指導の小出義雄監督を招いて、講演会とマラソン教室を開催しました。当日は雨ということでございましたが、180人ほど集まつていただきまして、実技指導も交えてマラソンの楽しさなどを勉強をさせていただいたところであります。それから第4回になります市町村対抗軟式野球大会、これ9月19日に田村市のチームと対戦し、延長の結果、本当に惜しいところで敗れてしまいましたが、選手の健闘を称える祝賀会を開催したところでございます。それから、公民館事業として、までいナイト事業というのもございます。いわゆる食用の廃食油を利用してのローソクを作り、少し電気を消して、今までと違った雰囲気を味わいながら、少しでも資源を大切にする気持ちをということでございますが、今回は川俣町から中南米音楽のグループを招きました。そのローソクの灯りの中で影絵やコンサートをやって、までいな暮らしを考えたということでございます。47回の村民体育大会は10月11日に1日延期となった中で、さわやかな秋空のもと、開催をさせていただきました。9つの競技で楽しく健康の喜びを味わったところであります。秋まつりということでは、総合文化展が開催されまして、毎年毎年多くなってきておりまして、多くの村民から900点あまりの作品が出展をされたところでございます。「までいの里いいたてヨサコイまつり」なども行われたり、あるいはその中で12のグループによる踊りが披露されたりということで、大変賑やかな見物客に喜ばれた秋まつりとなったところであります。

最後に、第22回ふくしま駅伝でございますが、飯館村チーム一生懸命健闘いたしましたが、総合で35位、村の部6位と、こういうことであります。中学生主体のチームということで、選手は自分の力を出し切り、村の名譽を背負って一生懸命タスキをつないでいたいとこんなふうに思っておりまして、健闘祝賀会では、涙を流しながら報告する選手もありまして、それぞれに思いがあるんだなと。あるいは、村を背負った、そんな思いもこちらに伝わってきて、熱い思いを持ったところでございます。今後、関係者の協力を得て、継続的な選手の育成をしていかなければと、このように考えているところでございます。

以上が9月定例議会以降の村政の主な動きでございます。

それでは、議案につきまして、概要を説明をいたします。

議案第96号は、平成22年度飯館村一般会計補正予算（第6号）でございます。既定予算の総額に7,271万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を45億4,927万9,000円といたしたところでございます。内容でありますと、総務費としては、庁用器具として地デジ対応のテレビが174万8,000円、それから行政OAシステム更新の設計業務が315万円。地上デジタル再送信事業設計業務が390万6,000円。同じく地デジ再送信宅外電源確保事業に対する補助金ということで100万円ほど予算を上げさせていただきました。民生費は、重度心身障がい者医療費400万円。国保事業勘定繰出金が184万2,000円。介護保険特別会計操出金が272万8,000円。老人保護措置費201万8,000円。後期高齢者療養給付費負担金562万7,000円。子育て支援センターのいわゆる和室改修工事、これはまでい保健室でございますが、その改修工事を114万5,000円。それから子育て支援センターの備品購入費など128万1,000円。それからやまゆり保育所、いろいろ消防関係が不備だったものですから、その工事が174万9,000円と、こういうことであります。衛生費は、簡易水道事業特別会計繰出金144万6,000円。診療所特別会計操出金が、マイナス1,004万8,000円。労働費としては、緊急雇用創出事業費が293万4,000円。それから農林水産事業費は、普通貨物車購入が172万5,000円、旧草野幼稚園の跡地整備工事が200万円、農業集落排水事業特別会計繰出金が160万2,000円であります。土木費としては、村の単独で緊急雇用対策支援事業が2,000万円、それから除雪の重機借上げが2,000万円ということで上げさせていただきました。教育費は、いいたてっ子未来基金元金積立が100万円、草野小学校大規模改修工事実施設計業務200万円、給食センターの備品等修繕料が112万5,000円であります。これらを賄う財源として、地方交付税、国庫支出金、寄付金、繰入金などを充当するものであります。

議案第97号は、平成22年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。事業勘定の既定予算の総額に1,291万9,000円を追加いたしまして、総額を8億6,365万2,000円とするものでございます。主なものは、国庫支出金返還金が998万4,000円ということであります。これを賄う財源として、繰

入金、繰越金を充当するものであります。

議案第98号は、平成22年度飯館村診療所特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額から933万3,000円を減額して、総額を3,516万7,000円とするものであります。主なものは、一般職員の給料など933万3,000円の減額ということでございまして、財源調整としては、一般会計からの繰入金を減額するということでございます。

議案第99号は、平成22年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。予算の総額に144万6,000円を追加して、総額1億6,812万8,000円とするものであります。主なものは、施設の維持管理委託料及び工事請負費で144万6,000円の増額でございまして、財源として、一般会計からの繰入金を充当するものであります。

議案第100号は、平成22年度飯館村老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算の総額に92万7,000円を追加して、総額114万2,000円とするものでございます。主なものは、医療給付費などで92万7,000円の増額であります。財源としては、支払基金交付金、国県支出金及び一般会計からの繰入金を充当するものであります。

議案第101号は、平成22年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。既定予算の総額に160万2,000円を追加いたしまして、総額を5,758万7,000円とするものであります。主なものは、工事請負費160万2,000円の増額ということで、財源としては、一般会計からの繰入金を充てるということであります。

議案第102号は、平成22年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。今までの予算に308万9,000円を増額し、総額5億8,261万円とするものであります。主なものは、保険給付費の各サービス費を実態に合わせ補正するものということで、賄う財源としては、一般会計からの繰入金などを充当するわけであります。

議案第103号は、平成22年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。総額に64万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6,206万4,000円とするものであります。主なものは、職員の人員費の補正並びに後期高齢者医療広域連合納金の減額を行うものであります。これらの減額に伴う財源調整は、一般会計からの繰入金を減額するということでございます。

議案第104号は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。平成22年度福島県人事委員会勧告に基づき、特定及び一般任期付職員の12月支給の期末手当を1.6ヶ月から1.45月に0.15月引き下げて、年間支給割合を2.9ヶ月と改定するものであります。また、併せて任期付短時間職員の期末手当についても、改定するものであります。なお、実施時期は平成22年12月1日とするものであります。

議案第105号は、社団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更について

でございます。社団法人福島県林業公社の抜本的経営改革を支援することにより、森林の有する公益的、多面的機能の維持、増進を図るため、分収造林変更契約を締結しようとするものでございます。

以上が提出議案の概要でございます。よろしくご審議のうえ、御議決を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（午前11時08分）

（総務課長の議案説明）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時03分）

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 引き続き休憩でございます。午後の開議については、議案第96号から議案第103号まで、申し合わせにより先議でございます。よって、午後の開議の再開は13時30分。お願ひいたします。

（午後0時04分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時31分）

◎日程第4、議案第96号 平成22年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第96号「平成22年度飯舘村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

9番（大谷友孝君） 何点かお尋ねをいたします。

19ページの情報通信基盤整備19番の負担金補助で100万円、地デジ再放送の補助ということで5,000円上限で200件ほど予定をしているということではありますけれども、この前、全協でもお話をしましたけれども、この200件、確たる数字ではないのではないかというふうに思いますし、また、取り付けについては、わざわざ宅外電源が必要ない家庭にも宅外電源の設置をお願いしたというような経過があるのではないかというふうに思われますので、再度お尋ねをいたします。

また、ただいま総務課長からありました賦課徴収代金の不動産鑑定業務の45万6,000円でありますけれども、この今回の措置に至った経過について詳細をお伺いしたいと思います。

27ページ、緊急雇用の13番の委託料でありますけれども、地域エネルギー地産地消事業の業務であります食用廃油をバイオエネルギーに変えるという、これまでい企業に委託をする予定だというふうにお尋ねをしました。こういう施設、私どもも所

管調査をした経過がございますけれども、実施に至るというような事業になっているのかどうかお尋ねをします。

29ページ、27ページの3万円の工事請負のベンチ設置工事が、ふるさと水と土地域活動交付金ということで、組替えになった事業でありますけれども、先ほどの説明では行政区長に交付をしていくということでありますけれども、どのような内容で事業の詳細をお伺いいたします。

33ページ、草野小学校の大規模改修の設計業務でありますけれども、これも全協において説明を受けましたけれども、あの中でも図書室の上が大きく吹き抜けになっているという観点からは、この寒冷地に合った飯館には適さない構造ではないのかという指摘もありました。内容等について、もう一度お尋ねをするものであります。とりあえずこのぐらい。

総務課長（小林 孝君） まず、19ページであります。情報通信基盤整備事業の分の負担金補助交付金ということで、地デジの再送信宅外電源の確保事業補助金100万円の件でありますけれども、全協の中でもお話ししたとおり、この地デジの再送信確保工事の状況でありますけれども、NTTに確認したところ、現在、ONUを宅外に取り付けるというようなことで、予定しているのは209件のうち、宅外で電源を確保する予定のもの200件ということです。また、室内で電源を確保するものが9件となっておりまして、多くの場合、宅外で電源を確保するようになる見込みが多いというようなことであります。この200件につきましては確定ではありません。最大限村としても一応再三にわたりましてNTTの方と確認をしておりますが、かなり多くなるのではないかという見込みであります。現実にそれぞれの地デジといいますか、テレビの状況とか宅内での配線のこともありますから、これほどにはならないのかなと思いますけど、予算的には最大限予算を計上させていただいたというようなことがあります。なお、この地デジの宅外電源確保事業の交付金につきましては、一応村としましても交付要綱を作成して、そんなに事務手続き上難しくないような形で予算補助としまして、1件当たり5,000円上限に交付していきたいなど。また、対象経費につきましては、5,000円に満たない分につきましては、その額を交付すると。それから適用につきましても10月から現実に始まっておりますので、若干期間につきましてはさかのぼりますが、10月1日から適用させていただきたいなど、そんなようなことで交付要綱を作成しているところであります。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 第2点目の19ページ、不動産鑑定業務の件でありますけれども、今回のこういう措置をするに至った経過はとこういうことであります。実は平成17年、18年あたりだったと思いますけれども、高額滞納者のその対策のために、議会の方からも要するに村の補助金かなんかで制限をすることができないのかと。補助事業等で制限することができないのかということで、いったん条例の提案をした経過がございます。その条例は顧問弁護士に相談をしましたところ、上位の法、いわゆる憲法に抵触をするおそれが強いので、その条例は最終的には訴えがあったときに敗

訴すると、こういうことで補助金の制限については条例化がされなかつたと、こういう経過があります。そのときに村としては、そういう制限はできませんので、その法的に今の徴収方法の法的な措置の中でできる方法をすると、こういうお答えをした経過がございます。しかし、その後、強制的なそういう措置はしておりませんでしたが、毎回、監査の方でも滞納者の滞納の徴収に少しでも減るようにがんばれよと、こういう監査の指摘も受けておりましたので、法的な措置をするということになりますと、競売ですね、これが法的にできる強制手段というふうになります。それで、いろいろ高額滞納対策の会議の中でも議論をしてきました。その対象をどういう者を対象にするかと、こういうことですが、100万円以上の高額滞納者であつて、その物件については差押えはしておりますけれども、抵当権の付いていないもの。抵当権が付いていますと、それは村だけのものにはなりませんので、抵当権の付いてないもの。それから、土地そのものの名義が滞納者本人名義であることとこういう条件で、もう一つは納入の実績ですね、非常に悪質と思われる滞納者と、こういうことで選定をさせていただいて2件ありました。その中の今回、1件を不動産の競売にかけるための鑑定業務に委託をすると、こういうことでございます。

村長（菅野典雄君） 緊急雇用でいわゆる食廃油を利用してのエネルギー交換と、こういうことあります。ご存じのように環境問題といいますか、いわゆる少しでもCO<sub>2</sub>を出さないような、あるいは環境を汚さないような事業というのは、もうどこの自治体も大なり小なりいろいろな形でやっておりまして、いわゆる油などに出てくる、食油などに出てくるのをガソリンにして、ごみの回収車の自動車のエンジンに、燃料にしていると、こういうのが結構もう何年も前からやっていたところはいっぱいあるわけですが、実はなんとかそういうこともできないのかと。飯館村にも大きな施設としてきこりがございます。それから、給食センターがあります。特老があります。また、食堂も何軒かあるわけですから、本来は家庭までもできれば良いわけですけども、とりあえずそういう大きなものからどのぐらい廃油が出てくるのかと、こういうことをやっぱり勉強する必要があるのではないか。あるいは一方で、までい企業組合はこれまでに2回にわたって食廃油を燃料にする機械を秋まつりとか、あるいはいろいろな夏まつりに持ってきて展示をしているというようなことがございましたので、非常にそういうところの関心を持っている、あるいはつながりを持っていると、こういうことであれば、とりあえずどのぐらい出てきて、どういう仕組みをして、どうすればいいのか、その辺を今回の緊急雇用対策の人を配置して調べていただくということでやってみようではないかと。まあ実施に至るのかということでありますけども、たぶん私は何と言いますが、機械の導入といいますか、そういうものが行政の方でいろいろな事業なり何なりを使ってやることになれば、今まで捨てていたものが、そういうところで少なくとも今、ごみの収集車の1台ぐらいのガソリンにはなるのかなと。ただ、その量と燃料との関係がどのぐらいの量になるのかというあたりをやっぱり調べないと前にも後にも進めないと、こういうことで今回、この100%の緊急の対策事業で調べさせていただきたいと、こういうことでのお話でございま

す。以上であります。

産業振興課長（中井田 栄君） 29ページのふるさと水と地域活動交付金50万円でありますけども、ご承知のとおり、この事業は農村総合整備事業の環境整備分としてベンチの設置と周りの砂利敷き等の環境整備をというようなことで進めてきたわけでありますけども、先ほどご説明していますように、当初請負費で取っていたわけでありますけども、これ地元で活動していただきながら、より良い事業にしていただくというようなことで、地元での受け皿整備を進めてきたところであります。11月の経過を申しますと、11月24日に小宮のコミュニティセンターに関係者、区長はじめお集まりをいただきまして協議をしております。受け皿としましては、地元の野手上山を守る会を作っていただきまして、会長には区長さんになっていただきまして、役員の皆様に組織をしていただくということで協議をしております。今後のスケジュールとしましては、12月21日に第2回の打ち合わせを行いまして、このデザインの素案の検討をしていきたいというふうに考えております。

教育課長（中川喜昭君） 33ページの草野小学校大規模改修の実施設計業務についてのお質いで、今回の草野小学校の図書室が開放感にあふれた部分ということで、中二階的な建物を計画しているということでお話を前にもしておりますが、その中の暖房効率が寒冷地に合わないのではないかというお質いでございますが、当初はこの図書室につきましては、増築等は考えてはおりませんでしたが、審査委員会、あとは協議会の協議の中から提案を受ける中で、基本設計の中に取り入れた部分でございます。協議会、審査委員会でもやはり暖房の効率化の部分ではいろいろ議論をされたところでございますし、また、11月24日の全員協議会の方でも、そのようなお話をいただきまして、その後、設計業者、あとは審査委員会等でも話をする中で、その対応策として、やはり効率に配慮した設備がやはり必要だということで、設計業者につきましては、技術的には解決できるということで対応ができるのではないかという結果を得ているところであります。今のところ今後、実施設計になりますと、具体的な方策といいますか、やり方については検討していくつもりであります、今のところは屋根に扇風機と言いますか、プロペラと言いますか、空気の循環型ができるような装置なども付けて対応できるのではないかというようなことで、現在、計画をしているところでございます。以上であります。

9番（大谷友孝君） 地デジ再送信ですけども、宅外電源ですね、私もちよつと知識ないものですから、そういうテレビに詳しい方にお尋ねをしますと、飯館の場合、CS、BSを見ている方にとってもこの交換機を通して見ているという方は少ないのでないかというふうにおっしゃるんですね。原町とか、そういう福島みたいなところは交換機を通して、通常のテレビのアンテナとCS、BSですか、そういうものを交換機を通しているが、飯館の場合、ほとんどBS、CSは単独無線で引いているのがほとんどではないかというようなお話があったわけです。また、先ほども言いましたように、この電源の確保についてはNTTの業者の方が、とにかく外に電源が必要だという説明のもとに設置をしておりますから、まだ3月までには1回か2回訪問するとい

うふうに言っていますから、その現地を専門的に見ていただいて、果たして電源の必要なものなのか、それとも置かないで済むのか、その辺はNTTの業者さんと詰める必要があるのではないかというふうに思っていますけども、もう一度。

総務課長（小林 孝君） 村内でBS、CSがどれくらい加入して見られるような家庭があるかというのはちょっと調査してみないと分かりませんけれども、現在、お質の件につきましてはですね、NTTとも十分に検討してまいりたいなど、こんなふうに思っています。また、村内の電気店とは先日、打ち合わせを行いました。詳しいケースはまだそれぞれ把握をしておりませんけれども、電気店に頼むのは多くとも100件程度ではないかなというようなお話をいただいております。ただ、農家としましては、どうしても宅外に電源を有しているというのが、大変便利だというような面もありますし、また、新築工事については、やっぱりどうしても形をきれいにして宅外に設置したいというようなこともありますので、それぞれの家庭の状況を十分考慮しながら、NTTとも今後とも十分に詰めてまいりたいなど、こんなふうに思っております。以上であります。

9番（大谷友孝君） 十分に検討していただきたいなというふうに思います。また、不動産の鑑定業務でありますけども、私も税の公平、公正さを優先すべきだというふうに思っていますから、こういう換価対策を否定するものではありませんけれども、今回、田畠、原野ということでありますけれども、100万円以上という滞納額、先ほど悪質という言葉がありましたけれども、私が承知している分では悪質ではなくて、収入が少ないというのが現実なのかなというふうに思っています。この宅地、居住に関してこれは担保されるのか。あとは換価購買で納税金額に至らなかつた分、これは不納欠損的なものになるのかどうかお尋ねをします。

副村長（門馬伸市君） まず、1点目の宅地、それから建物ですね、それを差押えという、競売という手続きはないということで話し合いは詰めております。

それから、納税金額に例えれば入れた場合、納税金額に至らなかつた場合についてはどうなんだということでありますけども、まず、卖れた場合を想定して、その卖れた金額の最初に充当するのは不動産の鑑定業務のこの45万6,000円ですか、最初にこの部分に入れるんだそうです。その後にその税の足りない部分に入れると。それで足りなかつた部分はその評価ですね、それがあるというふうに思いますけども、予定している土地がそんなに大きな金額で売れるということは考えてもおりませんし、また、売れるという保証もたぶんあの現場を見てみると、まあ売れる状況にはあまりないのかなと、こんなふうに思っていまして、例えば売れなかつた場合、これは何回か手続きしますけども、どうしても卖れない場合は、そのまま差押えのまま継続をすることになるかなというふうに思います。一つの方法としては、3回、4回やっても売れなかつた場合は、不納欠損して、その税額を落とすと、こういう方法もあるようでありますけども、そうしますと公平、公正ではないですよね。差押えをして競売に出して売れなかつたら不納欠損でまた本人の土地になると、こういうことですから、それではまじめに納入している人からすれば公平、公正さを欠くわけ

すので、それは継続して担保物件、差押え物件として継続をしていくと。時効の切れないような手続きを踏みながら継続をしていくと、こんな措置になるのかなというふうに思います。

9番（大谷友孝君） ここに至った経過というものを理解するものでありますけれども、やはり不動産がだめなら動産という方法もあるわけですから、その辺も検討していくらかでも糧になるものの方が良いのかなと私は思うのでありますけども、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 高額滞納者の検討会の中でも、不動産だけありきではなくて、物品もということで話し合いはしています。それで、例えばできるものとできないものあるんですよね。農機具なんかの場合は、農業をやっていればトラクターとか田植機とか、そういうのは差押えなんかできないみたいなんですね。いわゆる生産して、その税に変換、償還できるということもあって、できるものとできないものがあって、例えば乗用車なんかも差押えと言いますか、売りに出すことはできるんですけども、あるいは乗れないようにするという方法もありますけども、手続きが結構費用がかかりして、その割に見返りが少ないということありますので、物品という方法もありますけれども、この次の段階ですね、まず、1件、不動産のこの手続きをさせていただきて、また、第2段目にその物品の競売と言いますか、売払いのその手続きの方も検討してみたいなど、こういうふうに思っております。

9番（大谷友孝君） 農業生産機械は無理だという、それはもっともだと思うんですね。ただ、私が申し上げているのは、この田畠、原野の中に樹木のようなものが含まれるとすれば、そういう庭木のようなものでも代替えになるのではないかということでの発言なんです。いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） たぶん樹木というのが庭木という理解でよろしいんですか。この辺も何と言おうですかね、評価の分かれるところだと思いますけども、その道に詳しい人は高く買ってもらえるかもしれませんし、興味のない人はなかなか難しいのかなと、こんなふうにも思います。それも一つの方法だと思いますので、検討させていただきたいというふうに思いますし、また、山ですね、山の立木、これもできるわけありますけども、こちらの山の価格が非常に悪いです、それも一つの方法ではありますけれども、次の段階としては、今、庭木の話がありましたけども、山林の立木ですね、こちらの方も検討させていただきたいというふうに思います。

9番（大谷友孝君） 差押さえて役場がすべてやるというのではなくて、納税者と相談をしながら、納税者にもそういうものを売買しての納入などの努力もしていただくというようなことはいかがということでございますので、ご相談をいただきたいと思います。

エネルギーの地産地消でございますけれども、までい企業さん、今までそういうデモストレーションやってきたということありますけれども、私ども宮城県の気仙沼大島を研修してきた経過がありますけれども、きこりや給食センターうんぬんの油量では製品化までは程遠いんだろうなというふうに思います。今回、物になるかどうか

試してみるということでございますから、もし、こういうものに取り組む実施の方向に向けていくということであれば、私は南相馬市、協定がありますから、その辺までのエリアを考えて事業を取り組むということもあってもいいのかなというふうに思うわけでありますけども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 調べた結果、成り立たないということであればやめるのも一つの手でありますし、やるにあたっては、今ご提言のあったようなものも考えていくということではないか、まずは調査をさせていただければと思っています。

9番（大谷友孝君） 29ページのふるさと水と地域活動交付金、1回地元と協議をしている。また、学ぶ会等を作つてうんぬんということがありました。21日に2回目の会合ということでありますけども、あくまでも行政区が主体となって進めるという事業なんでしょうけども、この50万円、今年度単年度だけなんでしょうか、お尋ねします。

産業振興課長（中井田 栄君） 行政区が主体となってというようなことで、第2回目、21日に打ち合わせをさせていただくというようなことあります。50万円については、今年度というようなことがあります。

9番（大谷友孝君） これから冬の時期になるわけですから、これ3月までが50万円ですね。この前、現地設置うんぬんということでは、快適だ道にあるようなものだというような説明もありましたけども、地元の計画といいますか、地元が主体ということになれば、その内容も変わってくるのかどうかお尋ねします。

産業振興課長（中井田 栄君） 基本的にはベンチの設置とあと周りの環境整備というようなことで、砂利敷き等も含めてやっていくというようなことでの方針は前のとおりであります。

9番（大谷友孝君） この事業ですね、何か年かの継続事業というふうに聞いておるんですが、どうなんでしょうか。

産業振興課長（中井田 栄君） 今回、整備につきましては、今年限りというようなことで聞いております。

9番（大谷友孝君） 小学校の改修工事ですね。循環式にして何とか対応したいということですけども、正にここも議場もこのように二つもたいて暖を取らなければならぬとうような、ましてや小学校の本当に立派な図書館といいますか、大きなスペースを占める、その程度のことでは暖が取れるのかどうかもう一度お尋ねしておきます。

教育課長（中川喜昭君） 面積が350平米あります、屋根も吹き抜けというような天井が高く開放感があるという施設というふうに考えております。そういうことで、今、お質しいただいておりますように、暖房の部分ですね、心配されるという部分であります。やはり何度も申し上げましたが、やはり審査会とか協議会の中でもあまりにも暖房費がかかるような施設では困るなどということでも話をしました。ただ、この施設を学校図書室という部分ではなくて、あとは公民館の方が今回、改修される中で、図書機能がなくなってしまうという部分で、それらを補完するということで今回の図書室を地域開放型に考えていくべきかというふうに考えて、今、草野小学校

の方に図書の増冊というのか、冊数が大体 7,000 冊ほどある状況であります。あと公民館に今、図書コーナーところにたぶん 5,000 冊程度があると。ですので、ある程度 1 万冊くらいは蔵書できるようなスペースがほしいという思いもありまして、そのような大きさになったという経過がございます。それで、そういう中で暖房の効率という部分でもやっぱりそういう施設も必要だということもありまして、その検討もしましたところ、設計の方の考え方としては何とかできると。ただ、先ほどプロペラという話も言いましたが、それも一つの案としての話でありまして、効率を良くするためいろいろなものを見たり聞いたりしていただきながら、私どもも、もし、近くにそういう現地があれば、そういうものを見ながらいろんな部分で選択して効率の良い施設にしていきたいというふうに考えております。以上であります。

村長（菅野典雄君） ちょっと補足させていただきますが、昨日、設計屋とお話しした中では、いわゆるオープンにもなるし、閉じられるという戸をほとんど付けると、こういうことでありますので、なかなかこれから詰めなきやならないところはあると思いますが、十分その辺は後で心配のないようにしていきたいと、こんなふうに思っております。以上であります。

9番（大谷友孝君） 正に片方ではエコハウスを売物として、先ほど言ったようにオープンスペース、相当な部分があるようと思われますから、その辺は十分検討していただきたいものだなというふうに思います。

もう 1 点、最後に 35 ページの保健体育総務費の報償費、一般報償でマイナス 14 万円の補正でありますけれども、当初予算が 15 万円組まれたという中での今この時期に 14 万円のマイナス補正というのはどういうことなのかお尋ねしておきます。

生涯学習課長（愛澤伸一君） ただいまのご質問 35 ページの一番下の段の報償費の減額でございます。今回、12 月の議会にあたりまして、フルマラソンコースの整備事業予算の整理を行っているところでございます。今年度、このマラソンの活用の仕方につきまして、外部講師をお招きして運営委員の皆さんといろいろご指導いただきたいなということで当初予定しておりましたが、たまたま非常に安価に招聘できる先生をお呼びすることができまして、当初 15 万円で予定しておりましたが、1 万円程度の謝礼で済んだということで、今回、減額させていただくものでございます。

9番（大谷友孝君） 報償費が安くあがったということは、大変よろしいかなというふうに思います。ただ、看板が立ちまして、マラソンコースの至る所に看板は立ちましたけれども、しかばねコースはどうなっているんだうんぬんというものが、村民には見えないのでないかなというふうに思ってます。後ろのページでパンフレット作成するという予算を組んでいるようありますけれども、まだまだ住民には浸透されていないというのが現状だろうというふうに思いますが、この外部講師うんぬんも大事でしょうけれども、村民に対しての説明なども果たしていくべきではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

生涯学習課長（愛澤伸一君） フルマラソンコースにつきましては、平成 21 年に認定をいただきまして、今年度の予算を使いましてコースの整備等を行ってきたところで

ございます。併せてPR用のパンフレットを作成いたしまして、1回目の作成は終了して、全戸にも配布しているところでございます。マラソンのコース、あるいはこのコースにつきましては、常設のコースということでございまして、どなたでもいつでも利用していただけるということでございます。住民の皆さんの中には既に朝夕のウォーキングのコースであるとか、そういうことでご活用いただいている方もいらっしゃるようでございます。次年度に向けては、何らかの住民の皆さんにPRも兼ねたイベント等も企画しまして、広く利用を呼びかけてまいりたいなというふうに思っております。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。

10番（佐藤八郎君） まず、21ページの民生費で社会福祉協議会運営費補助金91万5,000円というのがありますけど、これ内訳と、なぜ今になって負担金補助で出てきたのか伺っておきます。

国保事業勘定と介護保険特別会計のこのここでの繰出金の要因となる内訳はどういうことか伺っておきます。

あとは25ページの保健衛生費なり保健活動費での職員の手当などということで諸手当50万円、46万円というのがありますけれど、これはどういう仕事の手当内容になって、どれだけの頑張りをされての手当なのか伺っておきます。

あとは、その衛生費の中の144万6,000円という特別会計の簡易水道の繰出金ありますけれど、これは村民のためにどのような成果を求めての繰出金なのか。

あとは29ページにおける農業費におけるいわゆる繰出金、農業集落排水事業特別会計、これも村民にとってなぜ今、繰り出す必要性があるのか伺っておきたいと思います。

31ページにおける土木管理費、定住化対策家賃補助金、これ今年やってきた中の内訳になり補助要件、今後のこの補正について内容を伺うものであります。

あとは下にいって除雪用重機借上料ありますけれども、このどういう機械を借り上げて、その機械をどのような活用して除雪をしながら安心、安全な交通体系を守ろうということなのか、具体的にお知らせ願いたい。

あとは33ページにおけるいいたてつ子未来基金の元金ということではありますけれども、これまでの基金の使用内訳と残高と、今回こういう寄附があったということで積み立てるようありますけど、今後の使用方法など分かれば伺っておきたい。

あとはこの共済費の中で臨時職員社会保険料128万7,000円と出てきて、これも内訳と、なぜ今、ここで補正なのかお聞きしたいと思います。以上です。

健康福祉課長（菅野司郎君） 21ページの社会福祉協議会運営費補助金の内訳でございますが、給与のアップの分が実は臨時職員の分であります、こちらの方が6万1,000円ほどということになります。あと超過勤務手当であります。こちらの方は緊急雇用で1人置いたんですが、ちょっと体をこわして退職されたということで、その分の業務が増えてくるということで、1人当たり月20時間程度ということで超勤が増えていくということで、27万3,000円ほどということになります。退職

共済の分であります。こちらの方は58万1,000円というような形になっております。なぜ今になったのかということでございますが、何とかこの当初の予算の中でやれなかないというふうにはきていたんですが、共済費の分について金額が大きくなってきたということで、今回、補正というような形でお願いしたいというふうに思っているところであります。

あと国保事業勘定、介護保険の特会の繰出金関係であります。こちらの方は超過勤務でかなり食っておりまして、そちらの方の手当になるという形になります。国保事業勘定の方は3人分になります。あと介護保険の方は2人分という形になります。主な額でありますので、すべてが超過勤務という形になりません。今回、見直して再計算した額というふうになっております。以上です。

産業振興課長（中井田 栄君） まず、25ページの簡易水道の繰出金144万6,000円、あと29ページの農集排の160万2,000円でありますけども、特会の方でも載せてあるわけでありますけども、簡易水道につきましては、民間アパートへの簡易水道の敷設というようなことで110メートル、あと農集排につきましては102メートル分の布設の工事費になるといった内容であります。

あと31ページの定住化対策家賃補助6万円でありますけども、これは当初予算で234万円ほど17件の件数を予定していたわけでありますけども、今後、5件ほど追加になるのではないかというようなことで、残り6万円不足しますので、今回、補正をさせていただくといった内容であります。

あと、その下の除雪の重機借上でありますけども、先ほど総務課長が説明しましたように、1回400万円くらいの除雪費がかかるというようなことで5回分、今後、見込んで2,000万円の補正をさせていただきたいといった内容であります。

総務課長（小林 孝君） まず、25ページの保健衛生費の職員手当と共済費分であります、これにつきましては人事異動と県の人事委員会勧告に基づく補正であります。

それから、33ページの教育費の事務局費の臨時職員社会保険料ということで、当初それぞれ臨時職員の社会保険料計上しておりますけれども、いろいろな形で臨時職員分の社会保険の計算上足りなかったということで、今回、補正するものであります。以上であります。

教育課長（中川喜昭君） 33ページの未来基金でありますが、先ほど今回100万円の積み立てをするということで、総務課長の方から説明をしたところであります、今回、元金の積み立てでラオス関係で176万円、これは今年で31件の寄付がございます。あといいたてっ子未来基金関係では8件、あと絵本関係18万2,000円では14件の現在のところの寄付行為がございます。それで、まず、今の現在高であります、ラオス関連におきましては90万163円、あといいたてっ子未来基金が360万567円、あと絵本が18万2,000円ということで、全体の合計の残高が11月29日現在で468万2,509円という状況であります。それで、今年度で取り崩しという部分が2件ございまして、まず、1件がラオスの学校づくり支援ということでの175万円を支出しております。あとは絵本リレー関係、本棚の部分で

すね、絵本文庫等への本棚等への部分の備品購入等で58万9,212円ということでございまして、これらを引きまして先ほどの現在高ということでございます。それで、11月29日以降の部分で今後の見通しでございますが、今までの補正の中でもいいたてつ子未来基金からの財源充当等がございます。まだ、先日の11月30日にも村民祭の利子償還にもこのいいたてつ子基金を充てるということでの支出等を見込んでおりまして、現在、財源を充当している部分を差し引きますと、現在高で246万8,000円ほど残るというような状況になっているところでございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 21ページの社会福祉協議会運営費補助金、タベ社会福祉協議会評議委員会があつて、その評議委員会で突然年間退職共済預金支出5万7,000円の年間予算に対して、補正23万5,000円というのが突然出てきたので、いろいろ聞いたところ、今回の村の一般補正あげてあると、村からもらえる予定だということになってますので、そういうふうになりますと、この退職共済の積立金が今回58万1,000円発生したと。そうするとこの職員に対する労働基準法からすれば2年数か月積み立てることなく雇用してきたという結果が生まれて、どこでだれがどういうミスをしているのかは分かりませんけども、責任の所在も分かりませんけれども、そういうことであつていいのかどうか。

村長（菅野典雄君） 福祉協議会の難しさは、もともといいたて福祉会との人事交流、あるいは村との人事交流で、正にちょっと言葉は誤解あるかもしれませんけれども、寄せ集め世帯みたいな形でやってきたと、こういういきさつがありまして、村の方の基準があつたり、いいたてホームの基準があつたり、非常にそこに煩雑さがあつたと、こういうことがありまして、これは我々として非常に反省だなど、こんなふうに思っております。そんなこともあったものですから、やはりだれか1人はきちんとした人をやらなければならないのではないかと、こういうことで19年度からいいたて福祉協議会の正職員1人と、こういうことで応募をして雇ったわけですが、そのときにこれも我々すべてこれ事務方のミスと言いますか、いわゆる正職員でありますから当然退職手当のところに加入をして、その代金をずうっと払い続けていかなければならなかつたわけですが、それをしないできてしまつたと。今言ったように事務的にはちょっと寄せ集め世帯のことだったものですから、そういうことで、今になつてさかのぼることはできないと、こういうことだったものですから、とりあえず3年分ぐらいになりますか、今は出しているわけでありますけども、その空白期間を今回、一時金という形でお願いをしてご理解をいただくとこういうことにしたいなということで、社会福祉協議会とのお話し合いをさせていただいて、今回、上程をさせていただいたということあります。間違いなく事務上の手落ちとこういうことであります。本当に申し訳なく思っておりますが、そんな事情ですのでなにとぞご理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 確かに昨日、福祉協議会の会長が言うように、私ども団体は収益を上げる団体でないために、予算、収入、支出とも村の予算の組み方によってすべ

て決まつてくると、そういう中で経常補助金も70%ぐらいに上半期は抑えてくれと。事業についてはやつたものだけの補助しか出せないというご指導いただいて、その器の中でやつているというような報告もありましたけれど、寄せ集めという村長の言葉は良いかどうかともかくとして、きちんと事務局に前々からそれなりの担当職員を派遣して、昨年の4月、今年の4月からかな、村の基準に従つてということで改正をされて運営されているわけですから、そういう中で更に2年半というか3年近くこういう積立金がされなかつたという、さかのぼることはもちろんできませんから、この一生懸命頑張っている職員にとっては非常に納得していいのかどうか分からぬような感情というか、そういうものもあるのではないかと心配をいたすんですけど、そういう意味ではどこでどういうボタンの掛け違いになつてゐるのか。確かに県の退職共済と国の退職うんぬんあって、ほとんどの市町村の社会福祉協議会は県も国のも加入しているというのが実態のようですが、飯館村は県の方は加入することないというふうに役場の方からご指導をいただいているということなので、その國の方の部分がかけ忘れていて、現在のこの結果だということをタベ聞きまして大変驚いています。けど、どうなんですか、その辺は実態としてそういうことで間違いないのか、それで良かったのかどうか伺つておきます。

村長（菅野典雄君） 先ほどお話しさせていただきましたように、詳しくは私も知らないという言い方は失礼な話なんですが、いいたて福祉会の方も入れ替えなどを退職金についてはいろいろしてます。つまり福祉関係はなかなか複雑な形があるようありますて、そのようなことがございましたので、以前は社会福祉協議会にいいたて福祉会から職員が派遣をして、その派遣した中で退職金がそこに派遣すると、どうも切れるとか切れないとかいろいろなことがやっぱりありますて、その都度その都度修正はしてきたところですが、そういう中での正職員の配置ということだったものですから、村の方もそこまで気配りができなかつた、あるいはいいたて福祉会の方の流れの中だつたものですから、こちらの方も気づかなかつたと、こういうようなことがありますて、間違ひなく本来そこできちんといいたて福祉会のその職員という規定なり何なりが初めてだつたものですから、そういうミスを犯してしまつたとこういうことあります。本人がどうなのだと、こういうことありますけども、社会福祉協議会会长との話し合いの中で、それなりに納得はしていただいているものということで、今回、補正予算を上げさせていただいておるところです。以上です。

10番（佐藤八郎君） 私、福祉関係、非常に村民のために关心を持たなくてはならないということで、いろいろ勉強させて活動もさせていただいておりますけども、そういう意味では社会福祉協議会の果たす役割、責任、非常に重いものもあるし、保健福祉課との連携、また、福祉会との連携も含めて大きいものがあると。そういう中での気配りなり事務的ミスがあつて、こういう結果ですけど、今後、こういうことがないようにもちろんすけれども、この年間の決算状況を見ても70%とか58%とかと、上半期過ぎても50%至らない部分、上半期での100%に至らない部分がかなりあるんですけど、これはほとんど村の予算の投入がされないことでなつてゐるというの

が実態ではないかと。そういう意味ではもっと10月、11、12月に追い込むような予算の執行になっているのかどうか分かりませんけれども、年間通してやっぱり村民の負託に応えていく団体にしては、ちょっと改善が必要かなというふうに思っているんですけど、どういうふうに考えるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 本来、村がやらなければならない福祉事業を二つか三つくらいたぶん委託をしていると、こういうことでございます。したがって、場合によってはその辺が大変だということがあるのかもしれません、いずれにいたしましても、住民にとっては大切な組織だとこんなふうに思っておりますから、今後とも会長、あるいは理事の皆さん方と相談をしながら、少しでも住民にとって期待されるというか、頼りにされる組織に近づけていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 25ページの簡易水道事業特別会計への繰出金について、説明によれば、民間アパートの建てらせるための繰出金ということが明らかになったので伺いますけど、民間が今後とも建てる場合、今まで建てた場合、いずれにしてもこのような繰り出し、公金支出をしてきたのか、していくのか。なぜ今回は、このような予算措置をとるのか、全協でいろいろ伺って資料提出を求めましたが間に合わず、資料は出てきませんでした。いずれにしても民間アパートを建てる事ありきで段取って予算も出ていた。議会では全協の中でこれを良しとしてやるべきとなったとは私自身は思ってませんけれども、今日の提案からすれば、そういう段取りの予算だと思うんですけど、こういうやり方でいいのかどうか。まして民間アパートがほしいという公募も何もしない、3年前からお話をあつた一業者が建設するという業者との癒着も考えられるような下地、段取りですけれども、それでいいのかどうか。まず、今後のことなり今までのことなり含めて伺っておきたいと思います。

産業振興課長（中井田 栄君） 先ほどもお答えしていますように、全協でも資料をお出ししてご説明をさせていただきましたけども、民間アパートへの簡易水道と農集排の敷設工事費として、今回、繰り出しをさせていただくといった内容であります。

村長（菅野典雄君） いろいろ担当に聞きましたらば、基本的には家の近くまで水道にしろ、あるところですよ、全くないところでは別ですけども、水道なり下水道なりは、その近くまで持っていくというのは、役場の今まで民間だろうと、あるいは公であろうとなんだろうと、なんせ各家庭だろうとやってきたんだと、こういうことありますので、今回はあの場所はなかったので、こちらで引かせていただくと、こういうことがあります。そこから家に入るのは、これはもうまたそれぞれの家庭なり業者なり何なりということだということに思っています。ですから、たぶん今までそういう形で村は何ら特別にということではない形ではないかなと、こんなふうに私は思っているんですが、以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後2時39分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時54分）

村長（菅野典雄君） 大変皆様方にいろいろご心配や、あるいはお悩みをさせて本当に申し訳ございません。こちらの方がしっかりとその辺の打ち合わせをしておけば良かったんですが、できなかつたということで心からお詫びはしたいと思いますが、今のお話がありましたように、できるだけ対住民、今回は何と言いますか、役場の職員の住むところであり、また、民間の業者と、こういうことがあります、相手、いわゆる住民の立場に立ってできるだけ村が生活の環境を整えているのが公の仕事だと、こういうことで配管のサイズなどがありました、今回もその一連の中の事業だと、こういうことで是非とらえさせていただいて、これから村民に対してもその基準で進めていきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 今の答弁を受けて聞きますけど、今後は本管50ミリ希望すれば、みんな村で家の根っこまで引いてやることになりますか。

村長（菅野典雄君） 今、お話がありましたように、ある程度まとまった中で、そこに1本本線として引いていけば、各家庭が自分の自力で引かれると、こういうことになればそれは引くということになりますが、1人に対してという話になるのかどうかというのはそのときそのときだと思いますが、少なくともできるだけ努力はすると、こういうことではないかなというふうに思いますが、是非その辺極端な話の中での決定ではございませんので、いわゆる公平、公正の中でのということでござりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 公正、公平言ってもらってもひとつも公正、公平だと思いませんけども、そうしますと、民間で8戸建てを建てたい場合は50ミリであれば村は準備して付けてやると、水道はお付けしますということにはなりますね。

村長（菅野典雄君） 付けてというのは、その近くまでというのが今のお話でございますので、その辺は今、皆さん方とこれお約束をしたわけですから、当然成り立つというふうには思っております。以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後2時57分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時58分）

村長（菅野典雄君） 答弁させていただきますが、一定の区域と、こういうことにご理解いただきたいというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） では、何戸で、一定の区域はどこの地域を指すのか明らかにしてください。

村長（菅野典雄君） こういうことがありましたので、これからはきちんとした形をやりたいと思うんですが、今、申しましたように、たぶん今、何と言いますか、引いている本管から100メーター、200メーター、その辺が、あるいは場合によつては300メーターぐらいもいくかもしませんが、その300メーターというのはたぶん何軒かというところとの兼ね合いがあると思いますが、その辺ぐらいでしたらということが一定の区域なのかなと、こんなふうに思っていますが、ここで今の言葉が全くそのとおりということではなくて、村の方でもう一度その辺を精査させていただいて基準を作らさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 集落排水の方ね、水道をやめた。集落排水、これ併ないと今回の成り立たない、併の予算今回取ってない。無理矢理今回やろうということで、本管という扱いだということです。これも過去に先ほど休議の中で言いましたけど、深谷でも十二分に区長を挙げてみんなして要望を差し上げましたけども、最終的にはできません、できませんで断られた経過がございまして、今も残念がって皆さんいますけど、今度は一業者が民間アパート建てたい、8戸だから125ミリ本管と同じの付けるから良いということで良いとなれば、今までのことと、これからは違うではないんだという方向で良いのかどうか。

副村長（門馬伸市君） たぶん深谷地区の場合は、下水、皆さんもご承知のとおり、自然流下式で向こうまで行つてますよね、一部ポンプアップしているところもあるけども。深谷の茶畠の茂さんところまでは自然流下で行きますよね。三浦太さんの方に行くと今度下がっていますよね。たぶんその費用というのかな、かなりポンプアップとかなんかで自然流下ができなくなるので、あそこが終点みたいな形になって区域を設定したのかなというふうに、私は詳しいことまでは分からなければ、その辺があったのでないのかなと思うんです、あの集落排水の場合は。ですから、向押の方とかいろいろ橋を、川を横断しなくちゃならないとか、そういう一定のものすごく費用がかかるところは区域からたぶん外さざるを得なかつたんだと思うんです。ですから、ケースバイケースだと思うんですね。どこでも300メートルだったら持っていくのかというと、そもそもできないところもある。ですから、いわゆる自然流下式で今、下水持つて行つてますから、すべてポンプアップでもすればどんな低いところでも持つて行かれるんだだと思いますけれども、ケースバイケースだと思いますのでご理解いただければなど、こんなふうに思います。

10番（佐藤八郎君） そういう理由も挙げておりましたけれども、最終的にはできない地域ではないけれども、今の草野にある集落排水を処理する施設そのものが限度だということで切られた経緯もあるんです。傾斜関係はなんとかポンプアップという方法もあるいろいろあるんだけど、上から流水する方法もあるし、それはあるんだけど、集落排水がこれ以上広げられる状況にないと、最終処理施設がね。そういうこともあって9軒か8軒のところは切られたんです。今度は8軒これそのときは切つておいたけれども、今度は大丈夫なんだわな、同じ8軒でもな。不思議な

ことだと思っているんですけど、あの施設が相当改善でもされて大きくなつたかどうか知りませんけど、大丈夫になつた理由を聞かせてください。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後3時03分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時20分）

副村長（門馬伸市君） 佐藤八郎議員の質問の中での鍛冶内地内の集排の当時の引き込みの件でありますけども、その当時の担当者に話を聞きましたところ、私、先ほどご説明したように勾配が下がっていて、その道路を挟んで水路入っていますよね。それで、勾配の部分とその水路の関係で、どうしても費用がものすごくかかると、こういうことで茂さんのところまで切ったということでありますので、今の処理能力の話をされましたけども、現在、草野の下水の処理場の能力は430トンまでマックスですね、現在は170トンですので半分以下と、こういうことですから、今の戸数全部入ってもまだ能力が間に合うぐらいですので、処理能力がないのでできないという話はしなかつたのかなと、こういうふうに思います。現在、ちなみに草野の処理場291戸中ですね、対象、草野の地区が291戸中248戸が加入していると、こういうことがあります。

10番（佐藤八郎君） 現状は170トンでまだまだ余裕あるというお話ですけども、そのときの区長さんはじめ部落関係者で役場に何回も出向いたり集会を持ってお話を聞いて、今、副村長言われた意見も出されました。しかしながら、全体的には100%加入でやっていくとなかなか容易ではないので、この辺で線を引きたいというのがあって、やむなく柵平の4軒の方も入れなかつたというのが実態で、私もその当時の説明会に何回も行っているし、一緒に役場にも来ましたので、その辺の言った言わないという説明があったかないかここで論議する必要もないと思いますけど、そういうことがあったので確認しておいたのと、今後、この柵が必要だと先ほど中井田課長の方からあつたように、この柵の予算も含めて今後、民間アパート建設者なり個人的な部分で、今ないところの8戸の人たちが125ミリで良いということになっていけば準備いたすつもりですか。

副村長（門馬伸市君） 今、申し上げましたように、どこでも距離がそんなになければ引っ張れるということではなくて、引っ張れるところと引っ張れないところ、今申し上げましたように、その鍛冶内地内のところはそういう事情で、すぐ近くなんですけれども、引き込みができなかつたと、つなぎ込みができなかつたということですから、今のご質問ですと、125ミリと公共柵入れれば、みんな前だめだつたところも引っ張れるんじゃないのという話ですが、それはそうではないということはご理解いただければと、こういうふうに思います。

10番（佐藤八郎君） それじゃ先ほどの水道も含め集落排水もそうですけど、きち

んとしたそういう条件と言いますか、公費負担をしていくという条件規則といいますか、なんかきちんとマニュアルを作つておかぬことが非常に過去の課長さんの説明と今の課長さんの説明違つたり、やり方違つたり、どこに原則があるのか分からぬ。私も分からぬから、村民も分からぬ人が多いと思います。そういう意味ではきちんとすべきだというふうに指摘しておきたいと思います。

次に、定住化対策家賃補助金、これ今後5件くらいということありますけど、これ補助要件は変わつてないのかどうか。

産業振興課長（中井田 栄君） 定住化の補助要件につきましては、変わりはございません。40歳未満で引き続き村に居住する者に対して月額2万5,000円超える家賃のうち住宅手当の支給額を控除して1万5,000円を限度に5年間補助するといった内容でありますと、この内容については変わりはありません。5戸ですけども、今のところ民間で3戸、あと公営で後ろの2戸ですね、センター地区で今度造りました2戸空いていますので、その部分の2戸で合わせて5戸といった内容であります。

10番（佐藤八郎君） 同じページなので、先ほど抜けましたので発言しておきますけど、作業人夫賃金、道路維持費で出されていますけど、これ内容と期間については分かりますけど、これを検査と言いますか、検証方法と言いますか、それはどんな方法でやられるのか、写真撮影のみでやられるのかどうか伺っておきます。

除雪用重機借上については。

議長（佐藤長平君） 佐藤議員、一問一答で。

産業振興課長（中井田 栄君） 前に全協でもご説明していますけども、就労者の確認につきましては、監督員1人置きまして、人夫とか、そういった写真等については、その監督員に管理をしていただくといった内容で進めております。

10番（佐藤八郎君） 重機借上除雪の、これ説明と先ほどの答弁と同じかなと思つてもう一度聞くんですけど、これどんな重機を何台、いつからいつまで、使用はどの業者に何を与え、どのように使われていくのか、具体的にお教え願います。

産業振興課長（中井田 栄君） 除雪でありますけども、実は11月30日に除雪の担当者会議をやらせていただきまして、関係する業者ですね、9業者、役場に来ていただきまして会議をしたところであります。機械何台かということでありますけども、機械については把握しておりませんけれども、9業者に対して規定の条件に契約をして、そして除雪の借上料をお支払いをしていくといった内容で、現在、進めているところであります。

あともう一つは、ご承知のとおり行政区委託分ですね、そのうち20路線のうち55路線ですね、10行政区に対して36キロの行政区委託を現在お願いしているところでありますと、その分も含まれるといった内容であります。

10番（佐藤八郎君） そうすると、機械を直接役場が借りて貸し与えるようなことはないんですね。9業者が持つて機械を利用して、雪を掃くことへの借上料という項目で上げていくということで理解していいのかな。

産業振興課長（中井田 栄君） そのとおりでありますて、9業者に対しての重機の借上料としてのお支払いをしていくと。更には行政区委託のトラクター等の除雪作業等のお支払いをしていくといった内容での今回の2,000万円の補正予算であります。

10番（佐藤八郎君） そうしますと、そこにある機械は去年だか聞いたときには、持っていない業者があるので貸し与えするうんぬんということも聞いたような気もするんですけど、全く9業者機械をお持ちになってて、9業者で割ったお金、あと10行政区でやったので2,000万円ということなんですか。

産業振興課長（中井田 栄君） ちょっと確認します。ちょっと時間いただければ。

議長（佐藤長平君） 佐藤八郎議員、そのほかあるならそっちに移っていただきたいんですが。

10番（佐藤八郎君） それでは、33ページのいいたてっ子未来基金についてですけれども、既にラオスに175万円というお話でしたけど、臨時かなんかの補正予算の中で150万円ずつ2年間というお話あったような、ないような記憶しているんですけど、これはその年度で上がった分はすべてやるということになるのか、予算措置されて2年間でいくらというようなお話しあったような気がしますけども、そういう行程なんでしょうか。

教育課長（中川喜昭君） ラオスの交流事業の部分のご質問でありますが、前にもお話ししておりますし、全協の方でもお話ししておりますが、今回のラオス交流事業で公認NPO法人のAIBAとの覚書の中で2か年の事業について進めていくという覚書を交わさせていただいております。その中の内容として、学校づくり支援として今年度150万円、あと来年が100万円、それにいろいろ交流するのに事務費的な部分がかかるというようなことで、今年度が25万円、あと来年度25万円ということで合計で300万円ということで、今年分の支援ということで150万円と25万円の175万円を今年度支出をしたという状況でございます。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） その件は分かりました。臨時職員社会保険料、これ計算したら不足したという話ですけど、なんでそういうふうになるんでしょうか。

総務課長（小林 孝君） 教育委員会の事務局費の臨時職員の社会保険ですね、当初はどうしても見込みで全体の共済費を取ることになっておりまして、今回、特にその中で健康保険料の料率が8.2%から9.33%にアップしたと。これは平成22年3月からであります。それから雇用保険料が1,000分の15から1,000分の15.5というようなことでアップしたというようなことで、今回、それぞれ精査した結果、これだけ不足になったというようなことありますので、ご了解願いたいと思います。以上であります。

産業振興課長（中井田 栄君） すみませんでした。先ほどの機械ですね、借り上げている分ということでありますけども、当初予算に536万2,000円ほど機械の借上分取ってありますて、除雪ローダー2台、グレーダー1台というようなこと

での 536万2,000円当初予算で取っております。オペレーター付きで536万2,000円の当初予算を取っております。

10番（佐藤八郎君） そのオペレーターは9業者の中からは全く関係なくて、12業者になるんでしょうか。

産業振興課長（中井田 栄君） 申し訳ありません。9業者の中でというようなことがあります。

10番（佐藤八郎君） 予算補正でもなんでもそうですけど、手当とかいろいろ出ます。そういうのが出たときには、職員の方が村民のためにどれほど働いて超過なり休日出勤したり、そういう形で頑張っているのかなと。どの部署が足りなくて臨時職員増やしてどういう対応をしたのかなというのが、予算や決算の中で見えてくるというのが大事だと思うんですね。そういう意味でいろいろ質問しているんですけど、どうも答え方がそういうことじゃなくて、なんか一生懸命根拠を言わないとという流れになっていると思うんです。そう中できちんとこういう、健康福祉課であればこういう活動がされて超勤手当がこういうふうに増えてやられているとか、そういうことの答弁を私は求めたいし、村民もそういう答弁を待っているんだろうと思っていますので、総務課長、その辺の答弁の工夫はされるべきでないかと思うんですけど、お伺いいたします。

総務課長（小林 孝君） 現在、社会保険料の増額がなぜ今ころだというような質問でありましたから、その算出根拠をお答えしたわけですけども、臨時職員につきましては、正職員を補佐すると言いますか、当初予算におきましては十分それぞれの事業そのものも精査して、本来でありますと正職員の中でできる範囲での仕事ということもありますけども、いろんな形で補助事業等も増えたり経常経費的な経費も増えているということで、恒常に臨時職員を使わなければならないということもあります。もちろん職員も現在75名の中でやっておりますが、そのためにももちろん人件費総額は削減するという使命的なものでありますから、だんだんと人員削減というような、正職員の削減ですね、これはやむを得ないのかなと思いますけども、その代わりどうしても恒常に、また、村としてはどうしてもやらなければならぬ仕事につきましては嘱託職員等の増員と言いますか、そういうことも増やさなければならぬと。そのほか今回のように緊急雇用的にあくまでも短期的な人員の採用というようなことも十分やっていかなければならぬと。もちろんいろんな仕事がたまる中で、臨時職員でもできる方が効率的だというようなこともありますので、今までやってきました。当初予算におきましても、この部署がどれだけ臨時職員が必要か、また、正職員だけでできるかどうかというようなことも含めて、十分に精査しながら予算編成をしてまいりたいと、こんなふうにこう思っているところであります。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番（佐藤八郎君） 私は、今、この一般補正予算審議いたしました。その中で非常に分かりにくい、村民に理解されるのにも大変事業予算が多かった。特にまだ建設するかどうかの民間アパートについて、本管だからすべて準備万端整えるという、村民は草野地区周辺の方は、あそこに民間アパートができるのを知っているかもしれませんけど、まだまだ合意を得られるような案件ではございません。議会の中でもきちんとした全協の中で、すべての方の合意を得たものでもございません。しかしながら、今回、提案されております。真にこういう補正予算の組み方も含め、村民の合意、我々議会軽視に当たるような提案については、私は特に一業者との関わり合いをもつた民間アパート建設に関連しては強く抗議をし、反対するものであります。

議長（佐藤長平君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで討論を終わります。

これから議案第96号「平成22年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」を採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤長平君） 起立10人。多数です。

よって、議案第96号「平成22年度飯館村一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第97号 平成22年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算

（第3号）

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第97号「平成22年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 53ページにおける職員手当、諸手当214万1,000円ということで上がっておりますが、この内容について伺うとともに、53ページの一番下に当たる退職者分高額療養費、これは何件分に当たるのか伺うものであります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 諸手当でありますが、こちらの方は職員の超勤分という形になると思います。

あと退職者の高額分であります、すみません、諸手当でありますが、人事異動による分と超勤分という形になります。

あと退職者分の高額医療であります、こちらの方は退職者の数が当初103人で見込んでいたんですが、現在、111人という形で若干今、医療費伸びております、こちらの高額の分については今、2名の方が大きく医療費食っているというような形で、この方の高額分というふうになっております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 超勤は何時間でしょうか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

（午後3時45分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時45分）

10番（佐藤八郎君） 55ページの国庫支出金返還金998万4,000円、これの内訳なり説明を受けたいと思います。

健康福祉課長（菅野司郎君） こちらの方の償還金の返還の内訳ですが、一般分の療養給付費分という形で、お医者さんにかかった分の医療費の精算ということでありまして、21年度分が993万5,000円であるという形になります。この中に老人保健の拠出金の返還分が入っています。118万円ほどが返還されてきているところで、その分も当然国にお返しするというような形になって上乗せで990万円ほどという形になっております。それと特定保健指導の分で4万9,000円ほど細かい金額あるんですが、こちらの方は検診の人数が何人か予定より少なかったと、計画より少なかったという形でありまして、4万9,000円ほどということになつております。以上であります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休議します。

（午後3時47分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午後3時49分）

総務課長（小林孝君） 大変失礼しました。国保の53ページの諸手当214万1,000円の分であります。扶養手当なり寒冷地手当等であります。そのほか超勤もあります。超勤がうち154万8,000円であります。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第97号「平成22年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号「平成22年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6, 議案第98号 平成22年度飯館村診療所特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第6, 議案第98号「平成22年度飯館村診療所特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第98号「平成22年度飯館村診療所特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第98号「平成22年度飯館村診療所特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7, 議案第99号 平成22年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長（佐藤長平君） 日程第7, 議案第99号「平成22年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 83ページにおける簡易水道事務、公社へ委託という意味で64万8,000円なされていますけど、なぜ今、64万8,000円の補正が必要になっていくのか伺っておきます。

あとは先ほど一般補正でもありました農村公園の給水管の工事について、110メーターというのは建てようとする建物からは何メートル離れたところなのか。

あとは更なる今後の民間アパートなり個人的な部分で、本管と同じような管を敷設するならば、どのような基準をもって公費負担をしていくのか伺うものであります。

産業振興課長（中井田 栄君） まず、簡易水道の事務64万8,000円の補正でありますけども、これは先ほど総務課長がご説明しましたように、公社にお願いしています部分で、大雨による浄水場の管理ですね。だいぶ増えていますので、その分の超勤分の補正であります。

あと2点目の草野の農村公園の給水管の敷設工事でありますけども、今、どのくらい離れているのかというのちちょっと確認をさせていただきますけども、メーターに

しては110メーターの敷設工事ということです。あとどのくらい離れているかについては確認をさせていただきますので、少し時間をいただければというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） 今後の他に対する基準は。

副村長（門馬伸市君） 先ほどもお答えしましたように、一律にというわけにはいかないというふうに思いますので、基準も今のところきっちり決まっているわけではありませんので、速やかに簡易水道、集落排水とともに村民の皆さんに分かりやすいような基準を作つて、弾力的な部分も出てくるかもしれませんけれども、住民にもお知らせをしていきたいと、こんなふうに思つていますので、ご了承いただければと思います。

10番（佐藤八郎君） 今、超勤分うんぬんありましたけれど、これから大雨による浄水場、いろいろあっての超勤分とありましたけど、今までそういう部分がなくて、これから64万8,000円を発生するという、この根拠ですね。何人が何時間、一日当たり何日分なつてあるのか分かりませんけど、これから大雨は降るのかもしれませんけど、分かりませんけど、分かりませんけど。

産業振興課長（中井田栄君） 今のご質問の64万8,000円の根拠については、今、確認しますので、しばらく時間をいただければというふうに思います。

あと先ほどの敷設のどのぐらいまで敷設するのかということですけども、現在、建設予定地付近まで敷設をするというようなことで考えております。

産業振興課長（中井田栄君） 今ほどの超勤の根拠でありますけども、当初908万3,126円予算で見ていただいているわけでありますけども、見込み978万8,991円というようなことで、超勤で食っておりますので、その足りない分ですね、不足分64万8,000円を今回補正をさせていただきたいといった内容であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

（午後3時58分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開いています。

（午後4時06分）

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はございませんか。

9番（大谷友孝君） 15番の工事請負費50ミリの本管を110メーター延長すると。また、次の議案の中でも農集排で160万円うんぬんという、今回、民間の住宅を建設するということで、この付帯工事が出てきたものだというふうに思つております。この件については全協でも説明を受けたわけでありますけれども、全協後、民間の住宅会社と執行者との間で協議がなされたのかどうかお尋ねをしておきます。

副村長（門馬伸市君） 全協後もやっております。

9番（大谷友孝君） 今回、設置者のサービスとはいえ240万円ほどかけてインフラ整備をするわけであります。先ほど同僚議員からもありましたように、この手の通常であれば業者負担というような事案も発生する件だというふうに認識をしておりますけれども、協議をしているということでありますけれども、以前にもこの住宅に関しては空き家対策うんぬんという条件があったやにお伺いをしておりますけれども、今回、240万円というインフラ整備をするわけでありますから、その辺のリスクは排除できるのかどうか、するつもりはあるのかどうか、この業者との協議の中で、今後、当然この240万円ということになれば家賃にも跳ね返ってくる金額だというふうに感じておりますので、その空き家対策うんぬんのリスクを排除できる、また、する努力があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 1棟8戸ということでありまして、業者の方との協議の中では、常に満室にしておくことが条件だと、こういうお話もいただいております。ですから、その辺が条件でありまして、全協の中では空き室が出た場合には8割の補償というご説明もいたしましたけれども、それは補償はできないので、是非満室にするように村の方で責任を持って対応するという話を業者の方にはしております。それで、地質調査の結果、ちょっと地盤が若干東側の方軟らかい部分があって、ボーリングでちょっとお金がかかるみたいなんですけども、それは業者の責任で1,000万円ぐらい余計にかかるみたいな話をされていますけども、それは業者の責任で建てていただくということで協議をしております。

9番（大谷友孝君） 一番民間に期待することは、企業努力によって地域が活性化していくというのが目的だろうというふうに思います。村の方で責任を持って満室状態のお約束するようなお話でありますけれども、是非企業努力も促していただいて、やはり民間の活力大したもんだと、こういうものなんだなというところの結果を出して、今回のこのインフラ整備が村でなかつた这样一个結果を見いだせるような努力を企業にもお願いをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりなので、今後もそのような方向で業者の方とも話し合いをさせていただきたいというふうに思います。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） ここでちょっと休憩します。

（午後4時11分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 会議を再開いたします。

（午後4時15分）

9番（大谷友孝君） 最後に1点お尋ねをしておきます。

加入分担金については、正規な金額で徴収するという考え方でよろしいのかど

うかお尋ねをしておきます。

副村長（門馬伸市君）　はい、そのとおりでございます。

議長（佐藤長平君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番（佐藤八郎君）　簡易水道事業特別会計補正予算について、反対の立場で発言をいたします。

先程来、一般補正でも確認してまいりましたけど、今の時点で村民が理解されるような何ものもない中でのこの民間アパートへの公費負担での工事は、私はあまりにも拙速すぎる行政執行のやり方だなというふうに思いますので、このようなことのないように、村民がきちんと分かるような公正、公平な基準を作つて示すことを強く求め、反対の発言といたします。

議長（佐藤長平君）　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　これで討論を終わります。

これから議案第99号「平成22年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤長平君）　起立10名です。

よって、議案第99号「平成22年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第100号「平成22年度飯館村老人保健特別会計補正予算（第2号）」

議長（佐藤長平君）　日程第8、議案第100号「平成22年度飯館村老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　討論なしと認めます。

これから議案第100号「平成22年度飯館村老人保健特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号「平成22年度飯館村老人保健特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第101号 平成22年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

議長（佐藤長平君） 日程第9、議案第101号「平成22年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 先程来、水道、一般補正ということありますけれども、ここでの公園排水管敷設工事は160万2,000円ということあります。これも水道と同じくその後の加入ですので、それなりの規則に従っての加入負担となると思いますけれども、どうしても私がぬぐいきれないのは、建設する民間業者が決まっているということでの今回の補正予算提案が、私にはどうしても公正、公平さ欠けたやり方だなというふうに思えるんですけど、その辺ではいかが考えなのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 本来ならば今お話がありましたように、こういう条件で飯館村に自分たちの責任で住宅を造っていただく方、しかもこの金額でと、こういうことをすれば、何ら皆さん方にこういうお話なり質問なりがいただくことはなかったんだろうと、こんなふうにこう思っておりますが、たぶんそうあってもほとんどこの業者さえも、その話にはやっぱり乗らないと、最初はそういうことだったわけですが、こちらが曲げて是非そういう形で、そういう形というのは、村が建てるのではなくて業者が建てるという条件でできませんかという、こういう話をさせていただいた。それは前にもお話ししましたように、前もって村営住宅について、そういうお話があつたので、条件がこういう条件ならば乗っていただけませんかというふうに話をさせていただきたいきさつがあったので、今回その形に、いわゆる業者が前もって決まっているという形になってしまったということでございます。確かに考え方によってはそういうことも考えられるのかなというふうには思いますが、決して業者の方が助かる話、うまい話では私はないと、こんなふうに思っておりますので、急な話の中で進めたこととはいえ、その辺は少し配慮を欠けたなというふうに思いますが、緊急のことだったものですから、このような形で一業者という話の中での進め方と、こういうことになったということでご理解をいただきたいと思います。以上であります。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

10番（佐藤八郎君） 議案第101号について、反対の立場で発言をいたします。

今も村長に確認したように、このような民間経営のアパートが飯館村でどうしても

ほしいということであれば、当初より公募といいますか、インターネットなり何なりで大いに発信をしまして、そういう中で指定をして、来たるべき今回のような措置を執るとも、決断をして村民のためにやるべき事業ではなかったのかなど、そういう手順の間違いと言いますか、公正、公平さに欠けた、前もって建てる業者が決まっていると。そこに後追いで補正の予算を付けていくと、こういう流れは決して行政執行の中で良いものということにはなりませんし、村民の合意も得られないことだなというふうに、私の聞くところ南相馬市の何社かの業者の方に聞いたところでは、なぜ庄司建設だけなんだと村長はというお話を聞いております。そういう誤解がされるようなことはなるべくしないのが、公正、公平な村長の姿勢ではないかなというふうに私は思っているところでございます。そのことを強く要望しながら反対の発言といたします。

議長（佐藤長平君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）これで討論を終わります。

これから議案第101号「平成22年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤長平君）起立10名。多数です。

よって、議案第101号「平成22年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第102号 平成22年度飯館村介護保険特別会計補正予算

（第2号）

議長（佐藤長平君）日程第10、議案第102号「平成22年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君）125ページに居宅介護サービス給付金負担金200万円ということありますけども、これはクリニックのリハビリ分による増ということありますけれども、このクリニックのリハビリに対しての開業してからの患者数と言いますが、運営実態、業績はどのようになっているのでしょうか。

健康福祉課長（菅野司郎君）居宅の分でありますが、まずは、この200万円の内訳であります。一つは、認知高齢者のデイサービスがこのうち100万円ほどあります。こちらの方は、いいじて福祉会の方に行くお金という形になります。残りについては、クリニックの通所リハビリというような形で、現在15人ほど通っております。当然こちらの方人数が増えてきたということで、当然、上の認定審査会費も当然増えています。そんな形でありますと、川俣から来ていらっしゃる方と、あとは、

実は前に所管事務調査でお知らせしたとおりであります、そんな形で今、行っているところであります。以上です。

10番（佐藤八郎君） リハビリ15人通院の前に社協の何と言ったんだ。福祉会。

100万円分どつかという。

健康福祉課長（菅野司郎君） 認知症の対応のデイサービスであります。こちらの方は6人ほど人数が増えてきているというような形になっております。以上です。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

○これから議案第102号「平成22年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号「平成22年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11，議案第103号 平成22年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤長平君） 日程第11，議案第103号「平成22年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

○これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第103号「平成22年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第103号「平成22年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまです。

（午後4時31分）

(○)

(○)

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年12月9日

飯館 村 議 会 議 長

佐藤長平

同 会議録署名議員

大谷友彦

同 会議録署名議員

佐藤八郎

同 会議録署名議員

志賀義久

平成22年12月13日

平成22年第7回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

平成22年第7回飯館村議会定例会会議録(第2号)

招 集 年 月 日	平成22年12月9日(木曜日)						
招 集 場 所	飯 館 村 役 場						
開 閉 会 の 日 時	開 議	平成22年12月13日・午前10時02分					
及 び 宣 告	閉 議	平成22年12月13日・午後 2時38分					
応(不応)招議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
及び出席議員	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○	
並びに欠席議員	3	北原 経	○	4	伊東 利	○	
出席 12名	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○	
欠席 0名	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○	
○出席 △欠席	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○	
×不応召 △○公欠	11	志賀 肇	○	12	佐藤 長平	○	
署 名 議 員	1番 松下義喜		2番 飯樋善二郎		3番 北原 経		
職 務 出 席 者	局長 但野 誠		書記 菅野久子		書記 今井一起		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠	
○ 出席	村 長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○	
	総務課長	小林 孝	○	住民課長	大久保 昌憲	○	
	健康福祉課長	菅野 司郎	○	産業振興課長	中井田 栄	○	
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 隆明	○	
	教育長	廣瀬 要人	○	教育課長	中川 喜昭	○	
	生涯学習課長	愛澤 伸一	○	代表監査委員	渡邊 守男		
	農委会长	菅野 宗夫	○	農委局長	高橋 一清	○	
	選挙管理委員会委員長	齊藤 次男		選挙管理委員会書記	小林 孝	○	
議 事 日 程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成22年12月13日（月）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順 1～4番）

(○)

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
(午前10時02分)

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

### ◎日程第1，会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 松下義喜君、  
2番 飯樋善二郎君、3番 北原経君を指名します。

### ◎日程第2，一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2，一般質問を行います。

通告順に、順次発言を許します。

1番 松下義喜君。

1番（松下義喜君） おはようございます。第7回飯館村議会定例会の一般質問を行います。今、我々の飯館は、本当に春の遅霜から低温、また夏の高温の被害により、いろいろな農作物に関しまして多大な被害を受けたところであります。それに関連しながら一般質問を行わせていただきます。

1点目でございますが、米価の下落と異常気象による花卉、園芸農家などの所得向上対策について伺うものであります。また、2点目として、来年度の農業振興の対策について伺いたいと思います。

二つ目は、夏まつりについてであります。ブランドである飯館牛の振興と消費拡大を目的として、牛肉フェスティバルとして食べ放題や牛の丸焼きとして消費者の心をとらえ、村内外に飯館村に飯館牛ありと、村の知名度アップとブランド牛としての一定の成果がありました。しかし、ここ数年は、夏まつりと称して名称の変更はもちろん、内容や場所を変えて実施しております。その結果、参加者が年々減少をし続け、祭りとしては寂しいものとなっております。これは村内外の参加者にとっては、何を主にした夏まつりなのか、内容が分からぬるものと思われます。現在の牛肉価格は、以前より大変安くなっています。ここで以前の原点に返って、シンプルに飯館牛の食べ放題として、名前も牛肉フェスティバルとして再出発する考えはないか伺います。

次に、特産品の開発についてであります。現在、外部に村の特産品の開発を委託しておりますが、試作品の中から何品目か商品化のめどがついているか、また、販売先をどこにしているか、計画を伺うものであります。

三つ目に、フルマラソンコースの利活用についてであります。マラソンコースの陸連認証を受け、案内板も設置しております。来年度は、どのような活用を考えているのか。また、将来の考えを伺うものであります。よろしくご回答願います。

村長（菅野典雄君） 1番 松下義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、農業振興対策ということで2点の質問がございますが、関連がございますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の米価の下落についてであります。今年度より米の戸別所得補償制度というものが実施されたことによりまして、米価の下落につながったというふうに考えております。JA取扱い全体の仮渡金が、約2億3,000万円で、前年度に比べ約9,000万円の減と、こういうことでございます。米の戸別所得補償モデル事業については、10アール当たり、ご存じのように1万5,000円の定額補償交付金が12月9日に約9,700万円余が交付されたところでございます。今年度は、この米価が大幅に下落することが懸念されていますが、国で示している標準的な販売価格1万1,978円を下回った場合には、その差額を基に10アール当たりの交付金が3月末までに交付されることになっておりまして、最終的には去年、平成21年度よりも農家の交付金収入は増えるものというふうに考えておりますので、現時点において村の支援は考えていないところでございます。

次に、野菜並びに花卉の所得向上対策でございますが、野菜全体の売上額は約2億900万円ということで、前年に比べまして4,000万円の減であります。また、花の方についても全体の販売額が1億5,000万円ということで、前の年に比べて1,500万円の減ということでございます。野菜については、村農業振興事業によるところの資材及び客土暗渠排水の対策支援を実施しているところであり、産地生産力強化総合支援事業によりますブロックコリーの製氷機及び集出荷場の建物にも導入をしたところでございます。これらの製氷機などを使いながら野菜の品質向上に努め、戦略的販売を目指して農業振興をより一層進め、所得の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

花関係ですが、産地生産力強化総合支援事業によりますリンドウの種苗導入事業、それから村の農業振興事業によりますリンドウの支柱の導入に対する補助、異常気象対策事業等々の事業を実施し、これまで支援をしたところであります。

次に、価格補償制度であります。今、村内では国、県の価格補償制度を使って一定の水準以下に価格が低落したときには、価格補償制度の中での補償金などの補てんを受けられるようにしております。村としては、今後ともこの制度を利用して、花や園芸作物を安心して作付けできるよう、福島県青果物価格保証協会の価格保証制度を活用して農業振興に努めてまいりたいと考えております。更に議会の初日に先議いただきました村の緊急雇用対策支援事業2,000万円、この予算で農業所得が減少した一部に充てていただければと、年末の村民の所得向上対策として、村内道路の支障木伐採や側溝の土砂上げ作業などの事業を実施するものですので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

次に、2点目の来年度の農業振興をどう図っていくのだというご質問にお答えをさせていただきます。本村における農業経営は、ご承知のとおり水稻を中心とした畜産、葉たばこ、野菜、花卉などの複合経営を推進してきました。最近は、米に代わる品目として、野菜、花卉などの振興に力を入れまして、パイプハウスの設置事業、あるいは

は冬期間も利用できるような暖房施設などの導入、あるいは村単独事業によります暗渠とか客土、パイプハウスの移設、被覆資材等々の導入を支援してきたところでございます。今年度からは村の6次産業化推進といたしまして、昨年の6次産業を進める生産加工販売実施計画というものに基づきまして、前にもお話ししましたように、短期的には契約栽培の拡大をし、中期的には企業との商品開発をして、長期的には加工施設の建設をと、このように考えているところでございます。契約栽培については、ジャガイモが11ヘクタール、タマネギが2.4ヘクタールの契約栽培を進めておりまし、企業との商品開発については、村の農畜産物を原材料として5品目くらい加工品の開発を今、進めているところでございます。更に加工施設の建設ということでは、株式会社久世という会社とお話し合いをしておりまして、公設民営での農産物加工施設の建設に向け、今、協議を進めているところでございます。また、本村の気候的要因も含めた特性を考慮しまして、既に今年度から実施されました戸別所得補償制度を活用して、定着されています飼料作物、そば、葉たばこなどの土地利用型作物と合わせまして、近ごろ着実に伸びていますブロッコリー、リンドウ、トルコギキョウなどの花卉及び村の転作田の振興作物として推進しているカボチャ、インゲン、レタス、トマト、ほうれん草、キュウリ並びに県の振興作物をして進めています大豆、麦などを村の振興作物として、これからも推進してまいりたいと思っております。

畜産については、家畜導入基金事業による貸付企業や高能力牛産子保留事業に取り組んでおり、今後も継続して飯館牛の銘柄確立のために支援をしていきたいものと考えておるところでございます。更に第3期の中山間地域等直接支払事業で取り組むことに今年からなっているわけでありますけれども、今年度から村内13～19集落に取り組むことになりますて、面積も1,075ヘクタール、金額が1億1,500万円ということで、2期の対策に比べまして645ヘクタール、金にして約5,000万円の増加と、こういうことでございます。これまで同様各集落や団体の取り組みをハード、ソフト両面から支援するために、共同利用機械の購入とか、パイプハウスの設置、担い手支援などの支援事業をこの事業の中で実施することになっているところであります。更に、最終年度を迎えます農地・水・環境保全向上対策においても、今年度同様に事業を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

2点目の産業振興について2点ございますが、牛肉フェスティバルについてお答えをさせていただきたいと思います。本村の夏の恒例になっておりますイベント、飯館夏まつりは、今年で25回目を数えました。振り返ってみると、今から25年前の夏、村、農協青年連盟、商工会青年部の皆さん方が、飯館牛をなんとかブランド化したいと、こういう熱い思いを込めまして大火山牧場を会場として、初めての牛肉フェスティバルというものが開催されたのが25年前でございます。25回の歴史の中には、台風、冷害、渇水、そしてBSE、口蹄疫と、その時々の課題を回避したり、あるいは対応しながらいろいろなことをやってきたわけですが、この第1回目の成功体験を引き継ぐべく村民の森あいの沢でやってきたわけでありますが、更にセンター地

区を会場にしたり、あるいは今年の夏は新たな施設として、環境共生型のモデル住宅までいな家が完成したこともありまして、このエコハウスを多くの方々に見ていただきたいという思いから、センター地区を会場に開催をしたということでございます。これまで議員の皆様をはじめ、村民の実行委員や多くの皆さんに支えられながら続けてくることができたわけでありまして、改めて25回ということでの多くの関係者に感謝を申し上げたいというふうに思っております。それで、議員ご質問のとおり、牛肉フェスティバルとして再出発する考えはないかということですが、食べること、安心で安全な食を求める動きというのは、産地や生産者と直接つながりたいという消費者の志向といたしまして、今後、ますます広がっていくというふうに考えられます。そうした意味においても、良いものをしっかりと作り、産地としての信頼を重ねていくということが、これから大切なことであろうと、こんなふうに思っております。夏まつりは、これまでも飯館牛を核として進めてまいりましたし、これからもその中心にあることに代わりはございません。イベントの組み立ては、主催する飯館村づくり推進協議会の中で協議されることになりますが、目指すところはおいしい飯館牛を求めて、多くの方に来ていただけるよう、そして、主体である村民の皆さん方が元気が残るような、そんな夏まつりにできるように、これから協議をして努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いするものでございます。他の質問は、それぞれ担当の方からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

産業振興課長（中井田 栄君） 私からは、特産品の開発状況についてお答えをいたします。

昨年より村の6次産業化推進に関しご協力をいただいている食品卸会社である株式会社久世と業務委託契約を行い、6次産業化商品開発研究を進めております。この契約の内容としましては、村において生産された農産物を主原料とした加工食品を5品目以上、サンプルとして50パックをそれぞれの製造にかかるレシピも併せて成果品として納入いただくこととしております。今のところ飯館牛やジャガイモ、トマトなどを用いた加工食品を試作していただいており、6月及び9月の定例議会において全員協議会の折にご試食いただいたものは、その一部であります。ご試食の際にいただきました評価表は、その都度その会社に伝えておりますし、その会社の食品開発部でも評価を行っており、有望なものはサンプルをレストランなどに提供をし、PRいただくことになっております。したがいまして、現在、研究をお願いしている加工食品は、最終的には大手レストラン等の商業ベースに載せることを目標としておりますが、残念ながら村における現状は、十分な量の加工原料を提供できるほど生産の基盤があるとは言えない状況ですので、これらの課題克服が急務と言えます。もちろんその会社に依頼し、村の名を冠した地域ブランドとして加工品を生産し、村内直売所などで販売することは可能と思われますので、こちらについては引き続き協議を進めてまいります。具体的には商品としていくためには、村の農産物を原料として安定的に供給できる体制が不可欠であると考えておりますので、今後は加工品の商品化と併せ、村

における生産体制の整備について進める必要があると考えております。

教育長（廣瀬要人君） 私からはフルマラソンコースの利活用についてのご質問にお答えをいたします。

村では、村民の健康づくりと競技力の向上、村外愛好者の誘客による地域活性化を図ることを目的に、平成21年に村内関係団体の代表者からなる飯館村フルマラソン日本陸連公認認定コース設置実行委員会の皆さんとの協議をいただき、平成21年9月に日本陸連公認のフルマラソンコースを設置したところあります。今年度は、距離表示板を設置するなどコースの整備を行ったほか、9月には、さくらアスリートクラブの小出義男監督による講演会とマラソン教室を開催いたしました。また、コースのパンフレットを作成し、県内外の学校や企業、スポーツクラブ等を対象に合宿誘致に向けたPR活動を行う予定であります。村民の皆様には、既に朝夕のウォーキングなどコースを利用していただいておりますし、本コースを利用してスポーツ少年団の交流事業も行われております。

来年度の事業計画についてのご質問でありますが、現在、マラソンコースを利用して村民の健康づくり、親子のふれあいをテーマとしたスポーツのイベントを開催したいと考えております。事業の詳細につきましては検討中でありますので、具体化し次第、公表していきたいと考えております。

次に、将来の利活用についてのご質問でありますが、村にはマラソンコースのほかにも400メートルのトラックを備えた陸上競技場や夜間照明設備の整った野球場などスポーツ設備が充実しております。今年の夏にも二つの野球チームが、きこりを拠点に野球合宿を行っており、村のスポーツ施設を利用した交流活動、観光客誘致について、十分可能性があると考えているところであります。今後とも阿武隈高原飯館マラソンコース運営委員会の皆様と十分に協議をしながら、このマラソンコースを村民の健康づくりと地域づくり、都市との交流、児童、生徒の競技力向上等に幅広く活用してまいりたいと考えております。

1番（松下義喜君） それでは質問します。

21年度よりも農家の交付金収入は増えるというようなご答弁でしたが、我が飯館村の1等米の比率は49.なにがしであります。それで、夏の高温により出穂も早まり、カメムシ等の被害で2等、3等、また、規格外と多く出ている中で、いかに1等米の価格の差でありましょうけれども、価格の差が出ているのが、今、現実であります。その中で米価の下落を受け、食用米栽培農家を対象に古殿町では、10アル当たり4,000円を助成する独自の支援策なども取っておられます。その中で飯館村の1等米の比率を見た中で、この農家の収入に対して何らかの助成をすべきでないかと思われますが、そのご意見をお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（中井田 栄君） 米についてでありますけども、現在、古殿町で新聞にも出てましたけども、4,000円の支援をするというようなことであります。県の方にも確認したんですけども、県南地方で生産調整100%達成しているのは鮫川だけだというようなことで、あとそのほかの市町村については、未達成のところが多い

と。大体どのくらいですかというような確認をしたんですけども、2割から3割だというようなことがあります。古殿につきましても生産調整が少ない。協力しているのが少ないというようなことで、その戸別補償制度ですね、先ほどご答弁していますけども、国の要綱では標準的な販売価格ですね、1万1,978円は補償するというようなことを言っているわけでありまして、現在、1万5,000円の定額分の入金は9日にあったというようなことで、今後、差額分については3月に変動部分として入金しますよというようなことありますので、先ほどご答弁しましたように、村としては1等米、2等米、3等米も含めて国では1万1,978円を補償するというわけでありますので、昨年よりは収入が増になるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいただきたいというふうに思います。

1番（松下義喜君） その中で3月まで入れば1万1,978円になるというようなものの見方でございましょうけれども、農家の方々は、やっぱりお金がまとまらないと支払い等にもいろいろ難儀している今、状況であります。その中で前回、先議いたしました緊急雇用対策事業等において2,000万円の補正をしたところでありますが、本当にこれが農家の所得向上につながるものかどうか、それを再度伺いたいと思います。（ ）

村長（菅野典雄君） まず、米の件なんですが、これまでにも冷害などがあった場合には、村として最大限議会の同意をいただきましてやってきました。つまり、単年度で何と言いますか、いわゆる収入がなくなったということであれば、それはやはり補てんして少しでも再生産に結びつけていただきたいという思いがあつていいんですが、この今の米の下落は、単年度だけなのかどうか。これからずうっと続く可能性はかなり多いのではないかということになりますと、例えばお金を出した場合に、それをずうっと続けなければならぬということになりますと、果たしてそれが全体を考えた場合に、それでいいのかどうかというのをやっぱり考えなければならぬのではないかと、こんなふうにこう思っているところであります。さて、これに対して緊急雇用と、こういうことで2,000万円ほど出させていただきましたが、その代替には私はならないというふうに思っています。ただ、少なくとも少しでも村民の方の一部の方であっても、行くことによって、行くだけではなくて、それによって村の道路の環境が少しでも良くなるということになれば、いわゆる両面というわけにはいかないかもしれませんけれども、そういうことも考えていかないと、ただただ個人にお金が行ってしまって終わりというよりは、最終的に村の環境なり、あるいは道路事情の安全、安心をやっぱり守っていくということで、今回このような施策をとらせていただいたと、こういうことでありまして、決して2,000万円がすべて米の下落に対応できるというふうには思っておりませんけれども、今、村としては最大限このようない形で対応させていただければということでございます。以上であります。（ ）

1番（松下義喜君） それでは、いろいろ花卉等園芸等にでも助成等はしていただいているところでございますけれども、米生産農家に対しては、何らあれもないという声が多く聞かれる中で、最終価格が1万1,978円に収まろうとしても、その中で米

農家の方々のお話を聞いてみると、種粒の支給等も、これから米作りが先行き見えない中で、米作り農家に対し、種粒支給等を図りながら、米作りの生産農家の意欲を高めるべきではないかというような声も聞かれますが、そこら辺はどのような考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今、米価のいわゆる売上高が入る、それがなかなか思うように入らないという論議でございまして、今、お話がありましたように、なにせまた来年意欲を持ってまでもいかなくとも最大限また農地を守っていただくということは、当然考えていただかなければなりませんので、そういう今、質問のありましたようなことは、今後の動向などを見させていただきながらやるべきなのか、それともそれでそうでなくともいいのか、それはこれから判断ではないのかなど、こんなふうにこう思っているところであります。以上であります。

1番（松下義喜君） それでは、今いろんな振興対策について伺っているわけでございますけれども、いろいろなこの中で先行きの見えない中で、いろいろ今、新聞紙上等にも村長等々の考え方載せていましたが、TPP参加に反対か賛成か、村長の考え方を伺いたいと思います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） ちょっと休憩。

（午前10時37分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時37分）

1番（松下義喜君） それでは、TPP問題に対しては取り下げします。

それでは、夏まつりについてお伺いいたします。今年度はエコハウスで多くの人々に見ていただきたいと思うところから、センター地区会場にしてやったと申されました。我々村民懇談会でもいろいろな部落等を回ってみますと、なぜエコハウスがあれだけのお金をかけているというような中で、結局今年度は人が集まらなかつたのではないかと私なりに思っているところでございますが、本当に牛肉フェスティバルとしてやるのかやらないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今、1回目の答弁でもお話しさせていただきましたように、これまでにもセンター地区でやったこともございますし、いろいろ二転三転という会場でやらせていただいたところでございます。今回、何と言いますか、役場のわきと言いますか、本来は村民会館の建つ場所ということで取っていたところにまでいの家が建ちましたので、こういうのもどうなのかなということでやってみたところでございます。入場者が少なかったというのは、たぶん場所が悪かったというのもいくらかはあるかもしれませんけれども、いろいろ企画とか、あるいはその日程とか、そういうところなどに影響があったんだろうと、こんなふうに思っています。お話しさせていただきましたように、牛肉フェスティバルでスタートしたわけですから、これは今も何ら変わっておりません。そういう意味では、これからもやはり牛肉ですか、牛

井などの重きを置いたイベントなどもやった経緯もございますので、これからもやはり飯館村、畜産の村と、これをどうやっぱりアピールしていくかというところで、多くの皆さん方が来ていただいたり、あるいは村民の皆さん方が参加できるような、そんな形に内容をやっぱり吟味していかなければならぬと、こんなふうに思っております。村づくり推進協議会の中で、その辺を熱くこれから議論をしていきたいと、こんなふうに思っております。以上であります。

1番（松下義喜君） 検討していくというのは、本当に検討していただきたいものだと思います。

じゃ、次に入ります。フルマラソンコースの利活用についてであります、事業の詳細につきましては検討中でありますというような回答でありますけども、教育長が考えられているようなものがあればお聞かせいただきたいものだなと思います。

生涯学習課長（愛澤伸一君） フルマラソンコースを利用しました来年度の事業ということでございますが、先ほど教育長からお答え申し上げましたとおり、ただいま来年度の予算編成の中で検討中でございます。ただ、できるだけ幅広い年代層の方にもお気軽にご参加いただける内容にしたいなということで、どういう形になるかは検討中でございますけれども、できるだけ参加しやすいような内容のイベントを考えてまいりたいなというふうに思っております。

1番（松下義喜君） 検討中の内容等を何項目かお聞きしたいと思ったんですが、検討中となれば仕方がないのかなと思いますので、それでは特産品の開発についてであります、十分な量の加工原料を提供できるほど生産の基盤があるとは言えない状況とご答弁いただいたんですが、いろんな集落営農組合等、組織等をとらえながら、本当に取り組むのであれば、生産基盤はあるものと考えられますので、そこら辺をどのようにお考えなさっているのか考え方をお聞きしたいと思います。

産業振興課長（中井田 栄君） 現在、食品加工品につきましては、10品ほど全協でも何回か試食していただきましたけれども、10品ほど今、試作をしているところであります。今後、先ほどお答えしましたように、5品目くらいに絞り込んでですね、その原材料ができる限り村のものをというようなことで進めていきたいというふうに考えておりますので、そのねらいがつかみましたら、今後、生産農家も含め政策計画を立てながら、なるべく飯館村の原材料を多く使っていただくように進めてまいりたいというふうに考えております。

1番（松下義喜君） 以上で質問を終わります。

議長（佐藤長平君） 7番 菅野義人君。

7番（菅野義人君） 12月定例議会一般質問2人目ということで、いろいろと議論させていただきます。

さて、光陰矢のごとし、歳月は人を待たずと言われておりますが、早くも12月中旬となり、来年に向けて大変気ぜわしい季節を迎える季節となりました。先頃行われました漢字能力検定協会主催の今年を表す漢字として応募された第1位は、暑いという字であったと報道されました。ちなみに福島県の10大ニュースのトップもこの気

象の異常というか、春の寒さと夏の暑さがトップでございました。日本の政治も国際情勢も大きく変動しております。それ以上に気象変動も大きい年でございました。春先の異常低温に見舞われ、水稻の種まき後にハウスを二重に被覆したり、あるいはまた、ストーブを入れたり、またブロックリーは定植後の低温で見るも無惨な姿になったことが今でも目に焼き付いております。反面、梅雨明け以降は連日の猛暑の連続で、花の栽培農家ではハウスのトルコキキョウが一斉に咲き始め、出荷が間に合わない、あるいは価格が安い、咲きすぎたという理由で大量の花が捨てられていた夏でもございました。都会ではお年寄りを中心に熱射病で亡くなるニュースが流れ、改めて自然の力がいかに大きいかを見せつけられた年でもございました。

さて、私ども議会議員は、地方自治法においては、二元代表政治の片翼を担う位置にありますけども、執行権はございません。自分たちが行う議論や発言は、壇上に控えております執行部の皆様方にご理解をいただき、日々の行政執行に生かしてもらうべく、そのための努力を求められているものと考えております。したがいまして、私ども議会議員活動を通して、日頃考えていることや思いといったものをどのように伝えれば、いわゆる理解を得られるのか、ときどき思い悩むことがあります。そんなとき、ある言葉を目にいたしました。それは眼高指低、いわゆる四文字熟語ですが、目は高く手は低くということで、その意味は、実際に身に附いている技能や能力は低いのに、あれこれ批評するのは達者になることだというふうな意味だそうです。自分の中で批評する力を育てすぎると、指摘することだけを覚えて、他人の優れた部分を学ぶことができなくなるという意味も含んでいるそうです。この眼高指低という言葉、一般質問を準備するときに目にについてものですから、これも何かの縁と考えて、自分でそなならぬよう自戒の念を持って事に望みたいと、そのように考えております。また一方、この眼高指低という言葉を違う意味にとらえて座右の銘にされている方もいらっしゃいます。一昨年素粒子の研究でノーベル物理学賞を受賞しました益川敏英氏です。彼の眼高指定に対する見解は、目標は高く掲げるが、具体的に仕事をするときには手を低く、すなわち着実にできることからやっていくということだそうです。この意味を日々行政に携わる立場に当てはめ拡大解釈をしますが、理想を高く持ちながらも、実現するための手段や方法は、できるだけ多くの人が分かりやすく表明しやすい方法で進めるべきと解釈できます。本日は、この解釈による眼高指低をキーワードにして、一般質問をいたします。

まず、最初の質問ですが、ご存じのように自主財源の少ない飯館村では、職員の皆さんのが努力を重ね、有利な補助事業を活用し、7割補てんの過疎債、8割補てんの辺地債など、いわゆる優良起債も併せて利用しながら公共施設を整備してまいりました。とても一般家庭や、いわゆる民間企業では考えられない恵まれた財政支援があつての整備であるというふうに言えるでしょう。しかしながら、制度の後ろ盾になっております国の財政状況は、極めて悪化の方向にあります。加えて、長引く経済不況による税収の伸び悩みは赤字国債の発行を促し、現在、様々な形で実施されております経済対策の数々の事業も後年度負担を伴つて設定されている実態があります。毎年の決算

委員会で議論させていただいておりますが、歳入に対する公債の元利償還など、いわゆる借金の返済の割合を示す実質公債費率は、飯館村では10.3%ということで、いわゆる健全財政を維持していると言われておりますが、この実質公債費率の算定方式を現在の我が国の財政状況に当てはめて計算しますと、なんと80.4%になると埼玉県和光市の市長は述べております。加えてこれから我が国が少子高齢化、新興国の経済的台頭と経済のグローバル化を鑑みますと、かつての経済の高度成長と税収の大幅拡大を望める時代ではありません。また、このような国の財政状況を反映してか、12月6日の新聞報道を読みますと、財務省は来年度の予算編成にあたり、地方交付税交付金の特別加算について廃止する方針と、それを固めたというふうに伝えられております。これから継続を要求する総務省との間に攻防が予想されますが、もし、これが実現の運びに至れば、地方交付税が歳入の約半分を占めます我が村におきましても大きな影響が予想されます。そこで最初の質問であります。村では、今後、社会资本整備総合交付金、電源地域振興地域活性化事業などをを利用して、大谷地住宅、村公民館、草野小学校の改修などハード事業を計画しておりますが、これから厳しい財政状況を考えると、意匠を凝らしたものより極力将来の運用、維持管理コストを抑えられる建築物を設計する人もいますが、所見を伺うということでございます。

次の質問は、より効果を上げる産業振興を目指してということで、いわゆる農地・水事業についてであります。19年度に始まりましたこの事業も、いよいよ来年度が最終年度を迎えるとしております。当初、事業の詳細がよく説明されず、担当者も各地区で構成されている保全会役員もだいぶ困惑しておりました。加えて、一足先に始まっていた中山間地直接支払制度事業があまり厳しいしづらさがなく、現場では比較的好評だったことに対して、こちらの農地・水事業は細部まで規定があり、地区役員もだいぶ難儀した事業でございました。しかし、生物調査やひまわりプロジェクトなど、環境保全のための新しい試みもあり、一方、交付金の使い方に對し厳しい制限がある中でも、それぞれの保全会がそれぞれの地区の課題を見つけ、ため池の保全管理や農道、用排水路の維持管理や修繕などに取り組むことができたと考えております。これは村協議会を組織し、指導の一元化を図ったということと、各地区においては村の第4次総合計画の地区別計画での推進で培ってきた、いわゆる地域力がこの難しい事業を推進するために大いに役に立ったというふうに言えるものだと思います。しかし、一方では、これも9月の決算委員会で議論させていただきましたように、繰越金が非常に多い現実がございます。21年度末で20行政区の保全会平均で繰越金が31%、金額ベースで2,655万円という繰越金が発生している実態でございます。私はこの事業の必要性がないために、これほどの繰越金が発生しているのではなくて、現場の要求と事業の性格と言いますか、事業の取り決めがマッチしていないため、その部分が多くあるため、多額の繰越金が発生しているものだと考えております。そこで質問ですが、23年度で最終年度を迎える農地・水・環境保全向上対策事業は、国の第三者委員会の評価で基礎活動、向上活動の適切な実施と耕作放棄地の解消、非農業者を含む多様な主体の参加等の理由や、各道府県からの制度の継続、強化の要望

が多く、事業継続の可能性が高いものと予想されますが、村として県や国に対し、今までの村協議会の活動や各保全会での要望を基にして、一層の効果を高めるための改善点を提言すべきだと思いますが、所見を伺うものであります。そして、農地・水事業に関する新しい動きとして、来年度から向上活動支援、環境保全型農業直接支援が新規事業として設定されると聞いております。当村の取り組みについて、所見を伺うものであります。これは現在まで4年間継続実施をやってきて、各道府県からの要望や、いわゆる第三者委員会などの議論の中に、いわゆる用排水路や農道の修繕や保全管理だけでは不十分で、更新や新設も必要と、その判断に立って組まれたものが向上活動支援と設定されると理解しております。一方、エコファーマーを中心とする営農支援があまり増加していない状況に鑑み、それらに対応する形で実施を予定されているものが、環境保全農業直接支援と考えられます。まだ、概算要求の段階で細部が決まっているわけではありませんが、なにせ多くの地域と多くの方々がかかわっている事業ですので、村としての方向性についての見解を求めるものであります。

次に、新学習指導要領の全面実施に向けた対策についてお伺いをします。国では、21世紀を切り開く、心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これから教育の新しい理念を定め、平成18年に教育基本法の改正、平成19年には学校教育法を改正してまいりました。それに沿った形で学習指導要領も改正され、21年度からは先行実施が取り組まれ、小学校は来年度から中学校は24年度よりそれぞれ全面実施されると伝えられております。そこで質問ですが、中教審の学習指導要領の改善についての方針を読んでみると、現在の子どもたちの課題の対応という視点から、生きる力をはぐくむことを継続し、この点について教育関係者や保護者など、自ら考え、理解のうえ、理念を共有することが、今回の改正に当たり最も重視すべきことと伝えられております。これに向けた今後の村教育委員会の役割と対応について、伺うものであります。そしてまた、今回の学習指導要領改正の一つの特徴としまして、知識、技能の活用に結びつく思考力、判断力、表現力の育成が挙げられておりが、現場ではどのような対応が求められているものか伺うものであります。

次に、学習意欲の向上や学習習慣の確立にあたっては、家庭学習を含め小学校低中学年の時期が重要とされておりますが、特にこの点について家庭や保護者との連携をどのように進めていくのか所見を伺います。去る9月11日、福島民報社主催で秋田大学教授の阿部昇先生の講演会がございまして、教育長、教育委員長とともに拝聴する機会を得ました。ご存じのように、秋田県は全国学力学習状況調査で常に上位に位置されており、その取り組みについては大変興味を持って聞くことができました。阿部先生のお話の中に、秋田県は雪が多いということもあってか家庭で過ごす時間が非常に長く地域で子育てをする風土があり、地域や家庭と学校の関係が良い状況にあるというお話がございました。家庭で地域の学校との関係は、いわゆる子どもたちの学力向上にとって、非常に重要な要素であるというふうに思いますので、今後の取り組みについてお考えをお聞きします。

最後に、ラオスとの交流事業についてお伺いいたします。ふるさと納税を活用しま

したラオスへの教育支援につきましては、今年度より実施しておりますが、議会主催の村民懇談会では多くの地区から、その内容、趣旨については、疑問の声が寄せられております。そういう点からいって、まだまだ村民の理解は得ておりません。目的にありますように、交流を通じて飯館村のまでいな心と国際人として豊かな人間性の育成のために、どのような取り組みをしてきたのか、あるいは今後、する予定なのか伺うものであります。以上、3項目、7点について答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 7番 菅野義人議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目は、公共施設の整備のあり方でございます。いわゆるこれから今後、予想されるハード事業について、厳しい財政状況を考えると、いろいろ凝ったものを作るよりも、ランニングコストなど将来負担が抑えられるような設計にすべきではないかというご質問でございます。ご指摘のとおり、村の財政状況は、地方交付税制度における特別枠廃止の報道がなされるなど、将来の見通しは不透明感が強く、今後も楽観できない状況が続くものと予想されます。このような厳しい状況の中、大谷地住宅、公民館の建て替え、草野小学校の改修など大規模事業の実施にあたりましては、ご質問のとおり、できるだけ有利な交付金や補助金による財源の確保をし、村債につきましても、過疎債など良質の借金の活用などをして、まず、第1に、後年度負担の軽減を念頭において慎重にやっていかなければならないと、このように考えているところでございます。また、各事業の実施計画、設計にあたりましても、必要最小限の建坪、設備、維持管理費の低コスト化、華美にならないデザインなどに最大限配慮をし、耐久性と安全性を兼ね備えた利便性ある施設になるよう、所管課に指示をしているところであります。具体的に申し上げますと、村営住宅については、1戸建てではなく2階建てのローコスト集合住宅にし、高気密、高断熱にはしないということでございます。公民館であれば、今、2階でありますけども、平家建てにしてコストを下げまして、極力最小限のスペースに絞った機能的で内容の濃い設計を考えておりまして、暖房なども集中暖房ということではなくて、それぞれの普通に暖房と、このようなことも考えてコストを下げたいと。また、小学校であれば、ある程度この改修によりまして、学習効果を上げるということも考えなければなりませんから、そういうふうに考えたうえで、森林環境税の補助事業を使って木質化を図ったり、あるいは低コストが図れる可能性のあるものは、できるだけ広い視野をもって情報収集をして努めてまいりたいと、このように考えているところであります。更には、省エネ効果の高い設備、器具の導入、太陽光や雨水など自然エネルギーの有効活用といった様々なコスト削減策についても知恵を絞って検討を重ねていきたいと、このように考えているところであります。いずれにいたしましても、公共施設の整備だけにとどまらず、今後の村政運営全般に関連いたしますので、後年度負担により村の財政が圧迫することのないよう、最大限健全財政の堅持に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、2点目のより効果の上げる産業振興2点ございますが、1点目の農地・水・環境の保全対策事業についてお答えさせていただきます。基礎活動及び向上活動の適切な実施の結果、非農業者の参加も増え、集落機能の維持や地域の環境保全に大

きく貢献された事業、これが農地・水・環境保全事業だと、このように考えております。しかしながら、現状の課題と不安は多く、一つ目には、過疎化、高齢化による担い手や活動人員減少と、それに伴う集落機能の低下があるということ。二つ目としては、耐用年数を過ぎた農業用施設及び山間部の素堀の水路の改修、新設などが挙げられるということもございます。本事業の活動の課題としては、打ち合わせなどの寄り合いは平日の夜で、草刈などの実践活動は休日に行わなければならないなど、時間的な制約が非常に多い。あるいは現在の制度上では施設の改修、新設ができないため、県のガイドラインで定める支出割合に当てはまらなくなり、繰越金が消化できないということが挙げられるわけであります。質問にあります改善点の提言でございますが、来年、最終年度を迎える本事業については、事業評価を含め今後の方針、改善点の整理は当然必要なことと考えております。それで、この農地・水・環境保全向上対策事業については、これまで村では何回かこの事業についての使い勝手が良くないということは、意思表示をしてきたつもりでございますが、最終年度に向けて引き続き本事業がより一層効果のあるものにするために、各保全会からの聞き取りや協議会からの意見を下に県や国に改善点などの要望書を提出していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

他の質問はそれぞれ担当の方からお答えをさせていただきます。以上でございます。  
産業振興課長（中井田 栄君） 私からは現在の農地・水・環境保全向上対策事業の来年度から新規事業として取り組むかどうかについてお答えをいたします。

ご承知のとおり、19年度から実施している農地・水・環境保全向上対策事業は、平成23年度までの事業期間となっているわけでありますが、国では平成23年度、新たな事業として現在の共同活動と営農活動を分離した農地・水保全管理支払交付金と環境保全型直接支払対策を実施する見込みとなっております。しかし、具体的には、具体的な活動方法や事務処理について明確になっていないのが現状であります。現事業での課題は、活動内容の規制や支出割合の制限があることから現在、多額の繰越額が発生しているところであります。しかし、国の第三者委員会中間評価の中にあるように、施設の長寿命化の重要性が大きく掲げられており、新事業はもちろん現行の事業のままでも水路の改修、新設が来年度の活動内容に盛り込まれる動きがあります。具体的には素堀の水路をコンクリートのU字溝にできるようになれば、課題の繰越金については解消することができると考えております。23年度新規事業へ移行することについては、まだ新規事業の具体的な活動方法や事務処理について明確になっていないことから、23年度は現行の制度のままで実施したいと考えております。24年度以降については、23年度を計画期間として、現在ある村推進協議会を中心に新規事業として取り組みたいと考えているところであります。

教育長（廣瀬要人君） 私からは新学習指導要領の全面実施に向けての対策について3点のご質問がありましたので、一括してお答えを申し上げます。

まず、第1点目の生きる力という理念を教育関係者と保護者が共有化するために、教育委員会の役割と対応についてお答えをいたします。ご承知のように生きる力とは、

変化の激しい社会を生き抜くために自分で課題を見つけ、自分で解決していく力であります。これからの中学校では知識や技能を身につけるだけでは不十分であり、身についた知識や技能を生かして、自分で課題を見つけ、自分で解決していく力を身につけることが求められているからであります。学校では基礎的、基本的な知識、技能を確実な定着を図り、これらを活用する力の育成を車の両輪として伸ばしていく教育に変わりました。教育委員会では、各学校の全教師に授業公開を呼びかけております。今後も生きる力の考えに基づいた事業づくりを積極的に保護者や地域に公開していくよう指導していきたいと考えております。また、児童、生徒が学校で身についた基礎的、基本的な知識、技能を将来どう生かしていくかの学習も非常に大切であります。中学校で実施しているような職業体験学習、福島大学体験入学などは、子どもの生きる力をはぐくみ、保護者の理解を深める良い取り組みではないかと考えているところであります。各学校のキャリア教育を積極的に支援し、生きる力に対する考え方の共有化に努めてまいりたいと考えております。

2点目の学んだ知識、技能を活用して課題解決するために、思考力、判断力、表現力を学校ではどう育成するかという質問についてであります。新学習指導要領では議員ご質問にもありますように、各教科の指導において、知識や技能の確実な習得と、それらを活用する学習活動を充実させ、思考力、判断力、表現力などの学力をはぐくむことが重視されています。思考力、判断力、表現力などの学力をはぐくむためには、観察、実験、レポートの作成、論理などの知識や技能を活用する学習活動を発達段階に応じて充実させることが必要であります。これらの能力の基盤となるのは、言語力であります。村内の小学校では、教師の質問に対してイエス、ノーだけではなくて、理由や根拠まで付け加えて答えさせる指導、あるいは単語だけの会話をなくす運動、あるいは時と場所と場面に応じて、T P Oに応じて適切に表現できる指導など、積極的な取り組みが行われております。また、村内すべての小中学校で取り組んでいる新聞活用事業、あるいは読書教育の推進等も即効性はありませんが、思考力、判断力、表現力を育てるうえでは、有効な取り組みではないかと思っております。今後とも各学校が創意工夫をしながら、思考力、判断力、表現力の育成を図るよう、指導していきたいと考えております。

3点目の学習意欲の向上や学習習慣の確立を図るために、家庭と学校はどう連携を進めていくかという質問についてであります。今、教育委員会では飯舘村の子どもたちが小学校から中学校まで同じ方針、同じ姿勢で学習に取り組み、学習習慣を身につけさせるために、発達段階に応じて活用できる学習の手引きを作成中であります。学校と家庭が連携を図り、学習意欲の向上や学習習慣を身につけさせる道具として活用していきたいと考えております。なお、この学習の手引きは、今年度中に村内の全児童、生徒に配付する予定であります。また、現在、村内すべての小学校で取り組んでいるまでのカード事業は、家庭での手伝い、読書、学習習慣、家庭学習など5項目の基本的な生活習慣について、家庭で取り組んでいきたいという願いで取り組んでいる事業であります。教育委員会では、このような具体的な事業を通して、学校と家庭を

指導、支援しているところであります。

次に、ラオス交流事業についてのご質問にお答えをいたします。現在の社会情勢を見ると、自己中心的な合理主義や自分さえ良ければ良いという利己的な考え方や行動が多く見受けられますが、ラオスでは経済的に恵まれておりませんが、相手を思いやる心や敬う心、助け合いの心など、飯館村で取り組んでいるまでいライフと同じ考え方を持った生活をしております。このようなラオスを一つの教材としながら、本村の児童生徒にラオスを通して世界を知り、ラオスを通して飯館村を学ばせ、までいの心を育成することを目的に進めている事業であります。本年5月に認定NPO法人アジア友好協会との覚書を交わしながら、これまでドンニヤイ中学校造りの支援、学校では小学生たちにラオスの国の様子の出前講座やボランティアの中学生には、絵本の英文翻訳、先生方にはラオス交流事業の実践者による研修会などを実施してまいりました。また、村民に対しては秋まつりに公民館において、ラオス交流事業の紹介、までの家ではチャリティコンサートなどを開催しながら、啓蒙活動に取り組んできたところであります。今後、児童、生徒に対しては、学校の授業等を通して、ラオスの国のことやらラオスの子どもたちの生活を学習させ、また、家庭ではまでいカード等を利用してまでいの心の育成、国際交流の推進を図っていきたいと考えているところであります。今後、村民の皆様方には村の広報紙や教育委員会だより、村のホームページ等を利用して、児童、生徒たちの学習の様子やラオス交流事業の進捗をお知らせして、より一層理解を深める努力をしていきたいと考えております。

7番（菅野義人君） これからは一問一答で進めていきたいと思いますが、まず、最初の質問に対する答弁ということで、これからの各事業の実施計画設計にあたっては、後年度負担の軽減を念頭に置きながら、必要最小限の建物、設備、維持管理費の低コスト化、華美にならないデザイン等を配慮して、耐久性と安全性を兼ね備えた施設となるよう進めてまいりたいというような答弁でございました。私の質問の趣旨がだいぶくみ取っていただいたというふうに私理解したんですが、最近、このような経済情勢になりまして、この地方自治体の中には、この公共施設の考え方についていわゆる建築物のライフサイクルコストというふうな、そのような概念が持たれているというふうに私は流れとして感じております。いわゆる単に造るときの建設費だけではなくて、いわゆる全体それを利用し、維持管理し、解体するまで、いわゆる建物の生涯を通じてかかる費用というのは、ライフサイクルコストだというふうな考え方なんだそうですが、それは建築費の約4倍ぐらいかかる。すべての経費を足していくとですね。そうしますと、いわゆる残り8割は建築費を2割としますと、残り8割は自己負担をする、いわゆる修繕費だったり、保全費だったり、あるいは運用管理費であったりしているというふうな考え方で、このライフサイクルコストをなるべく抑えるような交流を設計段階から持っていくと、そのような考え方方が進められている。そのような紹介されている記事がございました。いわゆる飯館村で特にこれから造ろうとする建物の中に具体的にこういう考え方を基にした、いわゆる設計の委託というんでしようか、それがどのような形ができるのか。私、まだ具体的にはよく分かりませんが、少なく

とも発注の段階でかなり明確にそのことを意識した発注の仕方が必要ではないかというふうに考えておりますので、再度答弁をいただきます。

村長（菅野典雄君） 私もそちらの方のプロではありませんから詳しくこれからこちらの方が指示をしていくということになろうというふうに思っておりますが、例えばこの議場がその例でありますけども、この地下暖房というか床暖房が全くなかなか利かないという形でこれストーブをやっているわけですが、こういうことがないようにやっぱりしていく。あるいは今、あちこちでイルミネーションやっておりますが、LEDにすると全く何と言いますか、かからないとかですね、あるいはライフラインを地下に埋設してしまうと、何かあったときにやっぱりそれを壊さなければならぬとかという話があります。その辺を壊さなくともすぐできるような造りとか、新しく造るのは当然その辺が十分できるだろうというふうには思いますし、また、大規模改修的にはなかなかそうもないところもあるかもしれませんけれども、できる範囲でそういうものをやっぱり取り入れると、こういうことなのかなというふうに思っています。更に村の中で水道なども、いわゆる公共の方はお金を払っておりませんけれども、やっぱりできるだけ使わないでいくということなのかなと、こんなふうにこう思っておりまして、ちょっと変な話でありますけども、女性の便器などは今、いわゆる1回目に水を流して用を足すというのではなくて、音を出して、それで水を流さないようにすると、こういうのも出ておりますので、できるだけそういうのを情報として入れてですね、最終的にコストのかからないようにしていきたいと、このように考えているところであります。以上であります。

7番（菅野義人君） ただいま新しく造る建物についてはいろいろな方法があるというふうなお話でございました。もちろんこのライフサイクルコストという考え方は、建物の設計のときに始まるという考え方ですから、そういうふうに理解でよろしいんではないかというふうに思いますが、いわゆるこの自治体系という立場からしますと、これから今まで建設された建物もすべて含めて、いわゆるどういうふうにこれから使っていくか、いわゆる長く寿命を持たせるような工夫をしていくかというふうな判断もこれから求められてくるのではないかというふうに思います。そのためには、定期的な維持管理という仕方を更に工夫をしまして有効に長く使っていくと。そのような視点もこれから施設の管理の中では必要なではないかと思いますので、その辺の見解についても答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） すべてというわけにもいかないのかなと思いますが、できるだけ今、リサイクルといいますか、失礼いたしました。リフォームといいますか、そういう考え方方が大切だと、こんなふうにこう思っておりまして、そういう意味からいたしますと、飯館村はかなり再利用といいますか、やすらぎもそうでありますし、今、診療所などもそうでありますし、いろんな形でやはりできるだけ長く使っていくということが大切なのかなというふうに思っております。ただ、そこで一番課題になりますのは、補助事業は耐用年数が長くなっておりますし、私たちは常に国、県に、今どきに30年、40年全く用途だけで使っていくという話ではないのではないかと、こうい

うお話はしているんですが、いかんせん、まだ相変わらずでありますて、今回のいろいろな改修の中でもいくつかやっぱり若干の補助金返還ということもあるうかなと、こんなふうに思っております。できるだけそういうのがないような形をやっぱりしていくということが大切なかなというふうに思いますし、また、一方ではそれだけ長くやっぱり使えというのも確かなことだろうと、こんなふうにこう思っておりまして、使えるものはできるだけやっぱり改修と言いますか、修繕なり改修をして使っていきたいと思っております。ただ、今、一方で耐震診断というのがありますて、関西の大地震以来、あるいはまた一方では姉歯事件以来、非常にそれに対する厳しい目がございますので、そういう意味からすると、今回の飯館村公民館の改修、約40年経っていますから致し方ないのかなと、こんなふうに思っておりますけども、壊して新しくすると、こういうことでございます。できるだけかからないような形にしていきたいと。今までですと宿直も置くような形になっておりますけども、その辺なども置かないような形で何か良い方法で住民の協力なり何なりでできないかとかいろいろ検討はしているところであります。何かこのような方法という案がありましたらば、遠慮なく今の段階で言っていただければ、少しでも設計の中に入れていきたいと、このように思っておるところであります。以上であります。

7番（菅野義人君） 特に新しく造られる建物について、これなかなか現実的には事業の計画がございまして難しいんですが、その間取りはある程度後年度に変えていくことができるというふうな設計の仕方、時代だったり、あるいは需要に応じて部屋の間取りを変えていくという、このような考え方も公共事業の中には今一部取り入れられているというふうな話を聞いておりますが、その辺の情報についてはどのように考えておりますか、答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 新しく建てるということになりますと、今のところ公民館ということになりますが、まだちょっとそこら辺は考えておりません。たぶんいわゆる柱とか壁とか、そういうものがどういうふうに将来動かして良いところと動かして悪いというものが再利用ができるかということなのかなという気がします。ただ、いつも思うことは、旅館などに行きますと、日中はフロアであり、夜はナイトクラブになると、こういう発想がやはり民間はやっているようありますから、そこまではいくのかどうか分かりませんが、できるだけやっぱり多様に使えるような仕組みというものを考えていかなければならぬのかなと、こんなふうにはこう思っているところであります。以上であります。

7番（菅野義人君） それでは、次の質問に移らさせていただきます。いわゆる農地・水事業についてご答弁をいただきました。問題意識については、かなり4年間の積み重ねがありますので、かなり共通しているものというふうに理解しましたが、これから各保全会からの聞き取りや協議会からの意見を下にして改善点などの要望を提出していきたいというふうな答弁でございました。この具体的な問題認識について多少議論してみたいんですが、一つは、事務処理の煩雑さについて、これ初年度からいろいろ議論されておりますし、それからいわゆるこの事業を評価している国での設置して

いる第三者委員会、中でも事務処理についてはいろいろ議論をされているようです。ちょっと調べて見ますと、今年の9月10日に開催されました国の第三者委員会の議事録の中に、このような表記が載っておるんですが、いわゆる事務処理について委員のある中島さんという方が、この現場から今までそれぞれ地元の人たちの事務処理とか確認作業が非常に難しいというのがよく指摘されているんですが、これからどういう対応をするんですかというふうなお伺いをしたときに対して、農林省の松尾農業環境対策課長が、実を申しますと、本当に手間のかかる制度だと認識しております。そのような表現でお答えをしております。これからは、地域協議会や地方自治体の協力を得ながら事務処理を進めていきたいと考えております。農家には負担のないように言っても、記帳と伝票ぐらいは揃えておいていただいてというふうな、そのような言葉で第三者委員会の中では話されていたようです。これ福島県の場合、日報の作成については、美土里ネットが支援ソフトを作って、いろんな項目について写真とセットで報告をされるように支援したというふうなことでございますが、1年間の活動が100ページにも及ぶような活動報告を求めていたということについて、私はちょっと改善点としての第1等としてできるのではないかと。少なくともこの国の方にも、この事務処理については声が挙がっているし、第三者委員会でもこのような議論をしているということありますので、特に国と言うよりは福島県との協議の中でこの事務処理の煩雑さについて、まず、要望を出すべきではないかというふうに考えておりますが、答弁を求めます。

産業振興課長（中井田 栄君） 今、ご指摘のとおりですね、確かに改善点の中には、今ほどの事務処理の煩雑化というんですかね、だいぶこの事業につきましてはメニュー方式で、そのメニューにのっとって報告をするというふうな義務がありますので、だいぶ煩雑化をしていると。そういうようなことも県協議会の方には何回か申し上げておりますし、改善点というようなお願いをしているところであります。そうはいつてもこの事業は会計検査が入りますので、やっぱりある程度の最低限の報告事項と言いますかね、写真とかその日報というのは必要になると思いますので、その基本は押さえながらも、なるべく次の対策については軽減がされよう、今後とも県協議会の方とは協議をしてまいりたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） それから、もう一つ現状認識ということで議論をしてみたいんですが、いわゆる活動支援についての整理統合ということと、維持補修だけでなく、いわゆる改修や新設工事の使途拡大、これも飯館村でもかなり要望が出ておりますし、國の方でもいろいろ検討しているということあります。いわゆるこれはこれから新しい事業の中で取り組むというような答弁でございました。それだけでなく今年の夏ですか、村協議会主催で20の保全会を対象とした研修会が村で持たれました。その中でそれぞれ活動されている保全会の発表があって、大変参考になった良い勉強会だなというふうに思いますが、小宮地区では非常に前向きに取り組みまして、このU字溝の更新というものを県との交渉の中で認めさせたというふうな活動報告がございました。しかしながら、多くの保全会は、当初の指導に基づいて、そういう更新は認

められないんだというふうな認識でいるのが現実なんですね。残り1年間の中で有効活用の点から交付金の使途について、もっと拡大できるような道がまだ残っているのではないかと。新年度からの事業は新しい事業で対応するという、先ほどの答弁でありますか、この残り1年の中でもまたできることがあるのではないかと思いますので、このことについての見解を求めます。

産業振興課長（中井田 栄君） ご指摘のとおり、確かに交付金の利用については、もっともっと拡大をして利用できるのではないかというふうに村としても思っております。そういうこともあって8月3日に研修会をさせていただいて、うまく使っている保全会、小宮をはじめほかの2地区も含めて報告会を行って、利用の仕方について報告をさせていただいたところでありますけども、内容を聞いていますと、やっぱり点検を常にやって、そして、その点検に基づいて県の方の指導も受けながら交付金の利用拡大をしていっているというのが現状でありますので、今後、2月にも研修会を第2回目開きたいというふうに考えておりますので、そのときにもまた更に来年に向けて交付金がうまく使えるように勉強会をやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） いろいろ現行制度の中でも工夫はあるし、特に飯館村の場合、非常に協議会を設けているというのが私は特徴で、これある意味ですね指導を徹底しやすいし、ある意味各農家の意見も集約しやすいというふうな特徴があるんだろうというふうに思っております。これから国、県に対する要望をまとめるにあたって、これからこの積み重ねたものを基にして提言していくというふうな答弁でございました。特に私、この点について一つ言っておきたいことがございます。先ごろ議会で研修会やりました福島大学の松野教授による08年度に調査してまとめていただきました飯館村の政策活用と集落力というふうなレポート、論文がございました。その論文の内容を読みますと、この飯館村においては行政のトップダウンと住民のボトムアップがうまくかみ合って地域づくりを進めてきた。更に村のトップダウンは、住民のボトムアップを促進してきたと、そのような分析をされています。いわゆる先ほど私が申したように眼高指低でございます。目標は高くとも手段は皆理解できるような方法でやってきたというふうな方法でその地域づくりをやってきたというふうな、私はそういうふうに解釈をしました。これもちろん単独事業じゃなくて国、県が絡んでいる事業でありますが、いかに現場の要求を国の政策に反映させるのかと、このことを私は行政の役割としては非常に大きな使命があるのでないのかなというふうに思いますし、万が一この農地・水が当初いろいろ現場が混乱したように、なかなか思うように使えない、どういうふうに使って良いか分からぬという混乱をこの新しい制度の変わり目に発生させますと、私は村の地域力が一気にダウンするのではないかなというような実は懸念を持っております。飯館村、大臣賞を受賞した村でありますので、一つその辺やっぱり力を入れて国、県の方にやるべきではないかというふうに思いますので、その辺の所見について再度求めます。

村長（菅野典雄君） できるだけ私たちも皆さん方の質問に対して、いわゆる抽象論や理

想論でなくて、現実に即して、できるものはできる、できないものはできないとはつきりやっぱり言うべきで、それが次の課題を生んでいくのではないかと、こんなふうに思っているところであります。したがって、今のご質問は、住民からそういう動きで現実にやっているところもあるので、それをやはりほかでもこういう条件はあるけどもやれるし、こんなこともやれるかもしれないという、いわゆる住民の側に立てというお話ではなかったのかなというふうに思っておりますので、その辺を十分考えてこれからやっていきたいと、こんなふうに思っております。以上であります。

7番（菅野義人君）　国の方で打ち出しております24年度以降の新しい動きについてちょっと確認をしながら議論をしていきたいと思います。先ほど答弁ございました。来年度から向上活動支援、それは今後とも続くんでしょうが、環境保全型農業直接支払という新しい事業が設定されている今、動きになっております。答弁の中では、最終年度である来年度には、今までどおりの取り組みをしていくという判断であるというふうに私、理解しました。24年度以降に新しい事業として取り組んでいきたいというふうな答弁でございました。私も23年度については、それで結構でないかというふうに思っております。最終年度に向けてそれぞれの保全会が、今までの活動を踏まえ、仕上げの時期に入る時期でありますので、無用な混乱は避けた方がいいんでないかというふうに私もそういうふうに思っておりますが、なんせこれ見通しがそういう方向が示されたということで、恐らくそっちの方向に動いていくんだろうということを想定をした確認をしたいんですが。いわゆる今年の農水省の概算予算規模からしますと、従来の共同活動分が227億円ぐらいの概算要求されております。その20%に当たる47億円程度が、この新しい施設の改修等のできる向上支援活動ということで一応予算要求をされております。そうしますと、今までの共同支援とは別枠としてのこの向上活動支援、あるいは環境保全型直接支援という進め方で想定されてくるのではないかなど、こういうふうに私考えているんですが、どうも今までどおりやれるよという話ではなくて、何かハードルが上がる状況がそこに想定されるのではないかというふうに思いますので、その辺の見通しについて情報お持ちでしたらお伺いをおきます。

産業振興課長（中井田 栄君）　来年度以降の新事業についてでありますけども、実は県からの明確な説明はまだない状況であります。ご承知のとおり、ホームページなりあと新聞等での情報でありますと、今ほどの議員さんご指摘のとおり、来年度につきましては、その水路の新設等の向上活動支援交付金ですね、それは出てくるのではないかというふうな情報はあります。今まででは1階部分の共同部分をやったうえで営農活動が認められていたわけでありますけども、24年度以降については、農地・水・保全管理交付金、その中に共同活動分と向上活動支援交付金分と二つに分かれて、更に2階部分でありました営農活動部分については、環境保全型農業支払というようなことで分かれるというふうな情報が入っておりまして、これ確実に県なりの説明があって、更に細かく分かり次第、再度協議会を開催して皆様におつなぎをしていきたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） ただいま答弁の中にありました、今まで2階建てということで、一反歩3,000円でしたか、営農支援ということで飯館の多くの生産者も受けしておりました。それを切り離していくという。切り離しをしながら、一方、環境保全型農業の直接支払いが概算予算で48億円ぐらい、一反歩当たり4,000円の交付金を想定されているということあります。これは共同活動に参加しない農家にも支払い対象としているということですが、どうもそこで示されている、その対応される技術が、例えばカバークロップとか水田の冬期灌水、あるいは有機農業の取り組み、いわゆる生物多様性に想定されたような取り組みが想定されていると。これはですね、今後飯館村でもできるような事業だというふうな認識をお持ちかどうか、私はちょっとハードルが上げられているのではないかなどというふうに思いますが、その辺の認識について再度確認をいたします。

産業振興課長（中井田 栄君） 今までのご質問の環境保全型農業の中身について、支払い対象となる営農活動は、今、ご質問あったようにカバークロップの作付けとか、リビングマルチの組成栽培の実施、あと冬期灌水の管理、有機農業の取り組みというようなことで、これ条件と言えんですか、これをやるにあたって、ここまで達成すれば今まで6,000円もらっていたやつが反当たり4,000円というような明示なんですけども、その辺がどこまでどういうふうな条件が付くかというのは、まだ詳しくは示されていない状況でありますので、その辺示され次第、その辺はおつなぎをしていきたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） それでは、教育委員会の方にお願いしていただいた質問について、再度お伺いをいたします。

まず、3の1番目、生きる力について答弁をいただきました。この変化の激しい社会を生き抜くために、自分で課題を見つけ、自分で解決していく力、自分で課題を見つけて解決していく力を身につけるために、今後ともこれについて事業づくりを進め、保護者や地域に授業を公開していくというふうな答弁だというふうに理解をいたしました。基本的なことを伺って私申し訳ないんですが、この飯館村の子どもたちや保護者にとって、この生きる力の基本的な認識というのは、私はどの程度持っておられるのか。いわゆる盛んに教育の現場では、この生きる力が大切だということで、この新しい学習指導要綱の改正に向けて取り上げられている。しかしながら、いわゆる教育の現場を一歩離れた家庭や地域では、この子どもたちの生きる力がなんで必要なのか、具体的にどういうことなのか、その辺が私は全然共通理解の原点に立っていないのではないかというふうに実は思っております。これは理念を共有する以前のまだまだ課題が飯館村にはあるんじゃないかなというふうに懸念をいたしますので、これについて、まずご所見を求めます。

教育長（廣瀬要人君） 生きる力については、実は今回の学習指導要領で初めて出てきたわけではありませんで、現行の学習指導要領が10年前に実は告示されて、今、その理念に基づいて実施されているわけでありますけれども、内容については先ほどお答えしたとおりでありますけれども、まだまだ生きる力という考え方については、学

校教育現場では十分に理解されているところでありますけれども、家庭や地域に目を向けてみますと、必ずしもまだきちんと理解をされているということではないのかなというふうに思っております。したがいまして、文科省あたりからもホームページ等で保護者向けのパンフレット等も出されておりますけれども、各学校にもすべての教職員に、この生きる力についての資料が配付されているわけであります。それに基づいて現在、教育活動が推進されているわけでありますけれども、折にふれて各学校では説明をすると同時に、具体的な教育活動の中で、この生きる力については示していく必要があるのかなと。その理論の説明よりも、やはり具体的な教育活動の中で地域や保護者に示していくことによって、この考え方の共有化を図つていけるのではないかというふうに考えておりますので、そういう視点から各学校の指導、支援をしていきたいというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 今、教育長から答弁いただきましたように、この生き抜く力については今に始まったことでなくて、前から取り上げられていることだというふうに答弁ございました。いわゆるこの平成20年度でしたか、あつ失礼しました。昨年6月に村の教育委員会で発行しました平成20年度の教育委員会の主な事務の管理及び執行の点検及び評価、いわゆる行政評価シートというものは、私ども議員の方にも全部お配りいただきまして目を通させていただきましたが、いわゆるこのときの生きる力という定義が、自ら学ぶ力とか、苦しくとも頑張る精神力とか、身の回りのことを自分でできる自立性とかというふうな取り上げ方をされて、いろいろ取り組みもその中で紹介されていたと。学校の方では、学校の特長を生かしたサイエンスショーをやったり、図鑑の技術をやったり、七夕コンサートをやったり、100キロマラソンをやったりと、そういう取り組みをしてきましたというふうな報告がありました。これが教育委員会の自主評価の中では、このような標記で記述されているんですね。着実に発展はしているが、取り組み内容が広く村民に知られていないのではないかと。周知徹底を図り、メリハリの利いた取り組みが必要というふうな記述がございました。同じ生きる力の評価ということでありました。これに対して、当時の教育行政評価委員会、いわゆる外部評価の評価ということで、学校だけで生きる力を生むことはできないんだと。そこで、地域に学ぶことを柱にする奨励策の提案が必要なんだと。学校を地域に開いて、地域の力も活用して地域も協力して生きる力をはぐくむことというような提言されているということでございました。ということになりますと、かなりこの生きる力ということに対して地域の理解と協力がないと、私はなかなか身につかないのではないかなどと。一つは、授業の公開という方法もいいんでしょうが、地域はそこまでの問題意識というふうにはまだなっていないのではないかと。そういうことで先ほど質問したんですが、いわゆる手法について、いかに教育を地域に戻すかというふうなことが今、教育委員会の中では求められているのではないかというふうに私は思いますので、再度その辺の見解を求めます。

教育長（廣瀬要人君） 学校の教育を充実させるためには、学校完結型ではだめだということで、ここぞうっと各学校を指導してまいりましたけれども、やはりその理論に

基づいて各学校ではおりますけれども、しかし、今、菅野議員からお話をありましたように、やっぱり地域と一緒に、あるいは家庭と一緒に教育を進めていくことによって、より一層の教育は私は充実するのではないかなど。先般、先ほどありましたように、秋田の講演会に行った折も、家庭や地域のかかわりが深ければ深いほど各学校の教育は充実するんだというようなことをお話をしました。これは全国学力学習状況調査の中でも明らかになっております。PTAや地域の人々が、学校の諸活動に参加している学校ほど子どもたちの学習意欲も高まり、成績も良いんだというふうな結果が出ております。そんないろんなデータ的な裏付けもありますし、理論もありますので、今、お話をしましたように、学校完結型の学校経営ではなくて、地域との関連を図りながら、保護者との連携を図りながら、正に教育は共育であると、ともに育てるというような視点から、この生きる力の理論に基づいた教育を進めていかなければならぬなというふうに思っておりますので、今後ともそういう姿勢から進めていきたいというふうに思っております。

○休憩の宣告

議長（佐藤長平君） ここで喫飯のため休憩いたします。13時10分から。

（午前11時58分）

○再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時09分）

7番（菅野義人君） 最後に質問させていただきました、このラオスとの交流事業について、再度お尋ねをしたいと思います。

答弁の中で小学生たちにラオスの国の様子の出前講座とか、それからボランティアでの中学生には絵本の英文翻訳とか、先生方にはラオス交流事業の実践者による研修会等を実施してまいりましたというふうな答弁をいただきました。質問の中で、まだまだ村民の理解が足りないのでないかというふうなお話をいたしました。このラオスへの支援について、今年の5月19日でしたか、読売新聞で村の取り組みについて紹介をされておりますが、その中で、この厳しい教育環境に置かれたラオスの子どもたちの現状を紹介したことがきっかけで、村の小学生、中学生からラオスの子どもたちのために何か役に立ちたいという声が挙がったというふうな紹介がありました。いわゆる村内の小中学生から役に立ちたいという声が挙がったというふうに新聞では紹介されておりますが、この一つは、子どもたちの自発性というんでしようかね。ラオスに対するこの自発性は、いったいどの程度のものなんだろうかと。自発性がかなり高いんであれば、それを上手に活用しながら、そのまでいの心を子どもたちに植え付けるという、そのような方法があるだろうし、それからもう一つの問題はですね、それぞれの学校とか先生方と子どもたちの教育に、このラオスを生かすという目的意識というのが、どの程度共有されているのか、この辺がとても大切な問題ではないかというふうに私は思っていますが、この辺について再度見解を求めます。

教育長（廣瀬要人君） ラオス交流事業のきっかけは、教育委員会から各学校の方に話

を持ちかけて、そして、それを今後の子どもたちのまでの教育の一つの教材にしていこうということで各学校にお願いをし、具体的に取り組んで、今年で2年目に入った事業であります。まだまだ子どもたちの活動、あるいは先生方に対する啓蒙、そして地域に対する啓蒙もまだまだ課題はありますけれども、先ほどの眼高指低ではありませんけれども、私はこのラオス事業というのは、私は意義あるものだというふうに評価しておりますので、目標は高く持って、そして努力は地道にしていきたいというふうに思っています。

7番（菅野義人君） 学校の現場での認識と教育委員会との考え方と私はマッチさせる必要が、この点の努力が必要なんだろうと。村民の中では非常にラオスの交流事業について、やや唐突に出てきたというふうな見方をどうしてもされている。ですから、本来、飯館村がもっといろんなことをやる必要があるのではないかというふうな思いの陰に、なぜラオスなのかというのがよく分からないと。いわゆる村民懇談会等ですね、教育委員会としては、このような目的を持って、もしかすると今、我々とか飯館村の方々がなくしたまでの心をラオスに学ぶという、そういう視点を持っているんですよという話をさせていただいておりますが、やはりまだ村民の中にはまだ理解されていないということになりますと、やはり学校の現場で教育委員会の意図するものが、やっぱり完全に私は一致していないんじゃないかなというふうな実は危惧を持っております。したがいまして、各学校から出てくる学校だよりも、私ちょっとラオスのことについてはあまり目にかけないというんでどうかね、よく紹介されていないというのが現実でありますから、当然、この村民の中にもまだ理解が不十分だというふうに思っておりますので、まだまだ取り組みとしては、私は基本的なものが欠けているというふうに思えるんですが、再度この辺についての認識をお伺いします。

教育長（廣瀬要人君） 今、議員ご指摘のとおり、まだまだ教育委員会と学校現場との温度差があることは事実であります。そういう視点からですね、もう少し先生方にもラオス交流事業の意義についてきちんと理解をし、そして、教育の中で具体的に子どもたちに指導してもらわなくてはいけないということで、先般、今年の2月にいっしょにラオスに行ってまいりました仙台市の広瀬小学校の校長先生を退職し、現在、仙台市の教育センターにお勤めになっている先生を招待して、先生方に集まっていただいて、ラオス交流事業の意義について、あるいはラオス交流事業の進め方について研修会を持ったところであります。大変かゆいところに手が届く講義でありましたので、先生方の理解、約30人の先生方に集まつていただきましたけれども、理解が深まったのかなというふうに思っております。こういうことを地道に繰り返していくって、子どもたちの指導に当たっていただければ、子どもたちを通してまた地域、あるいは家庭の理解が深まっていくのではないかというふうに思っておりますので、今後とも教育委員会と学校現場との温度差をなくす努力を重ねていきたいというふうに思っております。

7番（菅野義人君） 終わります。

議長（佐藤長平君） 2番 飯樋善二郎君。

2番（飯樋善二郎君） 朝夕の寒さが一段と厳しくなり、今年の師走は例年以上に村民にとっては寒さが身にしみる年の瀬になるのではないかと大変心配をしているところです。私は、平成22年度第7回定例議会にあたり、我が村の基幹産業でも特に影響の大きい農業の厳しい現状について質問をさせていただきます。先に松下議員からも同様の質問がありましたが、私からも更にお尋ねをさせていただきます。

既にご承知のとおり、今年度の稻作は収量はまずまずでしたが、猛暑による品質の低下で、現在までの検査結果では、1等米の比率が県平均では74%、全国では63%と過去10年間では最も低く、特に飯館村の場合は、1等米の比率が49.5%と極端に低く2等、3等規格外が半分を占める米農家の収入に深刻な影響を及ぼしています。更には、米価は大幅な下落となり、村内の農家の10アール当たりの収入は、品質の低下分と等級の下落分、価格の下落分を含めると、1俵当たり3,800円ぐらいが下がることになり、標準収量を8俵とした場合、10アール当たり3万円程度の収入減になると思われます。生産コストは年々上がり、農家手取りは恐らくマイナスの農家が多いのではないでしょうか。こうした厳しい現状を市場の原理と考え、放置してなんの手立てもしなかったならば、農業が壊滅的打撃を受け、生産意欲をなくし農業の衰退につながり、農業就労者の高齢化と併せて考えてみると、農業離れはますます多くなることは歴然としています。今回の提案理由の説明の中でもお示しがありましたが、21年度より22年度は交付金収入は増えるとの説明がありましたが、生産費が10アール当たり12万円程度かかります。これ以上も必要な現状では、決して所得は多くはありません。ちなみに現在までの県下市町村の中で、支援策を打ち出しているところを参考までに挙げてみると、会津若松市が減反政策に協力をしていることを条件に、減収分の半分の10アール当たり1,800円の支給、それから磐梯町が米農家を対象に10アール当たり5,000円、それから先ほど松下議員も言いましたが、古殿町がすべての食用米栽培農家を対象に10アール当たり4,000円、その他借入金の利子補給などをする市町村が、郡山市など数市町村が表明しております。このような厳しい状況に追い打ちをかけるように、農水省は、23年度からは現在の減反政策を米余りを理由に転作を強化して、約2%程度上乗せすることを決定しました。更には今、大きい社会問題になっております。環大変戦略的経済連携協定、いわゆるTPPの導入も経済連携は農業環境の強化を前提に参加もあり得るとしていますので、そのようなことになれば、ますます農業の見直しが必至になってきます。国内の農業人口は260万人で、平均年齢が66.8歳というのが日本の現状です。10年後は100万人減少するとも言われています。福島県では耕作放棄地は2万2,400ヘクタールとなり、全国ワースト、過去5年間で2万6,000人が農業をあきらめています。農業収入もピーク時の半分となっています。農業の将来はどうなるのか、非常に危惧をするところでございます。国では農業構造改革推進本部を設置して、平成23年6月をめどに農業改革の基本方針を決め、10月をめどに農家への支援を策定して、戸別所得補償制度などの守りの農業政策と、輸出拡大などの

攻めの農業政策を両立させる農業が強化されるまでは、経済連携には批准しないとしています。今、農家が一番悩んでいるのは、来年の作付作物を何にするのか、また、収入源を何に求めるのかななのです。そうした悩みを少しでも行政が手助けできる支援策があれば、確かな望みを託しながら作付け計画を立てられるのではないかでしょうか。畜産、野菜、花卉等でも軒並み収入減で、農業全体が抜本的な見直しを求められているのではないかでしょうか。村では既に所得の減収を踏まえ、緊急雇用対策として2,000万円程度の対策を計画していますが、これはこれで大変評価をするところですが、農家全体が所得の減少で苦しい経営状況を考慮してみると、更なる支援策を取ることが最良の手段ではないでしょうか。特に一番影響の大きい基幹作物の米について支援することが急務と思われますが、その考えはあるのかどうなのかをお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 2番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、質問があったのは、米作農家の支援対策と、こういうことでございます。ご質問の中にもありましたように、先ほど松下議員にもお答えしておりますが、今年度から戸別所得補償制度導入されたことによって米価が下がったわけであります。それが大きな要因だろうと、こんなふうに思っております。しかし、猛暑による品質の低下もありまして、1、2等米の等級が前年対比5.1ポイント下がっていると。政府壳渡し1俵当たりの価格にして2,000円前後昨年より下回っていると。今、飯樋さんの試算によりますと3,000円なにがしと、こういうことでありますが、そのようにいざれにしても下がっていることは事実であります。米の戸別所得補償モデル事業において、10アール当たり1万5,000円の定額補償金が12月の9日に、村全体で9,700万円あまりが交付されたところでございます。また、今年度は米価が大幅に下落することが懸念されておりますが、平成22年度の販売価格が、国の統計により標準的な販売価格、いわゆる1万1,978円を下回った場合には、その差額を基に算定されて10アール当たりの交付金が3月末までに交付されることになっており、最終的には農家の交付金収入はもう少し増えるものと、このように考えております。先日も国の方から職員が来て、この1万1,978円を下回った場合には、間違いなく算定されるんですねというのを確約を取ったところでございます。最近、県内各自治体で米価下落の支援対策を実施するところが見受けられますが、いざれも先ほどもお話ししましたように、生産調整が未達成で、かつ戸別所得補償制度に加入していないところがどうしようもないということで支援をやっているわけであります。村としては、米農家が国の制度に加入しており、下落分の補償がなされる予定であり、特別に支援については今のところ考えていないということでございますが、なお、先ほども話しましたように、来年度についてのこと、あるいは今、これから農家の方々の制度資金の利子補給ということにもそれが必要なものなのかどうか、今後、協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものでございます。

次に、TPPの件ですが、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4か国が参加する自由貿易協定ですが、更にアメリカと欧州、ペルー、ベ

トナム、マレーシアが参加を表明し、交渉を始めているものであります。このＴＰＰに参加するということは、日米豪を結ぶのと同じ意味を持つものと言われておりますが、先日の先行4か国の協定内容は、100%の関税撤廃が原則でありまして、この取り決めがそのまま他の3か国にも適用されれば、3か国への輸出増や関連作業の投資拡大が見込めるという一方、短期的にアメリカや豪州から安い農産物の輸入が拡大するのは間違いないものであると、こう言われております。なお、國の方針がまだ決まっておりませんので、現段階での抜本的な対策は、今、どうこう言えるわけではありませんが、いずれにしても、大変重要な政策転換でありますので、今後の動向を見極め、できるだけ適切にという形になるかどうか分かりませんが、対応できるように体制づくりに努めてまいりたいと、このように考えているところであります。

以上でございます。

2番（飯樋善二郎君）　ただいま答弁によります、米農家が國の制度に加入しているので、下落分の補償はされると。特別な支援は考えていないとのことです、この補償によって、農家に入る収入は1俵1万2,000円程度です。10アール当たり8俵にしますと9万6,000円ぐらいになると思います。生産費のことについては全然ふれていないので、実質的な収入は、農家の手取りは多くはありません。実際、資材代の未収金が非常に多くなっている現実です。このことについてはどうお考えなのか、再度お伺いをいたします。

産業振興課長（中井田 栄君）　前段の標準的な販売価格でありますけども、1万1,978円というようなことで國では示されているわけであります、これは1等米も2等米も3等米もですね、1俵当たり1万1,978円補償しますよというようなことで、先ほどお答えしていますように、その差額については3月に変動部分として交付される見込みだというようなことで、先ほどからお答えしていますように、昨年よりは多くの見込みだということが、まず、1点目です。

あと2点目の生産に対する考え方でありますけども、國はもう一つ標準的な生産を要する費用ということで、1万3,703円というような数字を出しています。これは計算しますと、定額部分ですね、1俵当たり飯館村の場合は反当たり486キロでありますから8.1俵の計算になります。その1万5,000円を1俵当たり60キロで割り返しますと、大体1,851円くらいの価格になるかなと。現在、うるち米、農協の仮渡金で7,600円ですか、あとちが8,000円というようなことで、例えばそれが精算ですね、来年の今ころですかね、精算されると思いますけども、例えば1,000円ですねプラスになったとして、大体9,000円くらいになるかなと。そうすると、先ほどの1,851円と9,000円を足しますと1万851円。あと更に、精算に要する費用の変動部分ですね、先ほど1俵当たり3,800円くらい安くなっているのではないかというようなことありますけども、今の変動部分の方式で計算していくと、大体2,800円くらいになるのかなというようなことあります。そうすると、先ほどの1万851円と今の2,852円くらいになるんですけども、そうすると國の大体言っている生産費の標準1万3,703円に追いつく格好で國は

補償すると言っているわけですから、この前も今ほど村長お答えしましたけども、国の職員が参られたときに、確実にこれは補償されるんですよねということで確認をしたところでありまして、今後こういうような形で補償されることを期待しながら、村としても今後とも対応していきたいというふうに考えております。

2番（飯樋善二郎君） 飯館村の米の出荷状況は、先ほど以来3万1,000俵ぐらいだという話がありましたが、損害額は約1億1,700万円ぐらいになるかと思います。他の作物と合わせますと2億円以上の収入減となることは間違いないかもしれません。冷害なら共済金がいくらかは入りますが、このような状況では、どこからもいただくことはできません。その分を全部負担するなどとはいきませんが、せめて主食の米をいくらかでも支援することが、農家にとっては非常に有り難いことではないのかなと思われます。もう一度のことについてお尋ねします。

村長（菅野典雄君） 先ほどもちょっとお話をさせていただいたんですが、この米の米価の下落というのは、いわゆる気候なり何なりの異常な気候によってできたとあれば、来年は天候が良くなつて豊作になる、あるいは良くなるだろうと、まあこういうことでそれではという話はできますが、たぶん私は、どのように国が考えるかは分かりませんけども、そう上がる事はないのではないかというふうに思います。そうしますと、正に生産費が販売よりも上回るからといって、そこを補っていくということになれば、正に確かに農家側に例えれば大変なことは十分分かりますが、村としてもやっぱり皆さんから預かって健全財政をし、住民の福祉向上をやらなければならないのをこちらの方にやはりずっと出し続けていくというのはいかがなものなのかと、こんなふうに私は思っています。したがつて、これからこの制度なり何なりをやっぱり見極めないとなかなかできないところがありますが、ただ、来年度については、できるだけ先ほども言いましたように、何か利子補給の方が考えられるのかどうか、今、なんか4,000万円ぐらいだったかな、6,000万円、そのぐらいの資金の申し込みがあるというような話も聞きますし、あと何か来年度の米とは違った形で別なものをやっぱりやるのに、こちらの方で支援をするとか、なんかやっぱり次の形に何と言いますかつながるような形にできるだけ貴重な財源を使っていなければと、こんなふうにこう思っているところでありますので、もうちょっとその辺は重々分かりますので、今後の検討課題とさせていただきて、今のところ、今の状況では米価に対しての補てんというのはいかがなものかと、こんなふうに村としては考えているところでございます。以上であります。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩いたします。

（午後1時39分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後1時44分）

2番（飯樋善二郎君） 残念ながらそういう話になりましたけども、農家の気持ちを考

えてみますと、このままで例えればいった場合、本当にやる気をなくすのではないかなどというふうに思われます。各集落や団体の取り組みをハード、ソフトの両面から支援する共同利用機械の購入、パイプハウスの設置、担い手支援など10項目の支援をしていくという提案理由の説明がありましたが、この支援策は、今まで実施してきております。この一定の成果はありましたが、ここに至っては2分の1の助成では、とても設備投資をして規模拡大を図っていくなどということは大変難しい状況にあることは間違ひありません。更なる助成割合を検討する考え方などはあるのかどうか、再度お伺いをいたします。

村長（菅野典雄君） 今まで補助率の件はかなりそのときケースバイケースといいますか、やっておりますので、そういう面では考えられないということではないと思いますが、ただ、一方でかなりほかとの関連を見ますと、飯館村農業施策に対してはかなりのことをやらせていただいているのではないか。それがむしろ何と言いますか、自助努力というものをできるだけやっぱりやっていかなければならぬのを何を置いても、やっぱり補助金をもらわないとやっぱりできないという形に、もしなってはいないと思いますが、そういうことになつてもいけないわけでありますからいろいろ両にらみの中で、できるだけ生産者が頑張っていけるような考え方と言いますが、補助率というものをやっぱりこれからも考えていかなければならぬだろうと、こんなふうに思っていますが、今、ここでいくらいくらとかという話は、また内部で検討させていただいて、また、議会にかけさせていただくということになるんだろうというふうに思っております。以上であります。

2番（飯樋善二郎君） 今まで基幹産業の農業に対する質問は数多くありました。私もそれは議員になってから聞かせていただいているが、その対応がどうしても私にはちょっと足りないのかなという印象を持っております。そんな中で、有効な対策がなされていないのではないかと思われます。こうした状況ですと、大変農業の厳しさは私も痛感をするところで、是非そういう形での今後の振興策が望まれるものと思います。

最後に、TPPにつきましては、今後の動向を見極めて対応をすることありますから、これのことにつきましては、今日はふれませんが、今後、皆さんとともにこのことについては重要な課題ですので、これに対応していかなければならぬのではないかなどというふうに思っています。以上終わります。

議長（佐藤長平君） 4番 伊東利君。

4番（伊東 利君） 平成22年第7回飯館村議会定例会において、通告いたしました農業振興対策、6次産業化施策、道路危険箇所解消対策と3項目について質問いたします。今年より国の農業政策の転換で、戸別所得補償モデル対策事業が実施され、米価の下落を招かないか不安視されてきましたが、結果、大幅な下落となり、農家の所得の減少となり、農家の営農と暮らし、地域の経済に大きな影響を及ぼす状況と思われますので、農業振興対策支援対策について伺うものであります。春の低温から夏の猛暑により、園芸品目の販売額の減少と米価の下落、品質の低下による農家経済は困窮を極めております。農家によっては生産資材代の支払に支障を来しており、JAで

は特別決済資金で対応している状況にもあります。更に今後の生産意欲の低下にもつながりますので、支援対策と次年度の農業振興対策について伺います。

質問の二つ目は、6次産業化施策についてであります。飯館村産の農畜産物を原料とした6次産業加工施設の建設計画が示されました。農畜産物の安定生産、雇用確保の面で大変期待されますが、それに伴う栽培、生産戦略について伺うものであります。

質問の三つ目として、道路危険箇所解消対策について伺います。草野本町交差点の改善についてでありますが、草野本町交差点が狭く、信号機の支柱が歩道側に出ているため、大型車などはセンターを越えて走行する危険な状況にあり、更に村道側が狭く大変危険な状況にあり、改善が求められているので、所見を伺います。

以上、3項目について答弁を求めます。以上であります。

村長（菅野典雄君） 4番 伊東利議員のご質問にお答えさせていただきます。

農業振興対策でございます。先ほどからお話をさせていただいておりますが、米の仮渡金は約2億3,000万円ということで、前年度に比べて9,000万円の減と。野菜は2億900万円ということで、去年に比べて約4,000万円の減と。花は1億5,000万円ということで1,500万円の減と、こういうことで昨年に比べて軒並み農業収入は減っているというのが、全くご指摘のとおりでございます。村といましても限られた財源の中で、効果が上がるよう工夫をして努力をしてきたところでございまして、12月9日にこの戸別所得補償で約2億4,000万円が農家の口座に振り込まれたと、こういうことであります。たぶん資材等の支払いの一部になっているのではないかと、このように考えております。そのほか12月27日になるんですか、第3期の中山間地域等の直接支払交付金の90%、約1億400万円が入金される見込みでございます。そのうち個人配分40%というところでは、4,600万円が個人の口座に手続きがされると、こんなふうにこう思っているところであります。また、11月には既に農地・水・環境保全向上対策事業の共同活動部分で、約6,000万円が入金されておりまし、更に3月には営農活動分の約2,200万円が入金される予定でございます。更に議会初日に先議いただきました村の単独の緊急期雇用対策支援事業と、こういうことで、カバーというわけにはいかないかもしれませんけれども、少しでも村民がお金を取っていただく機会ということで2,000万円の予算で、村内道路の支障木伐採や側溝の土砂上げなどを実施する予定でございます。

次に、今後の支援対策と振興対策ということでございますが、当然、戸別所得補償、来年度も続くものと思いますから、これなかなか村単独でどうこうというわけにいきませんので、JAと連携しながら積極的にこれに取り組みながら、少しでも所得が手に入るようにと、こんなふうに考えています。更にずっと取り組んできました米に代わる品目、これをやはりしっかりと振興をしていかなければならないなということで、野菜、花卉、あるいは飯館牛の銘柄確立と、そのために含めた畜産振興でありますか、いわゆる複合経営の支援を引き続き行っていきたいと、このように思っております。なお、23年度の当初予算編成においては、この前の議会で生産者の声も聞け

と、こういう声がいっぱいありましたので、JAと県と村とやっていた三者会談を生産者代表も入れて4者で11月8日にその機会を作らせていただきました。生産者代表の声も聞かせていただきましたので、23年度の当初予算にはすべてというわけにはいきませんけれども、できるだけその声を振興策に反映させていきたいと、このように思っているところでございます。

次に、6次産業化について、加工施設建設、あるいはその後その生産戦略についてということでございます。現在、村の6次産業化推進計画及び產品開発研究で協力いただいております何度か名前を出させていただいておりますこの久世という株式会社と、その加工場の建設に向けた協議を進めているところでございます。この株式会社久世という会社は、東京都池袋に本社を持つ年商420億円余の業務用食品卸会社で、関東のレストランチェーンやホテル、外食産業向けの食材提供に加え、食品加工についても静岡県に自分の会社の加工施設を持ち、独自の商品を生産販売している会社というか、実績のある会社でございます。これまで自治体がかかわる加工施設につきましては、全国の例を見ますと、既存に特定の農産物があって、その振興策や2級品や規格外のものを付加価値を高めて販売する目的で施設を設置しているという例が多いわけですが、多くは原料の供給などから稼働する期間に制約が生じ、採算にはなかなかいざれも苦慮していると、こういう状況があるのではないかというふうに思っております。ですから、村といたしましては、工場の稼働や商品の販売にノウハウを持つ民間企業の活用が不可欠と考えております。これまで村の6次産業化に協力をいただいてきたその久世という会社との協議を進めているところでございます。加工施設に建設にあたっては、所信でも述べましたが、大体安定的に10名程度ぐらいは雇っていただきたいと。それから村の農産物を原料としていただきたい。これは村の材料だけでたぶん稼働は無理なはずですから、当然、最大限村のを使いながら、ほかからもいわゆる流通をして、年間しっかりと稼働できるようにと、こういうことでございます。それから、公設民営でやりますので、民間が運営をしていただきたい、民間のノウハウで運営をしていただきたいと。これらの条件を提示をして、23年度、来年度を実施設計、24年度建設、25年度操業開始のスケジュールではどうかなということで今、協議を進めているところでございます。村では紛れもなく農業が主産業ではあるわけですが、特別飛び出た品目があるわけでもなく、いわゆる村の特産と呼べるような農産物は、特徴のあると言いますか、大量生産で産地になっているようなところはないと、こういうことでございますので、近い将来、高齢化や農家経営の縮小により遊休農地の増加も懸念されますので、中核農家や集落営農組織で農地ができるだけ集めたり、利用してもらって、土地利用型の農業品目を導入して振興していく必要があろうかなと、このように思っています。ですから、村の6次産業化推進といたしましては、加工品の開発や拠点になる施設の建設を進める一方で、その基盤となる土地利用型の作物の導入についても支援を行ってきたところであります。これまで取り組んだ土地利用型作物といたしましては、遊休地を利用しての小宮のジャガイモとかタマネギなどが契約栽培ありますし、また、セロリやレタス、ねぎ、ほうれん

草などについても、飯館村の気候に合う品種の選定試験に取り組んでいるところでございます。加工施設を運営する企業側にとっても、村で生産された農産物を直接購入することにより、流通経費を省いて利用できるというメリットがあるわけですので、これら土地利用型作物の振興は、今後ますます重要になってくるのではないかと思っているところであります。当初より 6 次産業化の推進に関しましては、これまでのような市場出荷のみの経営から契約栽培により経営の安定を図ったり、加工や直売などに取り組むなど、足腰の強い農業経営を少しでも目指して取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、遊休農地の解消を図り、契約栽培による土地利用型作物を農業経営の一つの柱に進めていくためにも、本加工施設は核になるのではないかと、今のところ期待をして話し合いを進めているところでございます。

他の質問は、担当の方からお答えをさせます。以上であります。

産業振興課長（中井田 栄君） 私からは、草野本町交差点の改善についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、草野本町交差点につきましては、村道草野・関沢線の幅員が狭いえ変則であり、特に起点側は信号機等があるため、交通の支障となっている状況であります。村では変則交差分を根本的に解消するには大規模事業となり、困難な状況と考えております。しかし、現状の位置で拡幅し、車両の交差を確保する工法であれば、関係地権者の用地の同意が得られれば可能であると考えまして、平成 15 年度に調査、測量、設計業務を発注して交差点拡幅の計画をいたしましたところであります。その後、関係地権者に対し、交差点拡幅のご理解と用地の協力をお願いしましたが、残念ながら一部の地権者の同意が得られず、現在に至っている状況であります。その後、時間も経過しており、状況等も変わっているかと思いますので、関係地権者と再度協議し、協力をお願いしてまいりたいと考えております。なお、信号機のある交差点でありますので、交通ルールをなお一層守って通行していただければ、より安全性は確保されるものと考えております。

4 番（伊東 利君） 何点か再質問させていただきます。

今まで米価の下落の問題につきましては、松下議員、飯樋議員の方にも同様の質問でありますて、ほぼ答えている内容は分かるわけあります。私は、そういう点でなくて、今、ここにお話ししましたように、生産資材代ですね、今、農協では 0.9 % の利率をして、特別決済資金というようなことで対応しているようであります。ちょっと確認してきましたらば、現在まで 25 件で 4,000 万円ほど実行したということであって、12 月 20 日、借入金の償還日が来ます。想定されるのが 3,000 万円ぐらいだというお話をありました。非常にこれは先程来から取り上げています米価の減少、野菜の価格の低下というようなことで、農家に著しい被害が被っているわけでありますて、そういう部分で支払いが困難となるわけでありまして、そういう利子の補給ですか、そういうものをどう考えているのかということと、県が定めています経営安定資金というようなものが 0 % であるわけでありますけれども、これについては村の今ある農家の方々には、なかなかその対応はでき得ない、該当しないという状況

にあるようでありまして、そういう決裁資金等々にかかる利子補給等についての考え方について伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 今、ご質問ありましたように、県とJAが両方持ち出して0%というのではなく、残念ながら今のところ村には該当する方はいないと、こういうことであります。なんか3種類ぐらいあるんだそうです。0.9%、2%、あるいは3.5%~4%ぐらいとこういうことで、よく分かりませんが、それぞれの経営に応じてこの資金、この資金とこういうことになっているのかなと、こんなふうに思っているところであります。ちょっとまだ勉強不足であります。どのくらいの長期の資金なのか、その辺を調べまして、いわゆる利子補給を仮にするとしても、これから先どのくらい年数をどのくらいの金額が出ていくのか、その辺を至急検討をさせていただいて、やはりここでやった方が良いのではないかということになれば、今のところ村としてはまだ皆さん方にもお話ししていませんが、たぶん1月あたりにまた議会をお世話にならなければならぬような件が出てくるのではないかと、こんなふうにこう思っていますので、できるだけそれまでには急いでいろいろ調べたいと、こんなふうにこう思っているところであります。以上であります。必ずやるということではないんですが、その辺を調べたうえで、また、協議をさせていただきたいと、こういうことでございます。

4番（伊東 利君） ということは、先程来もありました。正に気象災害的なもの、米価の下落ですから、農災等の補償もないわけでございまして、農家の救いとするものはほとんどないわけであります。先程来の議員の方々の質問に対してのお答えもそのようありますから、是非こういう対策で救いの道を出していただきたいということが、1点であります。

次に、もう1点は、先程来も種粒に対する松下議員からの質問もありました。米作農家が等しく平等に受けられるものということで、支援を受けるものは何なのかと考えますと、やはり次年度再生産のための種粒の支援かなということで調べました。どのくらいの経費がかかるのかということでしたんでありますが、23年の計画を見ますと、704ヘクタールの作付けの計画が種粒の中で試算がされます。うちで1,900キロ、もちで6,000キロであります。金額にしますと1,290万円ほどの金額であります。この金額がすべてでありませんが、こういう次年度の生産対策に対する米農家の支援というようなことで考えがあるかどうか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） それに直接お答えはできませんが、何度も言いますように、ずっと続くというものが、やはりそれは村として慎重にやっぱり考えなければならないし、決して生産者のためにもならないのではないかというふうに思っています。ただ、今言ったように意欲の問題、あるいは再生産の問題と、こういうことになりますと、そして、それが結果的にはやっぱり飯館村の農業振興にやっぱりつながっていくということであれば、内部でもやっぱりこれからの検討の余地があるのではないかと、こんなふうに考えているところであります。以上であります。

4番（伊東 利君） 是非そういう実現が可能にしていただきたいと、このように思う

ところであります。先ほどから米価の補てんの問題の中で出てました。実際的に1俵当たりなんぼマイナスになるのかという想定、先ほど3,800円るるの話ありましたけど、現実に昨年の売渡価格、正に先ほど課長申し上げましたように1万1,600円が1等米の販売価格でありました。もちについても1万2,300円でありますと、ところがつい最近、もちは生産払いになりました。ですから、これ以上になるわけなんですね。ですから、結果的にと言いますと、私は純粋なるマイナスが1俵当たり1,000円ぐらいかなという試算になるということで、そういうものが先ほど申し上げました種類の支給なり何なりで十分補てんされればいいんではないのかなということで考えているところであります。これは今、前向きのお話でありますから、次に、次年度の振興対策というようなことで、23年度の農業振興対策についても、各生産部会の代表、JA、県、村と協議されたということあります。このことについて、出されました意見についてお聞かせ願いたいと思います。

産業振興課長（中井田 栄君） 議会の方から3者ではなくて4者の意見を生産者代表を入れてというようなことで、11月8日に実施をさせていただきました。総勢30人くらいになった会議でありますけども、それぞれの部会の代表者、代表者が都合悪い場合は副代表者ですね、出席をしていただきまして、検討をしたところであります。いっぱい出されたわけでありますけども、総じて米の方は先ほどから出ていますように、種類の支援をというようなことも出ております。あとは野菜、花卉の今後の、今年は例年になく暑かったわけでありますと、来年もそういうふうな気候であろうというふうなことを考えれば、パストライトとか、そういった遮光幕等々の支援、あとパイプハウス等の支援も併せてしていただくようにというふうなお話が生産者代表の方から出されたところであります。あと先ほどから出ますように、特別融資対応、資金対応ですね、それについてもなるべく無利子で借りられるようにというような要望も出されたところであります。以上です。

4番（伊東 利君） 実はそういう今までにプラスされる対策というようなものが、今までの部分ですとほとんど継続のものかというように思われるんですが、新しい対策は打ち出されたんでしょうか、伺います。

産業振興課長（中井田 栄君） 対策というよりは、各生産者代表でありますので、要望事項でありますと、昨年からもプロッコリーなんかは遅霜対応のパストライト、あと今年は途中でもやりましたけども遮光幕ですね、それを一部ではなくて、やっぱり全品目、そのサンサンネットというんですかね、それが対応できるような事業を考えてほしい。あとほうれん草についてなんかは連作障害も出ているので、その土壌消毒等の必要性もあるのではないかといった内容。あとは野菜販売等については、野菜類の販売上の品質の表示ですね、そのPR等も含めて、そのPR費なども計上してはどうかということですね。あとは新たなものとして阿武隈もちですね、22年度より作付けしていますけども、それなんかも更にPRをして消費拡大に努めてほしいというふうな要望も出てございました。以上であります。

4番（伊東 利君） これまで私何回となく申し上げてきました。我が村の一大產品

というようなことで、当然高原野菜なり花卉等々が注目をされて、それに傾注をしてきたところであります。しかし、近年、特に異常気象と言われるときにですね、春の低温なり夏の高温というようなことで、これ本来ならばこういうものに左右されなく栽培され、安定した生産を目指す部分だと思うんです。そういう部分で、今年度トルコギキョウについていち早く対応したということですが、これはほうれん草、あとはリンドウの早出し、いろいろなものがあるわけでありますが、そういうものに対して、ぜがひとも必要な部分であるわけであります。これについての今までやるという部分ですが、継続でなくて更に拡大された要求があったのではないかと思われるんですけども、それに対する対策はできるのかどうか伺います。

( ) 産業振興課長（中井田 栄君） 先程来からお答えしていますように、各生産団体から各種要望事項は出されております。新たななものも今までお答えしましたように出ておりまして、あとは財政的なものもありますので、財政状況も踏まえて農業振興にこれからどのくらい投資できるかどうかも含めて検討させていただいて、23年度の当初予算編成を進めてまいりたいというふうに考えております。

4番（伊東 利君） もう1点お聞きします。

出られた方々に伺いますと、土壤消毒の部分についてはずいぶん消極的な意見だった、話だったということですが、今年の状況を考えると、連作障害等による部分が高温のためにより発生したという現状がありますね。ですから、そういう部分について、私は積極的な対策が求められているんだと思いますので、もう一度お願ひします。

( ) 産業振興課長（中井田 栄君） いろいろお話をさせていただいたわけでありますけれども、特にそこで消極的というか、どうのこうのというような結論は出したわけではありませんで、意見交換をさせていただいたというようなことで、今後それもできるかどうかも含めて当初予算に検討してまいりたいというふうに考えております。

( ) すみません。追加になりますけども、土壤消毒等については既存の機械もありますので、それなんかも使いながら進めていってはどうかというふうな意見交換もさせていただいたところであります。

4番（伊東 利君） 既存の機械もあるわけです、本当に。なかなか利用が困難であるというような部分が判明しているもので、今、簡易的に薬剤ができる部分が打ち出されて、私もほうれん草部会に所属していますが、そこで取り組まないと、今後なかなかハウス栽培の中では取り込めないんじゃないかという結論まで出てきている状況であります。そういう状況で、そういう簡易的に1か月くらいのハウスを休ませることによって、連作障害の回避につながるんじゃないかと。そして、今後の栽培の拡大に広がるんじゃないかというのも出されていますので、もう一度その考えがあるかどうか伺います。

副村長（門馬伸市君） 意見交換会でも出された案件でありますけども、その話し合いの中では、確かに必要性も訴えておられましたので分かるわけですけれども、既存のものがなんか有効に活用されてないものもあると、こういうことがありましたので、そ

の辺の利活用等含めて、もし、どうしても土壌消毒器が必要であれば、また、お話し合いをさせていただければと、こんなふうに思っております。

4番（伊東 利君） 消毒器でなくて薬剤です。じゃ、質問を変えまして、6次産業について伺うものであります。確かに村長答弁を聞いて、今後には大切な産業であるということであるわけでありますが、この栽培戦略、今までの取り組み方を見ますと、ここにありますのは大きな生産団体、企業に1社に今まで委ねているわけでありますが、この点についての考え方、あと今後のどういう取り組みについて、栽培について進めていくのかをもう一度お願いします。

産業振興課長（中井田 栄君） ご承知のとおり、現在、ジャガイモとタマネギを福相農園の方にお願いしているわけでありますけども、前にもお答えしたかと思いますけども、今、試作の段階、契約栽培とはいっても試作の段階であります。私たちの試作というと、1ヘクタールとか2ヘクタールとかというような範囲で物事を考えているわけでありますけれども、業者におきましては、ここの気象条件、土地条件、あと雇用の体制ですね、いろいろ考えると、やっぱり5ヘクタール、10ヘクタール、20ヘクタールの単位で栽培を試作をしてみないと、その産地化になるかどうかというのは分からぬんだそうであります。ですので、だいぶリスクも伴います。本来ですと、今まで農協とも連携をしながら各部会において協議をさせていただいているいろいろ進めさせていただいているわけでありますけれども、どうも今回の6次産業化のものについてはだいぶリスクを伴いますので、耕作放棄地から切り口から入っているわけでありますけども、この耕作放棄地の再利用も含めて今後、契約栽培がうまくいくかどうかというのは、このジャガイモとかタマネギとか、今後進めるにんじんとか、そういうのにかかっているのかなというふうに思います。これがある程度のめどがつけば農協の各部会等にもご相談をしながら、お声かけをしながら、今後、進めていけるのではないかというふうに担当課としては考えているところであります。

4番（伊東 利君） 確かに企業の要望は分かるわけであります。でも、我が村で単純に考えまして、5ヘクタール、6ヘクタール、そういう大きな面積を所有してやられるという状況がなかなか困難ではないのかなと思うわけでありますて、それならば私はもっと1ヘクタールくらいの農家を何件か委託をしてやることが安定的な試験調査等にもなるのではないかのかなと思うんですが、今後の考え方についても含めてもう一度お願いします。

産業振興課長（中井田 栄君） 実はこれらの栽培品目をやるにあたりましては、実は土壌診断もやっております。土壌診断をやって冬場に堆肥等々を入れて土壌改良をして、そして、ジャガイモなんかも取り組んでいるところでありますけども、何か所もというふうになると、どうも土壌診断をやりながら栽培計画を立てるときもなかなか大変だというのもあってですね、現在、ある程度の目安ですね、契約栽培をして、反当たりいくらというふうな目標のところに追いつくようになれば、今後、農協とも連携をしながら、耕作放棄地、飯館村には多くありますので、耕作放棄地も含め、農用地も含め、今、進めているジャガイモ、タマネギ等の土地利用型の品目を広げていけ

ればというふうに考えております。

4番（伊東 利君） 私はその危険分散ということで、まず、福相農園等の今まで取り組みをちょっと見させていただきました。確かに多額な投資がされておりまして、本当に大丈夫なのかという、我々見たら心配するような面もある。ただ、これ県の補助事業でありますから、村とは関係ないと言えばそれだけになるわけですけども、農家にとっては多額の投資をして、今までの経営を見させていただくと、立派な契約栽培をしていても、それに切り替わっていくというんですから、加工トマトから変わってきたきたわけであります。ですから、本当にこのジャガイモ、タマネギ栽培が、今年のこの気候の、もう収穫終わったんだと思いますけども、ジャガイモ等についての成果についてはどのような結果だったんでしょうか。

産業振興課長（中井田 栄君） ジャガイモの成果でありますけども、実際、あそこ11ヘクタールで二つの業者が入っております。松尾とせきという会社でありますけども、松尾さんの場合は5ヘクタールですね、あの上段の部分の5ヘクタールをとうやという品種を入れて、目標100トンの生産計画を立てたわけでありますけども、実績としては半分の50トンでありました。当初加工用のジャガイモをということで進めていたわけでありますけども、最近のニュースステーションでも見られた方多くいらっしゃると思いますけども、ジャガイモとタマネギについては今、品不足でだいぶ価格が上がっている、品不足だというようなことで、急きよ松尾さんでは加工品のジャガイモから生食用にというようなことで、キロ70円で取引をさせていただいて350万円ほどになっている。あとせきさんはトヨシロの品種を使って、6ヘクタールほどの下側の方ですね、上がっていってあのたばこ畑の下側のずっと6ヘクタールを栽培したわけでありますけども、120トン、実績にして目標が120トンでありますけども、実績は48トンというようなことで、これはなかなか実績が上がらないで、これは加工用でありますけども、56円というようなことで266万8,000円ほどの売り上げになっていると。あと初めてなものですから、これ共済なんかも掛けてまして、人件費、農薬、あと種代、燃料代、肥料代ですね、合わせて900万円ほどありましたけども、共済も入れて、あと村からの担い手の支援も入れさせていただいて、マイナスにはならなかったというふうな報告を聞いているところであります。

4番（伊東 利君） 大変な初めてだということもありますけども、なかなか容易でないという経営状況だと思います。そういうことも含めて、先ほど申し上げましたように、やっぱり危険分散も含めて、私はもっと先ほど土壤診断もあったということもありますが、やっぱり広めて何か所かでやることが最後の成果につながるのではないかなどということを提言したいと思うものであります。

あともう一つは、先ほど、加工品の取り組みへの部分でレストランとかいろいろありましたけど、セロリやレタス、ねぎ、ほうれん草もやるということであるんですが、これについては加工なんですか、それともレストラン直営に行く部分なんですか、そういう栽培に取り組むんですか、お聞かせを願いたいと思います。

産業振興課長（中井田 栄君） これについては、加工とも生食用ともまだ決まっていないわけで、本数がとにかく1畝歩とか、そういう単位でありまして、とにかく気象条件、あと土地柄にその部分についてはジャガイモだなんだという反省もあってですね、あまり大々的に取り組んで、ご承知のとおりほうれん草もあそこ草に負けちゃって今年はだめだったというのもあって、セロリだ、ねぎだということについては、1畝歩とか2畝歩とかの単位で、現在、この土地柄に合うかどうかというようなことをまず、やらせていただいてというような考え方で進めております。

4番（伊東 利君） 是非成果が上がるようにして、今後の飯館村の農業の一つのものになるように是非願いたいと、こう思うところであります。

次に、最後になりましたけど、道路の危険箇所解消というようなことで、草野の本町の交差点について質問いたします。前に15年度に調査、測量をやったというようなことがありますけども、その後、進んでいないという状況であるようあります。なにしろ毎日私も通る道ありますけど、センターラインに信号機が出てまして、大型車は必ずセンターラインを越えて出てくるわけですね。信号機に引っかかるわけですから、バックミラーが。正に対向車はよけて渡るような状況で、全く危険だと思つてずっと見ていました。更に遠藤食堂、紅屋さんの方に曲がるには、なかなか曲がるのに大型が通れないという状況にあるようで、非常に曲がっても向こうに村道側にいた車はバックして出てこなくちゃならないような状況であると、全く危険だというような状況にあります。八木沢峠のトンネル化も実現するようありますし、常磐道も開通するわけであります、ますます道路の交通量増えると思います。そういう中で、学童の通学路でもありますし、何とか危険解消につながってほしいということがありますが、取り組みについてもう一度お聞かせ願います。

産業振興課長（中井田 栄君） 先ほどもお答えしていますように、15年のときには一部の反対もあってできなかつたわけでありますけども、だいぶ時間も経過しておりますので、再度県の方にお話ししまして、協議ができるかどうかも含めて進めていきたいというふうに考えております。

4番（伊東 利君） すべてとにかく最後までという用地の買収ができなければ進まないということでしょうけども、支柱2本村道側にありますよね。あれをちょっと移動するという手段とかなんとかは講じること、まずもってこちらの危険物というようなことで、私から見たら解消できるような感じに見えるんですが、不可能なんでしょうか。

産業振興課長（中井田 栄君） それも含めて県と協議を進めていきたいというふうに考えております。

4番（伊東 利君） 今、村も死亡事故ゼロ運動ずっと続いているわけであります、これが延々と続くように願っているわけであります、まず、そういう安全の確保というものを県道部分ありますから、県にきちんと要請をして、一日も早い改善を望んで終わります。

議長（佐藤長平君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。ご苦労様でした。

（午後2時38分）

( )

( )

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年9月13日

飯 館 村 議 会 議 長

饭 馆 長 幸

同 会議録署名議員

松 下 義 喜

同 会議録署名議員

斎 福 喜 一 郎

同 会議録署名議員

北 原 經

平成 22 年 12 月 14 日

平成 22 年第 7 回飯館村議会定例会会議録（第 3 号）

平成22年第7回飯館村議会定例会会議録(第3号)							
招 集 年 月 日	平成22年12月9日(木曜日)						
招 集 場 所	飯 館 村 役 場						
開 閉 会 の 日 時	開 議	平成22年12月14日・午前10時30分					
及 び 宣 告	閉 議	平成22年12月14日・午後 2時54分					
応(不応)招議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	
及 び 出 席 議 員	1	松 下 義 喜	○	2	飯 楠 善二郎	○	
並 び に 欠 席 議 員	3	北 原 経	○	4	伊 東 利	○	
出席 12名	5	北 山 文 子	○	6	佐 野 幸 正	○	
欠 席 0名	7	菅 野 義 人	○	8	大 和 田 和 夫	○	
○出席 △欠席	9	大 谷 友 孝	○	10	佐 藤 八 郎	○	
×不応召 △○公欠	11	志 賀 肇	○	12	佐 藤 長 平	○	
署 名 議 員	4番 伊東 利		5番 北山文子		6番 佐野幸正		
職 務 出 席 者	局長 但野 誠		書記 菅野久子		書記 今井一起		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名 ○出席	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠	
	村 長	菅 野 典 雄	○	副 村 長	門 馬 伸 市	○	
	総務課長	小 林 孝	○	住民課長	大 久 保 昌 憲	○	
	健康福祉課長	菅 野 司 郎	○	産業振興課長	中 井 田 栄	○	
	会計管理者	高 橋 一 清	○	教育委員長	佐 藤 隆 明	○	
	教 育 長	廣瀬 要 人	○	教育課長	中 川 喜 昭	○	
	生涯学習課長	愛 澤 伸 一	○	代表監査委員	渡 邊 守 男		
	農 委 会 長	菅 野 宗 夫	○	農 委 局 長	高 橋 一 清	○	
	選挙管理委員会委員長	齊 藤 次 男		選挙管理委員会書記	小 林 孝	○	
議 事 日 程	別紙のとおり						
事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成22年12月14日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順 5～7番）
- 日程第 3 請願第8号審査報告
- 日程第 4 請願第9号審査報告
- 日程第 5 陳情第6号審査
- 日程第 6 陳情第7号審査

( )

( )

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野 誠君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

会期中の常任委員会の活動状況でありますが、産業厚生常任委員会が12月9日、所管事務調査事項の協議のため、また、12月13日に請願第8号及び請願第9号審査のため、委員会が開かれております。

次に、総務文教常任委員会が12月13日に所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 伊東利君、5番 北山文子さん、6番 佐野幸正君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（佐藤長平君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に順次発言を許します。

ここで、議長席を副議長と交代いたします。（副議長に交代）

副議長（志賀 肇君） 議長を交代いたしました。

再開をいたします。

12番 佐藤長平君。

12番（佐藤長平君） 平成22年12月定例議会におきまして、村政課題を通じて議論をしてまいりたいというふうに思います。

本日の議会傍聴席を見渡せば、村民の皆様とともに、私たち議会の先輩皆様方が議会傍聴に足を運んでいただいたこと、感謝を申し上げる次第であります。

さて、議長席を副議長に代わっていただいての質問でありますから、村の総合計画1件に絞って質問と議論をしてまいりたいと思います。

まず、議会と総合振興計画のかかわり方であります。1969年、地方自治法の改正で市町村に基本構想の議会議決化を義務付けし、省令による基本計画と実施計画の策定を求められてきました。以来、飯館村では10年計画を第5次にわたって策定してきたところであります。議会のかかわりとしては、基本構想の議決には加わってきましたが、基本計画と実施計画については、行政の計画として取り扱われてきたため、かかわりがなかったのが現状であります。ただ、飯館村は、過疎法による計画の議決義務付けがあるため、実施するハード事業だけは議会がかかわってきた経過から、

特に第5次計画の計画では、実施計画に村民参加のソフト事業があり、議会議決の過疎計画には議員と議会が関与するものとなってまいりました。これらの計画の中から昨年実施されましたローリングによる中間見直し報告書が提出されましたが、今回の質問のため読み直したところでございます。感想としては、ソフト事業のみで、しかも村民参加の弊害からか、若しくは声の大きい人の評価が超越者のリスクとして出たのかは知りませんが、見直し評価を良とするA、Bランクが圧倒し、事業廃止は2件のみ、職員の仕事量が多すぎるのか、事業に手を付けただけのものが多いし、よって、事業の縮小も非常に少ないものとなっております。策定年度から5年以上過ぎているのに、ほとんどの事業が積極的推進の評価が出ていることは、変化に対応できていない評価、硬直的な評価になっていると私は判断をせざるを得ません。特に村長は、報告された中間見直しについて、話題となっていた国の事業仕分けに対して、村の事業仕分けは優しい仕分けであったと評価しています。評価と事業仕分けは、優しさとか厳しさではなく、求められるのは村民のためになる事業かどうかの評価と、70人職員体制でできる事業評価の仕分けが求められているのであります。

さて、通告した質問は、飯館村の総合計画の策定と実施計画の評価見直しについて、3点伺います。

第1点は、先の通常国会に提出され、臨時国会でも継続審議となっている地域主権改革関連法案の中で、地方自治法改正案として、市町村に基本構想の議会議決の義務付けを削除することとされております。法改正がされれば、村は総合計画を必要なものとして策定するのかどうか、この際伺っておきます。また、法改正によって、総合計画は法的根拠を失いますので、新たな村独自の条例を設けるのかどうか伺います。更に、これまで議会議決を得る基本構想と基本計画及び実施計画を策定してきたが、議会議決を含めた手法については、どのように考えて対応しようとしているのか伺っておきます。

第2点は、めまぐるしく変動する社会に対応した決断と柔軟な対応が求められている中で、総合計画の基本構想、基本計画、実施計画が策定されていくが、特に実施計画のPDCAサイクルについて、従来の中間見直しの5年間と10年間の評価策定では、法と条例による村長選挙と選挙公約、そして今はやりのマニフェストによる見直しの実施年度が合わず、前の村長による総合計画も2年も3年も引きずる経過となっているのが現状であります。これらの現状を改革するのには、村長選の争点具体化とスピーディな政策実現を図るために、一つ、8年間の総合計画として策定する。二つ、前期4年間を実施計画として策定する。三つ、後期4年間はローリング見直しによる予測計画とする策定方法を提案したいが、村長の所見をこの際求めるものであります。

更に、第3点目は、第5次総合計画の計画推進機構設置の中で、次の第6次総合計画策定を前にした平成24年度に議員を交えた大きな見直し評価を計画しているが、基本構想のみ議決している議会と議員には何を求めるようとしているのか、この際その所見を伺っておくものであります。以上でございます。

村長（菅野典雄君） 12番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

総合計画について3点ありますが、1点目と3点目をお答えさせていただきます。

まず、基本構想の件でございますが、ご質問にありました今国会で審議されております地方自治法の改正の趣旨は、地方分権改革の一環として、地方団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るため、地方公共団体の事務に関する国の個別法令による義務付け、枠付けなどを大幅に緩和すると、こういうことあります。言い方を変えれば、国はうるさいことは言わないから、村のことは村で考えて実行していく時代を迎えたということであるというふうに取っております。正に自主、自立の力が試される時代ということだろうと思います。

さて、ご質問にありました第1点目であります、法改正があっても、村の総合計画を策定するのかと、こういうことありますが、今まで村民とともに総合計画を作り上げてきたというのが飯館村でありますので、今後も村民の皆さんとともに村の総合計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の村独自の条例を設けるかどうかというご質問でございます。法改正が実施されれば、基本構想の法的根拠及び議会での議決の根拠がなくなるわけでありますので、基本構想の議会の議決については、新たに村の条例で定めてまいりたいというふうに思っております。

3点目の今まで議会の議決に基づいて基本計画などを策定してきたこの手法でございますが、引き続き議会の議決を得て進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の見直し評価を計画しているが、議会と議員に求めるものは何かという質問にお答えをさせていただきます。5次総の中間見直しの中で、計画推進チェック機構を設置いたしまして、平成24年度は、議員の皆様も交えた見直し評価を行うことについてのご質問であります。5次総の計画期間は、平成26年度までとなっておりますので、大体平成24年度後半あたりから次の総合振興計画策定の準備検討に入る時期かなと、このように思っております。その大切な時期に、昨年、5次総の中間見直しを行った専門部会の委員に加えまして、議員の皆様も一緒になって5次総の評価を行うことで、村の将来を見据えた長期的な観点からの評価や地域住民一人ひとりの今の声を反映したご意見などをいただきたいと考えているところであります。6次総合振興計画につながる5次総合振興計画の評価を充実したものにしていくために、議員の皆様方のお力を是非お借りしたいということでございます。なお、議員の皆様にどのように評価にかかわっていただくか、個人的に参加をしていただくのか、委員会メンバーとして参画していただくのか、その手法につきましては、今後、十分に議員の皆様と協議をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

他の質問は、担当の方からまたお答えをさせていただきます。以上であります。

総務課長（小林 孝君） 私からは、大きい2点目についてお答えいたします。

村の総合計画の計画期間を村長の任期に合わせて8年間としてはどうかという質問についてでありますが、首長としても選挙公約やマニフェストをスピーディに実現していくためには、理にかなったお考えだろうと思われます。ただ、一方で当村の振興

計画の特徴は、基本計画と地区別計画からなっており、両方の計画とも多くの住民が参加した手づくりの計画となっております。その中で地区別計画をはじめ、住民と約束してきた施策や事業も多くあり、すぐに実施、現在実施している5次総の計画期間を首長の任期に合わせることは難しいと思います。大都市などでは、首長が替わる度に1年ほどの短い期間で総合計画を作り直している自治体も多いと聞きますが、住民とともに計画づくりを進めている飯館村では、4次総、5次総とも2年半ほどの期間をかけて、それこそ手間暇かけてまでに計画を作ってきております。こうした住民主体で総合計画を作っていくこと自体が、住民の村政への参画や感心の高まり、村づくりを進める原動力となっていると考えておりますので、総合計画づくりの継続性などを含め総合的に考えますと、首長の任期に総合計画の計画期間を合わせることは難しいのではないかと考えております。しかしながら、新たな政策をスピーディに具体化していくことも大切でありますので、この点につきましては計画のローリングなどを行うことで着実に実施をしてまいりたいと思っております。以上であります。

12番（佐藤長平君） 今度もしこの法的根拠、地方自治法による法的根拠がなくなつた場合、条例に定めて基本構想の議会の議決、これを守っていきたい。それから、これまでの手法も守って、基本構想については議会の議決を進めてまいりたいという答弁であります。今、先進的な自治体では、計画手法を大胆に革新して、その自治基本条例の中核に据える自治体、それから計画に記載のない施策は予算化しない原則を確立する自治体、計画の実効性を担保するため、財務規範を条例化する自治体、そして、議決事項にした計画の策定を議会が主導する自治体などがあります。最後の計画策手を議会が主導する自治体というのは、これ北海道の栗山町議会の凡例であります。国内でもいろんな自治体がさまざまな工夫をしながら、この総合計画を作っているのではないかというふうに思うんであります。特に今まででは、ややもすると計画と予算編成は別物として作っていたと思うであります。これは右肩上がりの財政状況の中で出てきた凡例だと思うんです。しかし、これからは右肩ではなく、財政規範をもって財政運営に当たらなければならぬ。それから、計画したもの以外は実行しない、そういう自治体が増えているんですけども、そういう面では今度の議会に基本構想、美辞麗句のみを挙げた基本構想だけが議会に出てくるということで、これいかがなものかというふうに私は感じるわけですけれども、村長に答弁をいただきます。

村長（菅野典雄君） 今、いろいろご質問いただきましたし、お答えはさせていただいたんですが、村の10年計画にしろ何にしろ、飯館村は常に住民といろいろともんを作ってきたと、こういうことがあるわけでありまして、これはこれからもやはりしっかりと続けていくことが大切だと、こんなふうに思っております。ただ、その計画の段階で、我々執行の方も、そして皆様方もそれぞれ村民から負託された両方の立場でありますので、そうしますと、執行するにあたっては法的には全く両者それぞれ責任は均等にあると、こういうことになっているわけでありますが、一般的には我々執行者だけが何と言いますか、執行しているというふうな印象を受けているということがありますから、その辺をどのようにして両者の協議のうえで、村民にやはり負託され

た責任をもってやっぱり執行しているんだというところをどう広げていくかということが大切だろうというふうにおりますので、そういう意味でこの第5次の中間から後半にかけて、あるいはまた6次に向けての準備というのはこれまでと若干いろいろ形として変わってもいいのではないかというふうに思っておりますが、基本的には村が今まで第3次、4次、5次とやってきたものをやっぱり踏襲していくことかなと、こんなふうに思っております。

12番（佐藤長平君） 議会のかかわり方なんですけども、村長が強調したいわゆる村民参加の手法であります。これは1970年代のいわゆる革新自治体が出回ったころ、議会の抵抗勢力にあって、なかなか小さな事業も進められないというところに村民参加の手法を入れたというのが起因なんですね。それでは、今の時代はどうかというと、私たちの議会は違いますけども、なんとなくオール与党化している。そういう中で村民参加だけで果たして良いのかどうか。二院代表制である議会の方の代表制をどのように使っていくのか、その辺が問われているのではないかというふうに思うんです。私は余計なことを言うけれども、首長選挙についてはそれぞれの個人の議員さんが判断すればいいんです。ところが、いったん議場に議員として議会に所属した場合は、やっぱり議会として二院代表の議会としてやっぱり執行部と対峙、競い合っていく、それがやっぱり正しいんだろうというふうに思うんです。そういう意味では今、村民参加というものはちょっと古くなってきてているようあります。村民参加はもちろん必要なんだけれども、二院代表制の中でこの独自の基本構想、あるいは実施計画等々を作っていくというのが今、主流になりつつあるのかなというふうに私思っているんですけど、そういう面で所見をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 今、全国的に議会のあり方が問われている。そして、今、ご質問の中にありました栗山をはじめ、いろいろな議会の改革が行われて新しい形の地方自治の姿があちこちに生まれていると、こういうのは何ら否定するものでもございませんし、当然、流れとしてそうなっていくべきものと、このように思っているところであります。ただ、少なくともそれぞれ選ばれたものだけが、やはり対極に立って進めていくということだけが、すべて私は正しいということではないんではないかというふうに思っていますから、やはりできるだけ大勢のというのは、ちょっと何と言えんですか、飯館村のような小さいところにあっては、私はやっぱり住民参加というのは大切だらうと、こんなふうにこう思っていますから、これを変えるつもりはございませんが、ただ、いわゆる議会と執行する側との関係は、いろいろあって良いのではないかというふうにこう思っています。今の制度の中で飯館村としては、最大限以前に比べますと皆さん方とやっぱり協議をさせていただきたいということで、かなりの課題について皆さん方との話し合いの機会をつくらせていただいて、その中で修正されたこともありますし、残念ながら私たちが考えたことがやはり執行できない。つまり皆さん方の考え方の方が、やはり通るということだってやっぱりあったわけありますので、これが良いかどうかはまたこれから課題でありますけども、できるだけそういう形で両方ともやはり村政には責任を持っているという形をやっぱり作っていきた

いなど、このように思っているところであります。以上であります。

12番（佐藤長平君） 2点目に移ります。8年間というのを提案しました。皆さんのお手もとにナンバー3というのがあると思うんですけど、議員の皆さんがないの、執行部だけあるの。休議。

④休議の宣告

副議長（志賀 肇君） 休議します。

（午前10時58分）

⑤再開の宣告

副議長（志賀 肇君） 再開いたします。

（午前11時02分）

12番（佐藤長平君） 大変失礼いたしました。資料ナンバー3というやつの基本構想、基本計画、こういうふうになっておりまして、村長選挙、私どもは中間見直しからちょっと合いませんけど、年度だけは合うようになっております。いわゆる総務課長が2年半くらいかかるからできないと言うんだけども、2年半を前倒しすれば簡単にできますので、その答えはないのではないかというふうに思うんです。それとこのまま飯館村でいくと、本当は26年までなんすけども、これを25年までに前倒しをして、25年にいわゆる選挙をやって26年、自分のマニフェスト公約を入れて仕上げるという日程になっていきます。そうすると、この8年間の方がすこぶる良いのではないか。逆にこれを超えていくと、村長さんが替わったときに、前の村長さんのを何年も引きずるようになるんです、2年以上。ですから、この方法が良いのではないかという質問者の考え方なんです。村長選挙をやった次の年に基本計画が実行できるというふうになりますから、村長選で戦われた公約、あるいはマニフェストについては、1年の中でそれに入れることができるという仕組みになっております。そのために10年計画を8年計画にすべきではないかというのが私の提案でございまして、ご意見をいただきたい。

村長（菅野典雄君） 非常に今までにない斬新な計画の作り方ということで、大変参考にはなったところなんですが、先ほどからお話ししていますように、一つは継続性ということをございますし、また一つは、必ず首長が2期8年という話でもない、1期ということもありますし、いろいろなことが考えられますから、できるだけ行政というのは継続ということを考えると、それはやはり着実に進めていく。その中でそれぞれの思いをローリングという方法もありますのでやっていくということが一番何と言いますか、そこに大きな変化をもたらすということもなくいくのではないか。大きな変化が良いということもあるとは思いますが、例を取りますと、私は第4次の総合計画を10年計画の7年間を担わさせていただいたわけですが、最後の2年半は、また、次の計画にかかわらせていただいているということありますから、実質ただ事業を進めているのはやっぱり7年ということですが、そのときに何が困ったことかというと、特別困ったことはない。その中でかなりハード、ソフト、議会の皆様方と相談をさせていただきながら、あるいは予算の中でやらせていただいてい

るということあります。ただ、一つだけ反省としてあるのは、一番最後にいわゆる総合計画のキャッチフレーズを付けるというのが一般的な形のようあります。例えばですね、ミレットふれあいもそうですし、歴史と文化のとかという、そういうのが大体どこの話を聞いても計画を大体終わった段階で、じゃどんなキャッチフレーズを付けるということになりますと、そのキャッチフレーズと中身が伴わない可能性があるということが反省としてありました。つまり、第4次はクオリティライフいいたてというキャッチフレーズだったんですが、中身はそうはなっていなかったのではないかという反省であります。したがって、作るときには前もって芯になる言葉をしっかりと出したうえで、それに沿って2年半の期間で計画を作ると、こういうことが正しいのではないかということで、今回は第5次にあたってはスローライフという形で作っていただきたい。それが今、までいライフに切り替わっていると、こういうふうになっておりまして、それ以外は前の村長さんの時代に作った計画でありますけども、何ら違和感を覚えずに一生懸命やらせていただいたと、そんな記憶でございます。

以上であります。

12番（佐藤長平君） 先ほど私述べました。右肩上がりの財政状況の中では、待っていれば政策の実現化が図られるわけなんです。今、求められているのは、計画にないものを緊急性のあるものは別ですけれども、計画にないものを予算化するというのはあまり良いことではないというふうになってきています。そういう中で、村長選が戦われた後、どうしても自分の公約というものを実現したい。予算の中でこれを実現していくんですね、過去の例からすると。違和感はないというふうに言っておりますけども、実際は予算化の中で自らがやっておりますので、計画どおりの振興というふうにはならないわけです。この4年目に首長選挙があって、4年間の次の実施計画ができる。その実施計画に対して今度、次の年は議員の選挙でありますから、議員はこの4年間の実施計画をどのように評価して選挙を戦うのかというのもできるわけですね。ですから、この4年、4年というのは極めて良いサイクルだなというふうに私は思うんですが、どうでしょうか。あと、先ほど時間がないとかなんとかというのは、前倒しすればいいんです。2年半だったら2年半を前にすればいいんです。これは簡単なことだと思うんです。

村長（菅野典雄君） ちょっと私も詳しいことは分かりませんが、いわゆる計画的には2年～2年半前にそれぞれ各課、これから10年になるか8年になるか計画を作っていくという形ありますから、そこに新たな首長が来て作られたところに前倒し2年半して、そこでそのマニフェストも入れながらぎりぎりのところで作っていくという形になるのがいいのか、かなり村民も参加して作ったとすれば、それをできるだけソフトランディングの中で首長の思いをやっていくということの方が、村民には私はそう影響というか、何と言いますか、落差と言いますか、変化というものをない形でやっていく方が良いのではないかと、こんなふうには思っているですが、いかんせん、今までになかった計画でありますから、あまり固定観念にこだわらずに考えるべきなのかというふうにも思いますが、今のところそういうふうに思っているということで

答弁にさせていただきたいというふうに思っております。

12番（佐藤長平君） 裏面、さっきの議論に戻ります。村民参加という方法がありますけれども、村民参加を中心に入れていくという考え方なんですね、この仕方は。やっぱり最後には議会の議決、総合計画も議決にしていくと、こういって職員の方々が事務局で、計画策定委員会というのが全体からヒアリング、首長、議員、職員、それから村民というふうにやっていくんですけども、このようにしていって、最終的にやっぱり総合計画全体を基本構想だけでなく、基本計画、実施計画も議決対象にしていくというやり方が知らされているんですが、この方法についてはどのように考えるのか、お答えをいただきたい。

村長（菅野典雄君） この方法は、非常に私は良いのではないかというふうに思っております。ただ、今までですと、これも固定観念にこだわってしまう可能性がありますから良いかどうか分かりませんが、やはり議会は最終的に議決をするところだから、いろいろなものにはできるだけ混ざらないで、最終的に大所高所から判断するんだと、こういうような意見も一部あったところがありますので、やはりこれからそれでいいのかどうか、もっともっとやっぱり計画の段階から議員さんなり、あるいは職員なり、住民なりと一緒に作っていくという方が良いということであれば、何らそこに私たちはこだわるつもりはございませんが、そのためにはもうちょっとやはり両方でその認識をやはり共有していくということがまずあって、そこからこののような形になればいいのかなどと、こんなふうにこう思っているところであります。以上であります。（）

12番（佐藤長平君） そうすると、3番目の議会と議員に求めるものは何かという中で、今後、議会には総合基本構想だけでなく、基本計画及び実施計画も議会に提案する制度にするのかどうか伺っておきます。

総務課長（小林 孝君） 現在の飯館村の実態でありますけれども、議員お質しのとおり、議会の議決は基本構想のみであります。総合計画の中には基本構想なり基本計画、実施計画もありますけども、議会の議決は基本構想のみということになっております。村の場合は先ほども申し上げられましたとおり、過疎法によりまして実施計画を明細に書いておると。基本的にはハードでありますけども、今回の過疎法の6年間の延長でソフト事業も過疎債の適用になるということで、今回からソフト事業も過疎計画の中に入れて、その分を議会の議決をいただくということになっております。総合計画そのものを今回の自治法の改正がどうなるか分かりませんけれども、実施計画まですべて議会の議決を得るとなると、相当の何と言いますか、年度ごとにピシッとしたものを作らなければならないということで、それにつきましては年度年度にそれぞれの状況もありますから、実施計画につきましては、単年度ごとに議会の皆さんと十分に当初予算が一番主でありますけれども、検討してやっていかなければならぬのかと。一番最初に10年間でしたら、10年間実施計画までピシッと作るということは、これまたいろんな行政、国の補助金、国、県ですね、状況も変わりますから、現在のとおり基本構想なり、村の長期的な方向性だけは議会の議決を得て行うべきではないかなど。また、いろいろ今までやってきました評価につきましては、ここ中間的なこと（）

で現在の5次総は16年から26年までですから、ちょうど中間目に中間の見直しを行いましたけれども、今後ともそのような形で、毎年評価するべきものについては大きくは去年で行いましたから、当初予算にそれぞれ評価をしながら、毎年単年度ごとに予算を組んでいくというのが基本じゃないかなと、こんなふうにこう思っているところであります。以上であります。

12番（佐藤長平君） 総務課長、ちょっと頭の中整理していただきたいんですが、まず、改正なればですけど、法改正になれば法的根拠がますなくなるんです。作ることはないんです。その中で今、議会の議決は今度必要でないと言うんだけれども、飯館村の議会はハード事業は議会議決になっているの。これ合わないのな。ソフト事業は議会議決でないの。でも、ハード事業は議会議決なんだよ。ここをどう整理するのかというのが、私かなり判断は難しいんじゃないかなと思っているんですが、今までの5次計画みんなソフト事業でほとんど議会がかかわったことはありません。中間見直し報告がされているだけです。でも、私どもはハード事業だけは責任をもって議決されているんです。これちょっとおかしい現象になっていて、なんか聞くところによりますと、もう5次計画そのものもハード事業は過疎計画なんだから、ソフト、ソフト、ソフトとやっているわけだ。いっぱい繰り出しているわけ。これがなかなか容易でなくてほとんど手つかずでいるわけ。ですから、この辺を議会とともに議論したりして整理していく時期にきているのではないかと思うんですが、この体系的にはどういうふうに考えますか。

総務課長（小林 孝君） 自治法改正になりまして、もし、議会の議決が必要ないということになりましたですね、今までどおり基本構想につきましては議会の議決を得るということで、新たな条例を設けるというようなことで考えております。

それから、ソフト事業でありますけども、全体的に現在の5次総は、ソフト重視というのがかなりあります。もちろんハードもあるわけでありますけども、なかなかソフト事業につきましては、金額的に小さいのもありますけど、内容的には大変村の方向性としては重要な面もありますので、その分も今回の過疎法の改正では、ソフト事業も入れなさいよというようなことで、ただ、小さいものまですべてを計画の中に盛り込むというのはなかなか難しい面もありますので、基本的な大きなハードと、それから大きなソフトのみが計上されているというようなことでありまして、現在のやり方につきましては、今後、十分検討しなければならない面もありますけども、姿勢としては今までどおり議会の議決を得ながら進めてまいりたいと、こんなふうにこう思っております。以上であります。

12番（佐藤長平君） 今の答弁でもう一つ分からないです。総合計画は議決にならない。過疎計画は議決対象。ここの整合性を得るために、それぞれ分けているんだよね。それ分けるという考え方方が、それではソフト事業だけの総合計画、構想計画実施というのはちょっととかがなものかというふうに私は思うんです。総合計画そのものは、ソフトとハード合わせた中で考えていくのが総合計画であって、これを別々に議論していく、結局今までのシステムはやっぱり私はおかしいなというふうに思うんで

すけども、いかがでしょうか。

総務課長（小林 孝君） 現在の5次総は、ソフトだけではありません。ハードもかなりあります。そういう面でですね、全体の中で村の長期的な展望を考慮しながら、この分はハードも必要ですよと。それからソフトも必要ですよというような形での5次総を策定しているということでありまして、別々に検討するというのは、それは議会の議決をいただくときには、過疎計画は過疎計画として挙がっているわけですから、ただ、基本的に過疎計画も5次総の中からすべて抽出するといいますか、その中で計画されたものを現実に実施計画として過疎計画で議会の議決を得るというものですから、何ら問題はないかなと、こんなふうにこう思っているところであります。

以上であります。

12番（佐藤長平君） 抽出しているという考え方ございました。それでは、なんで今度の中間見直しは全部ソフト事業なんですか。

総務課長（小林 孝君） 今回の見直しにつきましては、5次総の中の130点を重点的なものの中から抽出して、現実には29ですか、なかなか評価する方もこの事業につきまして、いちいち説明をしないと分からぬという面もありますし、また、特に関心のあるものを抽出して29点ほど評価をしていただいたということであります。全体的にすべての時間を相当かけるというわけにもいきませんから、短期間に29点を評価したわけありますけれども、基本的には全体の中で少しでも前に進むような形で今回、評価をしていただいたということです。以上であります。

副議長（志賀 肇君） この際、事務局長より諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俎野 誠君） 報告いたします。

佐藤長平議長から公務のため、本日、これから会議を欠席する旨の届けがありました。以上であります。

副議長（志賀 肇君） 引き続き発言を許します。

3番 北原経君。

3番（北原 経君） おはようございます。後ろを見ますと、今回は傍聴席に議員のOBの方々、また、皆さん傍聴いただきましてご苦労様でした。また、OB会の皆様には、大火のツツジの森の整備等で尽力を尽くしていただき、この前私ちょっと見に行きましたところ、チェーンソーの扱いなどは、本当に若者以上の扱いをなされておりまして感服をいたして帰ってまいりました。また、村政一般にもいろんなアドバイス等もいただきまして、ご助言をいただき、真にありがとうございます。質問の第1に入る前に、つい最近のことですけど、私の家でも犬を飼っております、なにやら夜犬かなり吠えますから行ってみると、私の犬とイノシシが7頭、私の犬も本気になって吠えるんですけど、全然逃げないで7頭が並んで犬と向かい合っている。また、先々週の土曜日の夜でしたか、飯館村では一番野生動物が来にくい場所であります番場床屋さんの前の畑にイノシシが10頭余り出て畑を荒らすという、そういう状況がこの村でも今、続いております。本当に山間部ばかりがイノシシと有害鳥獣に荒らされるという問題ではない危機感を感じている次第であります。

それでは、1点目の遊休農地荒廃化対策について質問をさせていただきます。村は、飯館村耕作放棄地対策協議会を平成21年度に設立し、農地の現況調査をしていると思いますが、農業委員会の調査ともすり合わせ、そのうえ増加の止まらない遊休農地対策に新年度の新たな施策と予算が必要と思うが、村の考えを問うものであります。

2点目は、農業振興について、21年度の戦略的産地づくり総合支援事業でJAそうま飯館総合支店にブロッコリーの製氷機を設置しましたが、ブロッコリー以外の新たな農産物を製氷機を用いて有利な出荷、販売ができるよう村の考えを問うものであります。

3点目は、TPP交渉について、国の環太平洋戦略的経済連携協定、TPPへの参加について、政府は農業の各団体や地方の市町村の反対から来年6月の交渉について思案をしていますが、経済界の圧力から、いずれは参加を余儀なくされる話の中、特に我が村の第一基幹産業の農業は、一番に危機にさらされるのは歴然と思うが、村の考えを問うものであります。

村長（菅野典雄君） 3番 北原経議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点目、遊休農地の荒廃化対策についてというご質問でございます。耕作放棄地を再生し、利用する取り組みやこれに期待する施設などの整備、あるいは農地利用調整後のフォローアップなどの地域の取り組みを支援する政策としては、21年の4月より進められております耕作放棄地再生利用緊急対策というのがございます。この対策は、村、農業委員会、JA、土地改良区及び地域の担い手などを中心とした地域耕作放棄地対策協議会が実施主体となって進めるものであります。農業者はもとより、地域の住民の参加などをいただいて一緒に取り組むことが必要だと、こういうことでございます。村では、昨年の11月10日に飯館村耕作放棄地対策協議会設立総会を催しまして、現在、その再確認事業を農地の現況の認識事業をやっているところであります。また、農業委員会の方でも昨年の9月の定例会において、耕作放棄地対策検討委員会を立ち上げております。各委員が担当地区の耕作放棄地の現況確認をしていただいておりまして、その結果を最終的に村の調査とすり合わせを行いまして、まず、すぐに耕作が可能な農地、これを緑と色づけまして、約20ヘクタールでございます。それで、もう一つは、すぐには耕作はできないが、簡易な整備で耕作が可能な農地、これを黄色と色づけまして30ヘクタール、それからもう森林化しており、復元利用が不可能な農地というものを赤印で237ヘクタール、こんな形で色の区分けをいたしまして、合計面積287ヘクタールの飯館村の耕作放棄地を特定をいたしまして、村全体の耕作放棄地を再生利用実施計画を作っていくこと、こういうことでございます。また、全体計画を策定した後に地域での説明会を開催をし、集落営農や農地・水・環境による組織、あるいは中山間地域等直接支払による組織、あるいは地域の認定農業者などの協力を得まして、この耕作者の確保を図りながら再生利用計画を作っていくことを、こんなことで予定をしているところでございます。今のところ1地区ぐらい進めていると、こういうことでございます。これからおいおい他の地区も進めなければと考えているところでございます。この再生利用実施計画

が作られた時点で、国及び県の補助率100%の事業での対応が可能でありますので、耕せ福島遊休農地再生事業とか、耕作放棄地再生モデル事業とか、耕作放棄地再生利用緊急対策などでの予算で対応してまいりたいということで考えているところでありますので、ご理解とご協力をお願いするものでございます。

次に、TPP交渉についてお答えをさせていただきます。いわゆるTPP、環太平洋戦略的経済連携協定、こういうことであります。これについての参加についての村の考え方とのご質問でございます。ご承知のとおり、農林水産省の試算によりますと、このTPPに参加しますと関税が撤廃されまして、農産物の生産高が4.1兆円減ると。食糧自給率も14%に低下をし、雇用が340万人減るよと、こういうのが農水省の試算でございます。この試算は、米や小麦など主要農産物19品目について、TPP協定に伴って関税が撤廃後の農業への影響を想定した数字でございまして、米など主要19品目の自由化は、日本の実質GDP国内総生産を1.6%、7.9兆円の減に押し下げると、このような試算でございます。このTPP影響のシナリオによりますと、米は国産米のほとんどが外国産米に置き換わって、新潟コシヒカリ、有機米といった有名ブランドなどもほとんど生産量は10%のみが残る状況になって壊滅するのではないかと、こう言われているところでございます。小麦も同じであります。正に外国の小麦に置き換わるのではないかということであります。更に、畜産、酪農も当然バター、脱脂粉乳、チーズなどの乳製品は外国産に置き換わることが予想され、牛肉は肉質3等級以下の国産牛肉の生産量の約75%が外国産牛肉に置き換わると、こんなような試算のようであります。このような状況の中でありますから、TPP交渉参加反対に関する要請書をそうま農協より受けたところであります。村としても国のTPP交渉への参加は反対であります。ただ、私として村の基幹産業は農業でございますから、このような大きな影響を与えるTPPへの参加は、基本的には反対でございますが、反対だけで日本の農業がこれから強くなるのかというと、果たしてそう簡単にはいという話にはならないのではないかというふうに思っております。したがって、このTPPの問題を一つの契機として、やはり強い農政、安定した農業への抜本的な対策や政策の展開を行われない限り、いずれ日本の農業は世界の中で後れを取ることになりはしないかと心配をしているところでございます。今後ともTPPの課題を日本の農業にとってプラスとなるようにしてもらいたいというふうに思いますし、そのためのやはり意思表示なり要望というのは、当然あって当たり前かなと、こんなふうに思っているところであります。

他の質問は、担当の方からお答えをさせていただきます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは2点目の製氷機の利活用の件についてお答えをいたします。

現在、製氷機を使っていますのは、ブロッコリーでありますが、ブロッコリーは収穫適期が短く日持ちも悪いという特性から、短期間に集中して出荷されてきましたが、現在においては氷詰めの出荷が主流ということであります。関東方面の販売をしているわけでありますけれども、この氷詰めというのは必要不可欠な品質管理の徹底を

図るということから、生産者及びJAの要望に対して、村として製氷機2台を今年導入をしたところであります。ブロッコリーの秋期対策が現在はメインということであります。この製氷機を利用して、年間を通して新たに有効活用できないかと、こういうことであります。どのような野菜が製氷機に適するのか、JAそうまとも検討中でありますけれども、各方面の出荷状況を見据えながら、現在、調査をしている段階でございます。村としても戦略的販売の観点から、せっかく製氷機を導入したわけでありますので、他の野菜の出荷に適した利用方法を引き続きJAそうま並びに県の農林事務所の普及部ですね、などとも検討しまして、是非他の利活用を図ってまいりたいと、こんなふうに思っているところでございます。以上であります。

3番（北原 経君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で国県の補助が100%の対応が可能だという答弁でございましたが、農地・水・環境や中山間地直接支払等とか、予算がフルに使われているとは評価しておりますが、しかしながら、今の現在、遊休農地に関しては、集落営農、また担い手認定農業者等に面的集積を図るにしても、現在の状況ではなかなか難しい。そういう関連から農地を今後、村としてどのようにして来年度から予算付けて、何とか今まで調査したのをうまく持っていくのか、もう一度お聞かせください。

副村長（門馬伸市君） ご案内のように、遊休農地287ヘクタールということであります。各行政区ごとにそれぞれ耕作放棄地があるわけでありますけども、現在、再生利用の実施計画を来年の3月までに全行政区作るようになっております。それで、現在、その農振地域と農振外の地域にそれぞれ耕作放棄地があるわけでありますけれども、とりわけ農振地域の耕作放棄地の193ヘクタールですか、こちらについては22年度中に各行政区単位で耕作放棄地の再利用というのかな、そういう協議をしてもらう計画にはなっておりまして、現在は先ほど村長が答弁しましたように、小宮地区だけは今、県の補助を受けて耕せ福島ですか、それを受けやっていますけども、その他の行政区についても、今年度中に計画も一緒に併せて進んでいますので、その計画の中に耕作放棄地をどのように解消していくかというのを地域の皆さんに検討していただくことになっております。それに基づいて平成23年度、来年度になりますけれども、具体的にどういう再生をするのか、それによって国、県の補助なり、もしかしたら村の単独事業も含めて検討をしていくと、こういう手はずになっております。

3番（北原 経君） 先ほども冒頭に申しましたが、なかなか小宮のああいった場所に關しましても、有害鳥獣に荒らされているという現状のうえ、今、中山間地等では電気牧柵は補助しておりますが、村としては実質出してないということで、まだまだ電気牧柵等、また、鳥獣の被害を防止するための施策が必要ではないかと、予算も取るべきではないかと思うんですけど、その辺に関しまして再度伺います。

副村長（門馬伸市君） 電牧の件でありますけども、以前は単費で予算を取ってやっておりましたけども、有利な補助事業があるということで、そちらの方の補助と中山間の方の支援事業ですか、そちらの方を使わせていただいて今のところやっておりますけども、もし、どうしても足りない場合については検討する余地はあるのかなど、単

独ですね。先ほど小宮の話をしましたけども、補助事業の中で電牧も鳥獣害の被害防止のための、そういうのも関連事業としてできるようありますので、その辺も他の行政区ですね、地区でそういう事業をやってほしいと、やりたいと、こういうことになれば、その辺のところまで事業が拡大できるのかなと、こんなふうに思っているところでございます。

3番（北原 経君） 現在、なかなか高齢化も進みまして、農地を守る方々がお年をめしてきておりますので、今の遊休農地、先ほど申しました赤、黄、緑というランク付けて調査を行っているようですが、なかなか赤というラインもかなりございますし、農地に支障がない限りは、やはり山林に戻すという考え方もこれもあってもよろしいのではないかと考えております。

それでは、質問を変えます。2点目の製氷機の件に関しましてですけど、6月から7月が春のブロッコリーのピーク時で、あと秋の10月が製氷機のピークというようなお話でした。それに関しては、広場ではスウィートコーン等を作って、製氷機に氷を入れて、糖度の失わないような売り方をしているということで、今、ビニールハウスがなかなか作物を作らないで荒れているというような状況のとこ、スウィートコーンというのはかなり先ほどの話にもつながりますが、有害鳥獣カラス等にやられ、狸等にもやられます。そういう関連から施設があるところは囲うことでもできるということで、スウィートコーンとかそういう考えもあると思うのですが、その辺の村の考えをお聞かせください。

副村長（門馬伸市君） 大変良いお話をいただきました。昨日、農協の方ではどんな考えを持っているのかなということでお話を聞かせていただきましたが、やはり今、議員さんがお話しされたように、トウモロコシ、それからアスパラなどはこの製氷機が有効ではないかと、こんなお話でしたので、せっかく2台製氷機導入したわけで、年間通じて効率的に利用できるように農協とも相談をさせていただきながら、パイプハウスを利用したトウモロコシというのも良いアイディアかなと、こんなふうにも思っています、そんなところも含めて協議をさせていただきたいというふうに思います。

3番（北原 経君） 農産物ばかりでなく、6次産業にかかる加工品も、そういう製氷機を使うことによって有利な販売ができるようになればよろしいのではないかと思いますが、その辺に関してはお考えがあるのかお聞かせください。

副村長（門馬伸市君） 先ほどお答えしましたように、他のものについてどのようなものができるのか含めて、これから検討しながら、できるだけ遊ばないように活用できればと、こんなふうに思っているところでございます。

3番（北原 経君） 質問を変えます。TPP問題に関しまして、再度質問させていただきます。

先ほどある答弁がございましたが、なかなかこれは国の問題でして、村が今、早急に回答を出すということは、これ大変できないことではありますが、反対ばかりをしていたのでは、日本の農業は強くならないという、そういう答弁をいただきました

が、その前に強くなる前に、飯館村の農業がなくなってしまうのではないかという危機感を感じておりますが、その辺を再度お聞かせください。

副村長（門馬伸市君） たぶん今回のTPP問題は、一方では農業をやっぱり守る、我が国の農業を守る。一方では、打ってでないと、この際、TPPに参加をして打っていかないと、日本は沈没してしまうという、今、両方に分かれて農水省と経産省と対立ということではないんでしょうけども、意見が分かれていると。国民の間でも相当意見が分かれているということではあります、たぶんこれから人口がどんどん減っていく。そして、中山間、農業をやっている人の高齢化とか担い手不足とかというのがどんどん加速的に進んでいくと、こういうことになりますと、その有無を言わざず今の農業はこれで良いのかと、こういうことではないのかと思います。国の方では抜本的な農政の長期的なビジョンがないものですからころころ変わるということで、非常に農家の皆さんは苦労されているわけですね。今、経済も非常に沈滞しております、一方では自由貿易をすることによって、韓国のようにものすごく一時は大変経済状態が悪かったわけですけども、この自由貿易のこれを機会に今、どんどん韓国は伸びております。中国もこのTPPに参加をするのは間近だと、こんなふうにも言われています。ですから、反対だけでどうなのかというのを私も個人的にも思っていますが、ただ、国の方で国の農政をやっぱりビジョンをきちっと出してもらわないと、何というのかな、そこで農家の皆さんは全く前が長期的な目標が見えないものですから、現場では大変困っているということなのかなと思います。その辺をきちっと国の施策として農業を守っていくという方針があれば、TPPに参加をしても、それは国の施策の中で農業を守っていくということになれば、それは政策の問題だと思いますので、ですからその辺のところがどうも見えないものですから、私たちもころころ毎年大きな制度が変わっていくわけですので、農家の皆さんにも申し訳がないと言いますか、今日はこっちだと言ったのが、次はこっちだと、こういうわけですから、その辺をしっかりと国の方で定めてもらえば、私は参加をしても、農家の人は安心して守ってもらえればできるのではないかと、こんなふうに思っています。

3番（北原 経君） 全く私も国の施策は猫の目農政と考えております。特に回答はいただいておりませんが、先に民報新聞に市町村長の調査の欄がございまして、TPP問題に村長が○、△、×というところで、×と△をつけられましたが、その辺に関しまして、これ国ごとにはなりますが、村長にもう一度今のお考えをお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 我々首長のところにはショッちゅうアンケートがきます。その都度その都度精一杯回答はしてやるわけでありますけども、できるだけやはり回答の中から何かでも前進してもらえばと、こんな気持ちは常に持ってそのときそのときの判断をさせていただいている。このTPPに対してのアンケートは、TPPについて賛成か反対か、どちらとも言えないという話のアンケートで○か×か△かということで、私はどちらとも言えないというところにさせていただいたところです。ただし、その下には必ず理由が書くようにと、こういうことで、その中に先ほどお話ししましたように、ただただ反対ということで、日本の農業を守って頂戴というだけでこれが

解決するのかどうか。たぶん私は守るということだけではなくて、やはり農業を攻めの形にしていくということではないのかなという気がします。極端なことを言えば、昭和45年に米が余って転作をやったときに、米をやはり作らせない中でどういうふうにするかという発想と作った米をどういうふうに消費をさせるかということで、近ごろ米粉パンとかその他いろいろなものが出ていているわけですけども、もっと早くそういう転換をしていれば、きっと違った形になっていたのではないかと、こんなふうに思っています。ですから、そういう意味でできるだけ攻めの農業を早く作っていくということを考えないと、TPPで守ってください、守ってくださいというだけでは、私はできないのではないかということで、何とも言えないという形でカッコの中にそういう話をしっかりと書かせていただいたんですが、そちらの方は表には出てこないと、こういうことがあります。飯館村はたぶん私は付加価値を少し飯館村に限らず攻めの農業ということとなると、ただただ生産をしていくということではなくて、今、俗にこの一言で良いかどうかは別ですけども、6次産業化というのが国、県、そして飯館村も言われているわけですから、その6次産業化をどういうふうにしっかりと国の制度なり、あるいは我々が心つもりをしてやっていくかというところが私はポイントになるのではないかというふうに思っています。飯館村は県に先駆けて去年、一昨年から6次産業化ということで、何とかまだ本当に緒に就いたばかりですけども、新たな事業展開をして攻めていく農政にやっぱり転換をしていきたいと、こんな思いでありますが、先ほど言いましたようにまだまだスタートでございますから、これから皆さん方のご指導なり、あるいはご理解をいただきて、何とかTPPが仮に何年か後、あるいはいつ来るか分かりませんけれども、来たときにも少しでもできるような体制を整えていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

3番（北原 経君） 3日、4日前でしたか、私、広島の東洋工業に勤めてすぐ退職となる方なんんですけど、結構上の方にいるんですけど、その方にこのお話し聞きますと、やはり日本の農業は、国でも世界の流れには日本は工業国であるため、必ずしわよせは農業にいくと。TPP問題もこれは遅かれ早かれ必ずこれは参加するようになるでしょうというお話を聞きました。そういう関連から飯館村としても、これが一番という品物がない。そういう関連で、やはり先ほどみたいに飯館村の農業がなくなってしまうのではないかという危機感を私はお話ししたわけでありますので、今後、そういう関連からこれだというものを模索して作るべきだと、そういうことを考えております。今後の村政に対しましても、それらを強く心に置いて、今後、議論を進めていきたいと思っております。終わります。

#### ◎休憩の宣告

副議長（志賀 肇君） 嘆飯のため休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

（午後0時01分）

#### ◎再開の宣告

副議長（志賀 毅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 10 分）

副議長（志賀 毅君） 10番 佐藤八郎君。

10番（佐藤八郎君） 第7回議会定例会にあたり、一般質問を行いたいと思います。

21世紀に入って10年が終わろうとしています。村においても長年の課題であった統合診療所のスタート、光ファイバの整備、エコハウスの利活用、少子高齢化対策、産業の振興、教育の充実と待ったなしに施策に反映させる必要があり、そのことを実行するには常に村民の目線を忘れずに情報公開を図り、村長としての判断が後々の村の遅れにならないようにしなければなりませんと、村長が新春のあいさつをされておりますが、この1月から12月までの各事業が村民の目線からしての施策であったのか、一つひとつ見ていくことが問われています。国政では社会保障費を毎年2,000億円以上も削られ、福祉は福祉と言えないほど悪く後退する中で、消費税の導入、介護保険での負担増とサービス削減、そして医療費の窓口負担増、TPPによる国内生産量の半分に相当する米がアメリカから輸入される問題、減反割合の増反問題、TPPは農産物だけでなく、繊維や皮革、履き物、市場開放、更には金融や保険、郵政、医薬品、労働などの規制緩和、食品の安全基準調和など、経済活動と国民生活全般にわたります。投機的で詐欺的な金融サービス自由化、自動車の排出ガス基準や安全性基準の大幅な緩和を求め、地球温暖化対策にも逆行する問題も含まれているTPPであります。このTPP問題は、我が村にとっては許されない協定であります。失業者は2年連続300万人を超え、年収200万円以下の労働者が6年連続して1,000万人を超える、総体的貧困率では、貧困ライン以下の人たちが2,000万人以上と厚生労働省発表であります。このような社会情勢の中での村民の声を代弁しての提案でありますので、村民に喜ばれる希望ある施策を強く求めるものであります。村民の生活の中で、今、一番求められているのは仕事づくりであります。そのためには村がいかに地域経済循環の輪を広げるかであります。仕事を作り、仕事が中小企業業者に回る、雇用と所得が生まれる。所得が地域で消費され、地域を潤す。更に、地域で仕事を生み出せる輪が重要なです。そのために村が業務に使用する文房具や備品、消耗品などの物品購入、自ら管理する施設などの清掃や警備などの委託、また、施設の建設や道路の新設、改修など、工事発注することで仕事おこしに結びつけるべきであります。

次に、小規模工事登録制度は、顔の見える業者に安心して任せられますし、村が中小業者の経営を直接支える意義は大きいものがあります。全国では47都道府県において439自治体がこの制度を活用し、仕事づくりが進められております。現状の村の実態ともっと仕事を作る施策を求めるものであります。

次に、住宅リフォーム助成制度についてですが、30都道府県154自治体に本年3月末で広がっていますが、村としても地元業者への仕事づくりと雇用を増やすべきであります。村内を見ると、業種、技術者、商店など、減少を毎年続けております。このままだと地元でできる仕事、雇用などが限られたものになってしまいます。その

意味からも技術、業種、育成をはじめ、仕事づくりを大いに進めるためにも住宅リフォーム助成制度は欠かせないものだというふうに考えております。

次に、我が村より厳寒期が多くある北海道美幌町の取り組みは、野菜などの安定供給と小規模農家の所得向上のため、試験事業ではありますけれども、法人団体に190万円で雇用3人との事業が取り組まれております。村としても厳寒期を含め、給食センターへの供給など考えると十分に実施可能な事業であるというふうに考えますので、年間を通じた、通年を通じた小規模農家の所得向上を目指すうえでも取り組むべきだというふうに思います。

次に、障がい者と暮らしている家庭支援のために、障がい者の作業支援として障がい者を支援する職員を配置し、清掃作業支援、自立支援、農作業従事支援など具体的に実施すべきであります。更に、障がい児支援として障がい児の指導充実、一時預かりなど支援するため、保育士配置も考えてはいかがでしょうか。

次に、憲法25条を生かし、人間らしい生活を実現する中で、多くの村民が安心な生活のできる村づくりが求められております。村人口の中でも少子高齢化は、例外なく進んでおります。はじめに、高齢者への対応施策と実態を示すとともに、今後どれだけ高齢者が安心して生活できるようになるのか伺っておきます。

次に、医療負担軽減は、村民の経済状況からして重要な施策となっております。国は市町村の判断とし、国基準どおりでないと補助金出さない。子ども手当差押えするところまで出ています。村民の実態、対応しての医療費負担軽減策を示していただきたい。

次に、国保税、村税などの滞納者への対応が人権無視となっている相談を受けていますが、国保税の短期保険証発行は、前向きな村民のためになるものなのかどうか。弱い立場にある方への税徴収、特に本人同意の中での口座引き落としは、村民の目線だと言えるのかどうか。国は通告なしでは違法であるとし、自治体の判断、公平性を言っていますが、村はどのように執行しているのか伺うものであります。

次に、村独自の福祉向上政策の成果と課題を示していただきたい。更に今後において、住みよい、住みたくなる福祉政策を求めるものであります。

次に、スポーツと健康づくりは、車の両輪のごとくかかわるものであり、この度のマラソン認定コースは村の活性化、地域づくり、健康づくりにとってどうされて、どのように進めるものか、多くの村民が関心を持っていますので、基本的活用方針並びに村民全体での活用方法を伺っておきます。

次に、既存のスポーツ団体、関係者との連携と成果を上げるためにには、どのようにしていくのか。そして、そのことが子供会や学校関係、一般村民など地域全体に広がっていくのか示していただきたい。

次に、南相馬市はもちろん、村外に向けての事業計画は、どう進められるのか。村は村長のマスメディア活用のうまさと多くの村民の努力によって多くの関心を持たれる村となっています。日本一美しい村にも指定され、ますます発展していくものと考えますので、このフルマラソン認定コース活用は、重要な地域づくり、村づくりに結

びつけなければなりません。

次に、健康、体力増進のためになる事業は、縦割行政の壁を越えて組み立てをしっかりとやるべきであります。健常者、青少年、子どもなどのための活用だけでなく、村に住むすべての方が、このマラソンコースを体験していく中で、競争だけではない体力づくり、健康づくりに結びつくようにきちんと考へての答弁を求めるものであります。

以上、3項目、13点について質問点をいたしました。私が日常的に村内を歩く中での声、寄せられる声、生活相談に基づいての発言でありますので、前向きな村民のためになる行政執行事業計画となるよう強く求めまして、発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 10番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点の仕事おこしについてということについて5点ございますが、3点についての方からお答えをまず、させていただきます。

官公需を仕事づくりに結びつけるべきとこの質問でございます。ご存じのように、平成20年10月以降、世界的不況により、村では依然としてそういう経済情勢の中にあるわけでございます。このため村では国の緊急経済雇用対策に取り組む一方、村単独の緊急経済雇用対策にも取り組みまして、融資利子補給事業をはじめ、企業支援奨励金の交付、これは企業の方からお金を税金を払っていただいた分をこちらからお返しするということで、かなりの金額をやったところでございます。それから、離職者再雇用促進奨励金の交付、これは職を失った方が別な会社で雇っていただいた場合には、その方に36万円を差し上げると、こういう事業でございます。また、22年度からは、新たな新規高卒者雇用促進奨励事業、高校を卒業して職がない方にということで、これも学校によりますけども、36万円から46万円ということで、4社に6名の雇用につないでいると、こういうことでございます。国緊急経済対策事業に対する村の取り組みといたしましては、平成20年度からふるさと雇用対策事業、緊急雇用対策事業の雇用対策基金事業に取り組みまして、これまでに51事業、1億1,300万円、152人の雇用対策を行っているということでございます。また、23年度もこの事業において22事業、6,400万円、47名の雇用対策に取り組む予定でございまして、引き続き本事業の活用を図ってまいりたいというふうに思っております。このほか村発注の公共事業につきましても計画的発注に努めており、これら事業の活用と併せて所得向上につながるよう取り組んでいくつもりでございます。かなりやらせていただいているということでございます。

それから、住宅のリフォームの助成制度ということでございます。これは6月の議会でもお話をさせていただきましたが、村では現在、高齢者快適住まい助成要綱というものを設置をいたしまして、介護を要する高齢者が車いすなどを使用して暮らしやすい生活ができるように、住まいを改造する費用については50万円を限度に助成金を交付している。また、県では、地震の際の住宅、建物などの倒壊などによる被害を軽くするため、あるいは崖地崩壊などによる住民の安全性を確保するため、住宅、建物の耐震性を向上に資する事業へ補助金を交付をしているということでございます。現在、村では民間住宅リフォームの助成制度はありませんが、リフォームをする際に、

太陽光発電とか太陽熱などの導入を図った場合には、今年の4月よりまでいな新エネルギー事業の支援を受けることができると。こういうことで太陽光発電は3件、薪ストーブは1件の合計4件の申請があり、支援をしているところでございます。施工業者は村内業者が3件、村外業者1件でございます。なお、村の公営住宅や学校施設など公共施設の小規模修繕などについては地元業者にお願いをしており、一定程度の仕事と雇用の場づくりに努めているところでございます。

それから、厳寒期の野菜、花というご質問でございます。県補助をはじめとしてハウスの通年利用による作型導入や燃油コストを抑える資材の導入助成などの冬期対策事業と施設の有効利用を図る支援策を展開してまいりました。村における冬期間の野菜生産でございますが、ほうれん草と小松菜、春菊であります。最近においては、タラの芽の生産が大変伸びております。販売額で約800万円の売り上げでございまして、今後は1,000万円を突破するというふうに考えておるところであります。また、この冬期対策事業の実施により、花とか切り花の生産についても、より一層生産が拡大できるように、JA、県、相双農林事務所普及部との協議を重ねながら、農業振興事業を進めて所得向上に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、安心な生活についてという項目の二つありますが、2点目、村独自の福祉向上施策の成果と課題を示す中で、住みよい、住みたくなる福祉施設を求めるところ、こういうお話でございます。村独自の福祉向上施策の成果と課題について、主なものを申し上げますと、まず、21年度のまでい子育てクーポンについては、139世帯に対し、保育所や学校などの経費に81.2%、そのほかに18.8%の方が利用し、子育てにかかる負担軽減と地域通貨的な役割を担っていただいているところでございます。また、今年の10月からですが、乳幼児等の医療費を無料にするこの助成というものを中学生まで拡大をして、医療費の負担の軽減を図っているところでございます。

高齢者への施策ですが、前の質問でもお答えさせていただいておりますけども、介護保険認定者への給付するものとしては、要介護度3以上の方に紙おむつ給付費、高齢者快適住まいの住宅改修などを支援をさせていただいている。それから、住環境の改善を図っているほか、一人暮らし高齢者などについても、緊急の場合を考慮し、緊急通報装置を貸し付けているということでございます。また、子宮頸がんワクチン接種でございますが、今般、中学2年生、3年生を対象に接種費用の全額を補助し、更にはインフルエンザの予防接種についても助成を行って負担の軽減を図っております。また、身体障がい者の方が住宅を改修する場合には、高齢者と同様に50万円を限度として上乗せ補助をしていることでございますし、他の障がい者の方々につきましても、各種相談などに応じ、国、県制度に基づいた給付事業や制度の説明を行っているところでございます。そして、今年度からコミュニティバスを2台運行し村民の足の確保を図っており、路線ごとの実績といたしましては、飯館クリニックへの通院は、一日平均24.5人、飯樋・臼石間、つまり高校生などでございますが、19.1人、

あと草野・飯樋間というのは6.7人が利用していただいているということでございます。更には、少子化や核家族、地域連帯意識の希薄化が進む中、身近に交流できる相手や子育ての悩み、相談をする相手がないなど、若いお父さん、お母さんなどの孤立する形が増えているわけでありますけども、そのために現在、準備をしていますのは、飯樋の診療所跡を子育て支援センターということで来年度開所して、住民が安心して次の世代を担う子どもたちを育していくことができる環境づくりに努めたいというふうに思っております。以上のようなことで、決してやっていないということではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

今後の課題といたしましては、権利擁護も含めましての認知症の高齢者対策の充実、障がい者が働く場の創出、介護も含めて村民の重症化の防止などが挙げられるなどいうふうに思っております。このような課題にこれからも取り組み、安心してだれもが住みたくなる福祉向上施策に取り組んでまいりますので、議員各位のご協力を更にお願いするものでございます。

他の多くの質問、それぞれ担当の方からお答えをさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上であります。

総務課長（小林 孝君） 私から1番目の仕事おこしについての2番目、小規模工事登録制度の実態と広げる施策を求めるということにお答えいたします。

まず、はじめに、村が発注する小規模な修繕工事についての登録制度の定義であります。村の入札参加資格審査申請が困難な村内の小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、村内経済の活性化を図ることを目的としております。飯館村小規模修繕契約希望者は、12月13日現在において12件が登録されております。建具工事や塗装工事等が継続登録されております。今まで今年は3件の小規模工事を発注しております。なかなか受注できる業務がないというのが実態でありますが、今後においても村が発注する小規模な修繕については、より一層の受注機会を図るとともに、積極的に活用することによって村内経済の活性化を図ってまいりたいと、こう思っているところでございます。以上であります。

健康福祉課長（菅野司郎君） 私からは1番の仕事おこしの障がい者関係、安心な生活についての高齢者関係と医療費負担費軽減についてお答えさせていただきます。

まず、仕事おこしについての障がい者関係でありますが、障がいを持っている方々の就労については、長年課題となっているところであります。そのために社会福祉法人福島県福祉事業協会では、本村に在宅している障がい者が就労に向け、就業訓練や教育を受ける小規模多機能型事業所ワークスペースいいたてを立ち上げ、現在15名の障がい者に対し就労支援、あるいは生活介護を行っているところであります。また、障がい者や障がい児を抱える家庭支援としましては、浜児童相談所や福島県福祉事業協会及び福祉施設等との連携を図りながら、家庭訪問や幼稚園、保育所又は学校での生活状況などの調査を行い、就学指導や就労支援、施設入所等の障がい者を抱える家庭の負担軽減が図られるよう相談や指導を行っているところであります。

次に、高齢者への対応実態と施策を示してという質問でございますが、高齢者が住

み慣れた地域で安心して生活ができるように、どのような支援が必要かを把握し、介護状態にならないような予防対策、高齢者の状態に応じた介護サービス、医療サービスなど、さまざまなサービスを高齢者の状態変化に応じ支援を行っております。また、保健、医療、福祉、その他の生活支援サービスなどを含め、地域包括ネットワークを構築する地域包括支援センターを平成18年度に立ち上げ、事業展開を図っているところであります。この支援センターの主な事業としましては、総合相談支援事業、地域ネットワーク構築業務や処遇困難事例に対する関係機関との連絡調整、介護予防ケアマネージメント支援業務、特定高齢者のケアマネージメント業務、権利擁護業務などであります。高齢者の方々に対応しているところであります。更に、高齢者快適住まい助成事業、一人暮らし高齢者等配食サービス事業、家族用品給付事業では、紙おむつの給付や介護用食器の給付、そのほかに緊急通報装置の設置事業、ミニデイサービスなどの多くの事業に取り組み、高齢者の方々に利活用をいただき、安全、安心な生活を送れるよう努めているところであります。今後の事業につきましても広域性、地域性、共同性の視点から高齢者やその家族からの総合相談支援事業や権利擁護事業をはじめ、包括的・継続的なマネージメント事業、更には地域や関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、処遇困難ケースの検討を行い、高齢者の生活支援と高齢者を支える専門職によるスキルアップを図ってまいります。また、高齢者の要望に応えることで、安心して生活できるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

2点目の医療費負担減に向けての施策を示せということですが、平成21年度の医療費負担額総額で5億700万円ほどになっておりまして、前年度と比較して700万円ほど減額にはなっております。これは国保加入の被保険者が159人減ったことによるもので、1人当たりの医療給付費に置き換えますと、約20万円というふうになります。前年度の19万1,000円に比べ、9,000円ということで4.6%ほど伸びている状況であります。県内各市町村の医療費の状況でありますが、県の発表によると、平成19年度の国保1人当たりの医療費が最も高いのが広野町の52万円、最も低いのが本村の32万円であったようであります。平成19年度は、現在の後期高齢者医療制度に移行する前であり、老人医療費を含めた額になっておりますので、現在の状況と直接比較はできませんが、本村は平成20年度以降も県内では低く推移しております。しかしながら、1人当たりの医療費、受診率ともに低い状況ではありますが、いったん、医療機関に受診すると長引いたり、入院が必要になったりと重症化する傾向が見受けられます。医療費の増加は国保税にも影響しますし、家庭にとっても大きな負担となってまいりますので、医療費の軽減に向けた取り組みとしましては、現在、食と運動を取り入れた健康な体力づくり、定期検診の受診率の向上、要精密検査、要医療者の受診勧奨などを重点に取り組んでおりますが、更に村民の健康づくりに対する意識、啓蒙を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

住民課長（大久保昌憲君） 私からは、2番目の安心な生活についての3点目について

お答えいたします。

まず、国民健康保険証についてでありますとおり、国保の医療費の2分の1は国保税で賄われており、国保事業の適正な運営と負担の公平を図るため、滞納者につきましては、例年9月に納税相談を行い、保険証を発行しているところであります。しかし、税の滞納があり、納税の相談も納付もない方には、保険証は発行されていないのが実態であります。しかし、納付相談においていただければ、納税額に応じて短期証を発行することとしており、定期的にお会いをして納付をしていただくことで滞納の解消を図りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、基本的人権の無視の実態ということでありますとおり、村では税が滞納になれば督促状を発送しており、それでも納付がない場合は更に催告通知、いわゆる差押え予告通知をして自主納付をお願いしているところであります。自主的に納税をしていただくのが本来でありますとおり、近年、滞納繰越額が増加していることも事実でございます。税について相談をされない方、相談をしても約束を履行されない方については、納税の公平を図るという観点から法律にのっとり、やむを得ず、差押えを実施しているところであり、基本的人権無視という実態はございません。また、弱い立場の住民への税徴収、対応についてでありますとおり、生活保護、あるいは身体障がいの方については減免が行われておりますし、諸般の事情により納付の困難な方については、納税相談をして滞納額が大きくなる前に滞納の解消に向けた取り組みをお願いしてきているところであります。以上であります。

教育長（廣瀬要人君） 私からは、スポーツと健康について4点のご質問がありましたので、まとめてお答えをいたします。

飯館村では、平成21年9月に日本陸上競技連盟公認のフルマラソンコースを設置いたしました。このフルマラソンコースの基本的な活用方針は、第1に、コース設置によりスポーツ愛好者を増やし、村民の健康づくりをすすめること。第2に、コースの整備による陸上競技並びに各種スポーツの競技力の向上を図ること。第3に、村外のスポーツ愛好者を誘客し、地域の活性化を図ること。この3点であります。今年度は主にコースの整備等を行いましたので、次年度以降、本コースを活用したイベントを企画してまいりたいと考えているところであります。事業の企画運営にあたりましては、阿武隈高原いいたてマラソンコース運営委員会をはじめ、村内陸上競技愛好者の皆さんの意向も反映させ、多くの村民が気軽に参加できる事業を行っていきたいと考えております。村外に向けては、今年度作成しましたパンフレットを活用し、学校や企業、スポーツクラブ等の合宿誘致を図ってまいりたいと考えております。村民の健康維持増進には適度なスポーツが有効でありますとおり、平成21年度における飯館スポーツクラブ加入者は673人で、本村の約11%になっているところであります。当面加入率15%を目標にさまざまな呼びかけを継続し、スポーツ愛好者を増やし、健康な村づくりにつなげていきたいと考えているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 何点か再質問をしていきたいと思います。

まず、仕事おこしについて、官公需の仕事づくりに結びつけるということで、答弁の方は村が発注する事業計画うんぬんについてあったようですがけれども、私は官公需の意味合いがちょっととらえ方が違ったみたいなので申し上げますけど、村役場で扱ういろいろな文房具一切、器具、村が本来公設民営で管理委託するものも含め、そういう部分をもっと地元のやれる方に、やれないのであればやれるような事業協同組合を作るなりなんなりして、なるべく官公需で発生する仕事は村の方々がやれるというふうな型にしてほしいという質問をしたわけですが、答弁は違っていましたので、もう一度伺いますけれども、できない、やれる業者、民間がいないから他市町村に委ねるという考え方をいつまでもやっていれば、ますます官公需の仕事そのものはだんだん村外の方になっていくというふうに思いますので、その辺ではやはり業者さんなり商工会の皆さんなり含めて話し合いをする中で、きちんとした組織づくりなり、そういうことを請け負える商業者、商店を育てるなり、作るなりということでのそういうことも含めて、なるべく地元に仕事を受注させるというふうに進めてほしいなというのが、私も含め村民の多くの願いだというふうに思いますので、もう一度この点について伺っておきます。

総務課長（小林 孝君） 村の方で発注するものは、なるべく村内で賄えるものにつきましては、多くのものを選んでやって現在までできております。例えば今年ですと参議院選なり県知事選ですね、そういうものにつきましての看板の設置とか撤去なんかは、商工会の中で建築業組合等を作っていただきまして、その中で発注をしているというようなことがあります。また、職員の衣服等につきましても、衣料関係、それぞれ服につきましてもなるべく村内の業者と言いますが、商店を活用するというようなことになっております。それから、文房具も最大限単価の違いもありますが、村内で買えるものにつきましては、なるべく村内で府用の部分につきましては処理をしているというようなことがあります。ただ、大きいものにつきましては、どうしても金額も相当違いますし、それをいくら地元活用と言いましても、やはり最小の経費で最大の効果を上げるというようなことからすると、若干外れているというようなこともありますけど、なるべく村内でそういうようなことは賄えるものにつきましては、今後ともやっていきたいなど、こう思っているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 村内で賄えるものはやっていると言いますけど、全体の官公需の出費経費からすれば、わずかなパーセントにしかなってないというふうに決算資料なり何なり見ますとありますけれども、そして菅野村政になってから非常に印刷物が多いわけですが、むしろお知らせ版で間に合うものが、更にカラー印刷うんぬんで何枚も何枚も、こういう印刷業務そのものもカラーの方が見やすい、目立ちやすいということなのかどうか分かりませんけれども、お知らせ版の中できちんと知らせればそれで良いし、2色黑白の印刷物であれば、村内の今ある印刷機でもできるわけですが、そういう一般村民が毎日区長さん、班長さんを通じてもらうものにとどても、同じものが何回も何回もまでいうんぬんも何回も来たりということで、非常に官公需のお金の使い方というか、非常にまでいではないんではないかという声がだいぶある

んですけども、そういう部分も含めて貰えるものをやっているパーセントと印刷物などの工夫は今後どういうふうにするつもりか伺うものであります。

○ 総務課長（小林 孝君） 印刷物につきましては、現在、村の方ではいいたて広報と、それからお知らせ版と、お知らせ版は月2回出しているわけですけれども、広報につきましては、どうしても記事を書く、それから写真を入れるというようなことがあります、字ばっかりでは記事がどうしても読んでいただけない面が相当あるということで、なるべく写真等ですね、そういうものを入れた方が読みやすいし、また、分かりやすいのかなというようなことで、そんなような工夫もしているところであります。カラーを使うと金額的に張るんじやないかということもありますが、現在の広報いいたてにつきましては、1か月10万円かかりません、2,000部印刷して。相当業者さんの方で毎年毎年下がっております。こんなでできるのかなというくらい競争しますと下がっております。業者さんの努力かなと思いますけど、そんなことでカラーを使ったから若干高くはなるのかも分かりませんけれども、そんなでもないのかなと。それよりももっと村民に分かりやすいような広報の仕方が一番良いんじやないかなということで、今までそのような形で進めております。なお、経費等につきましてもどれくらいかかるかについても今後、精査をしてまいりたいと思っております。また、村内で占めている割合と村外の方に出している割合ですね、これにつきましてもちょっと時間をいただければ金額的なことでは出していきたいなど、こんなふうに思っているところであります。以上であります。

○ 10番（佐藤八郎君） 業務に使用するものというのは、確かに前も質問したときに言われましたけれど、村内の商店や、そういう関係業種で大変扱えるところがないというのが実態としてあるという部分があつて、ほとんどそういう流れになるのかなというふうに思いますけど、それだったらそれできちんと商店会なり農協さんも含めて、村内で安く仕入れてきちんと官公需の仕事に役立つような供給ができるような協同組合と言いますか、そういうものも作る努力だって必要ではないかと。もうこういう時代だから安いところということで村外、村外というふうになっていたら、官公需についての仕事づくりはなくなってしまうのではないかというふうに心配するんですけど、その辺での方針を伺うものでございます。

○ 総務課長（小林 孝君） 官公需の受注を村内になるべく出したいということは、これはもちろん当然であります。現在も商工会の中でいろいろと組合等を作っているのは、衣料組合ですね、先ほど言いましたように服関係の部分は作っていただいている。それから建築業の組合等でも、それぞれ小さな先ほど言いました看板等の設置などもやっていただいていると。それから、管工事組合ですね、これにつきましても下水道なり水道管関係の工事についてもやっていただいているというようなことであります。その他もっと小さな商店街などで、もし一緒にやって単価的なことも見合えば、そういうような組合と言いますか、作っていただくというのが一番理想なのかなと思っております。ただ、村で買いますと、正直なところ例えば単位も違いますけれども、ボールペン100本買うのと1,000本買うのと全然値段が3分の1程度になるとい

うようなこともありますし、そういう経済的な面も考慮しますと、やっぱり大量に何か買う場合につきましては村外に頼らざるを得ないのかなと。そのことにつきましては、監査委員の方からも、じゃ、どっちが取るんだかというようななかなか難しい面もありますが、なるべく先ほど言いましたように村内で貰えるものにつきましては貰っていきたいと、こんなふうにこう考えているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 小規模工事登録制度で12月13日段階で12件、本年は3件受注だと。まあ登録そのものは、このまま続くのかなという答弁ありましたけども、いろんな仕事があって十分出しているけれども、なかなか実態としては受注できない。だから、この受注できるようにするのには、村としてどういう工夫をしていけば受注できるようになるのか、そういう工夫と言いますか、現在の形で受注できないのであれば、何か例えば仕事を区分けする形で受注していくようになるのかどうかとか、いろんな工夫の仕方あると思うんですけど。あとは商工会の方から非常にお店のない地区の高齢者の方々が買い物をするのに不便をしていると。それで、各地区公民館あたりに商店の何人かが共同で曜日なり時間を設定して移動販売をして、買い物をできない方々に便利を図ったらどうなのかと、そういう商店活性化事業的な、まあ、御用聞き事業みたいな部分はできないのかという話もありますけど、そういう部分も含めて工夫すればもっと受注が増やせるのではないかと思うんですけど、もう一度伺います。

総務課長（小林 孝君） 小規模の修繕契約、希望者の登録につきましては、なるべく簡単にということで、法令で定めている登録とか免許許可、こういうものを要するものは除きまして、許可がなくともいいですよと。その代わり技術者の資格とか施工実績、経営状況等、これらにつきましても無審査とするということで、内容的にはうんと簡単でかつ履行の確実なものと。契約金額が50万円未満の小規模な修繕ということにしております。ですので、50万円以上の場合につきましては、一定程度県の入札参加願い、客観的事項の審査を受けていただくとかというようなことで、村としては今やっているところであります。これはやっぱり金額が大きくなりますと、どうしても適正なと言いますが完全な検査も、また施工もしていただきなければならないということで、そのような形で少しでも業者さんが大きくなりまして、県の客観的事項の審査を受けられるような形になれば、それはもちろん大きな金額ができるわけですが、現在は50万円未満の小さな修繕等で、あまり審査と言いますが、村の審査もほとんど無審査でやっておりまして、そのような形で少しでも仕事の受注の機会を拡大していただくというようなことが目的でありますので、何か工夫をするということになりますと、その金額をもう少し上げていくということなのかなと思いますけども、これも先ほど言いましたように、ちょっと問題もあるのかなと、こんなふうに思っているところであります。

それから、店がない地域から移動販売と、それから御用聞き等できるというようなことがあれば、このことについても今後関係者、商工会等とも協議をしてまいりたいなど、こんなふうに思っているところであります。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 住宅リフォーム助成制度、ご存じのように県内でも大変今、広がりつつあります、自治体でもね。仕事づくり、技術者養成、いろいろ含めて大変重要なと。このままでいくと他市町村の業者さんに対する取られてしまうような技術者なり業者、経営が楽でないという現状にありますので、この辺をもうちょっときちんととしていかないと、畠屋さんなり塗装屋さん、水道関係、浄化槽を含めてね、あとは屋根の瓦屋さんや板金ですか、大工さんなり、そういう方々が若者の中で、そういう技術を持つ方が村内でだんだんといなくなってしまって、村外委託しかできないという状況が生まれるのが目に見えていますので、そういう部分で技術者養成も含め、仕事づくりの意味でも住宅リフォーム助成制度というのは非常に村民からも求められ、役に立つ事業ではないかというふうに考えていますけど、もう一度伺います。

副村長（門馬伸市君） 現在、住宅のリフォームの補助制度というのはありませんが、先ほど答弁した高齢者の快適住まいとか、そういう制度上単独でやっている部分はありますけども、全くの民間住宅をリフォームするというのはありません。それで、今回、までいの家の方で新エネのエネルギーを使った補助支援ということで今年出しておりますけれども、まだ数は少ないですね。あくまでも新エネの太陽光とか、薪ストーブとかそういうものでありますから、限られた人、例えば新築する場合とか、大規模に改修をする人とかですから、あまり申し込みはありません。一般的な住宅になりますと、例えば屋根、あるいは外壁、あるいは台所とか、いろいろ修繕する箇所はありますけども、その一般的な住宅の改修に村が支援することが適切なかどうかということがあります。介護を要する人とか、そういう弱い立場の人であれば、これは今までやっていますけども、通常の人が自分の財産と言いますか、家を直す場合に、村が税金を使って支援するのが適切なのかということについては、やはり村民の理解ですね、そこまで村でやる必要があるのかどうか、そんなのも含めて何と言いますか、民間住宅の方のリフォームの補助というのを考えいく必要があるのかなど、こんなふうに思っています、簡単に民間の住宅の補助制度はなかなか作れないのではないかなど。一般の人ですよ、弱い立場の人でないと方のですけども。あと参考までになんですけども、今、耐震改修ということで、民間の耐震の改修の促進計画というのを作りました、村の方で。これは平成20年に10年間を目標に作ったわけですけども、昭和55年以前に造った住宅と昭和55年以後に造った住宅に分けて計画を作っているわけですけども、村としてはとりあえず55年以前に造った古い住宅ですね、その住宅について耐震の診断を手を挙げて受けた人について、改修のその計画がある場合は一定程度の支援が受けられると、まあ補助ですね。それに村が上乗せするしないは別としても、そういう制度もありますので、今のところごくごく手を入れている人が少ないとのことなんですね。一つは、そういうのも今後、村の大工さん等で建築業者等で、もし、そういう手を挙げた方については一定の補助が受けられて、工事にも携われると、こういうことも出てくるのかなというふうには思っていますが、繰り返しますけども、一般的な単純に住宅を改修する場合に、税金を使うことが適切かどうかということについては、もう少し協議、検討させていただきたいというふうに思いま

す。

10番（佐藤八郎君） 地元業者への仕事づくりと雇用を増やすという意味で大事だということで提案をしているものですから、村でやろうとすることには公費使うのには、この間議論をいたしましたけども、何ら良いか悪いかよりも、挙げたものはやっていくという形でしようけど、やっぱり若い人たちが畠屋職人なり塗装職人なり管工事組合ですか、いろんな部分での技術者がだんだん少ないよう見えるし、そういう今やっている若い技術者とのお話し合いをする中でも、若い仲間がいないんだということで、将来的には飯館にはこういう仕事をやる人はいなくて良いのか、今の村の方向かなというふうに本人も思うようになっているということで、非常に危惧をしているんです。そういう意味からも、この飯館村自立していく村、この地域が永遠に続いてほしい人にとっては、そういう方々がいなくなるというのは大変なことだなというふうに危惧しているものですから、この一般の方に村で公金支出がどうかという部分はありますけれども、これも全国も含め、福島県内も含め、やっている自治体もう既に何十ヶ所、何百ヶ所あるわけですから、そういう部分もきちんと調査をされまして、飯館で出せる部分、どの程度までなら助成できるのかという部分も含めて、是非前向きに検討していただきたい。もう一度伺います。

副村長（門馬伸市君） たぶん職人と言いますか、屋根葺き職人とか、そういうトタン葺きの職人さんとか、今のお話あった畠職人とか、いろいろそういう職人さんがだんだんいなくなってきたというのは、ここだけではなくて全国の傾向なようですが、例えば畠でしたら、村で結構公共施設あります。畠の表替えとか、畠を新調するとか、その畠の部分だけですよ、全体の改修となるとなかなか難しいですけれども、そういう部分的な改修の場合については、そういう村の職人さんをお願いして使うということはできるというふうに思いますけども、住宅全体の改修で支援するというのは何回も申し上げますけども、もう少しその辺は検討しないと、簡単に結論は出せないのかなとこんなふうには思っていますけども、できるだけ現在も村の住宅のちょっとした取り付けの悪いところの修繕とか、あるいは学校関係、幼稚園、小学校、中学校の小規模修繕は、みんな村内の大工さんとか、そういう人に頼んでいるんですね。ですから、そういう意味では全然発注していないというわけではなくて、かなりの金額を年間にすればですね、村内の業者に発注していますので、その戸別の住宅の支援についてだけは、もう少し検討させてください。

10番（佐藤八郎君） 厳寒期における野菜、花生産、この通年出荷、北海道の美幌町さえ通年出荷を目指して農業を大切にしたまちづくりということでありますけれども、飯館村ではそれに比べれば条件は全く良いわけでありますので、先ほど答弁いただいたことにプラスしながら、いかにビニールハウスを使って、買う燃料を残材なり山材を利用した多目的ボイラーによって賄うかという、この温度管理とコストの分析ですね。あとは無加温栽培での何が飯館村でビニールハウスで通年出荷できるのか、その辺も含め農協さんとも十分協議されて、具体的に村が示すべきではないかと思いますけど、もう一度答弁お願いします。

副村長（門馬伸市君） 冬期間のパイプハウスを使った栽培の件でありますけども、現在は農協さんの方で取り扱ってるのは小松菜と春菊、以前はほうれん草も若干やっていましたようでありますけども、現在は小松菜が主流のようで、年間600万円から700万円ぐらい冬期間の生産を上げていると。春菊はわずかのようであります。あと生じたけですね、こちらも冬だけで1,000万円ぐらい上げているという話を聞きました。7軒の農家のようでありますけども。それから、花の方は、今、ストックとカーネーション、二つ合わせて300万円程度ですけども、その切花の方は今、その2種類をやっていると。あと先ほど村長の方からタラの芽ですね、非常に隣町の川俣さんが主流だったんですけども、今は川俣より飯館の方がタラの芽が主流というか、生産量が多くなっているということで、タラの芽が大きく伸びていると。それから農協系列ではないんですけども、民間で鉢物ですか、シクラメンとか、そういうのをやっていますね。シクラメンとかサイネリアですか。それ以外にということになりますと、その化石燃料を使ってやって見合い以上にならないとなかなかこれ栽培できませんので、このやっている方は見合いになっているのでやっているのかなというふうに思います。ですので、燃料いろいろ薪ストーブとか化石燃料使わない形の暖を取る方法とか、あとはビニールの何ですかね、温度管理の厚さ、ビニール2枚かけるとか3枚かけるとかという、そういう手法もあるようですが、燃料できるだけ少なくする方法ですけども、なかなかやっぱり飯館村ご存じのとおり県内でも寒さがトップクラスということで、マイナス、冬の間は10度前後毎日のようにということありますから、なかなかこの辺が進まない現状なのかなということでありまして、今、お質しのようにもっと積極的に進むべきではないかなというご質問ですので、それも村だけでどうしようもありませんので、農協さんとも相談させていただきながら、これらの作目以外になんか高価で売れるものがあれば試験的に実証のためのそういう支援なんかももし取り組むということであれば、そんな手法もあるのかなというふうに思いますが、なお、ご相談させていただきたいと思います。

10番（佐藤八郎君） 障がい者作業支援と障がい児支援、私、今の健康福祉課なり社会福祉協議会、更には福祉社会の中で連携をいかに密にしても、なかなか担当職員というか、そういう職員の配置が臨時にしろなにしろ、ないとなかなか大変なのかなというふうに思うんですけど、その辺で私は職員配置が必要なのかなと思っているんですけど、現状の中で十分負担軽減が図られるように相談や指導を行っているところだということなので、十分なのかどうかもう一度伺っておきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 健康福祉課の体制でありますが、一応福祉係の職員が全員が障がい者なり介護なり生活保護なりといった相談に当たっているわけでありまして、1人の担当者がいないと分からぬというような体制は取っておりませんので、なんとか対応しているというふうに思っております。以上であります。

10番（佐藤八郎君） 安心な生活について伺いますけど、高齢者の生活支援と高齢者を支える専門職によるスキルアップを図るということで、具体的にはどのようにして中で高齢者への対応をしていくのか伺っておきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） 特に高齢者の関係で、今、問題になっているのが、認知症の高齢者に対する対応であります。こちらの方、権利擁護というのがございます。この権利擁護について、村の中で受けられる方、裁判所からの指定を受けて後見人になられる方というのが、今のところおりませんでした。でしたので、この後見人制度の方はなかなかできないかなというふうに思っていたところでありますが、実は行政書士の方かな、今、福大で研修を受けております。この方が終了するのが今年度3月までに終わるみたいであります。ですので、それ以降については、裁判所から後見人になってもいいよという指定が受けられる状況になっておりますので、今後はこの方を活用していくと同時に、包括なり居宅なり、社協なりという連携を取りながら職員の資質を上げていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

10番（佐藤八郎君） 医療費負担、全体的には高齢者の死亡もかなり進んでいるかどうか分かりませんけれども、下がったと。個人当たりにしてはアップしたという答弁でありますけど、今、問題になっている子宮頸がんやらヒビ、小児用肺炎球菌、これ国の中では女性がこの三つについてはあるんですけど、この高齢者にとってはやっぱり肺炎球菌ワクチンとインフルエンザの一組のワクチン予防が一番効果的だというふうに言われていますけど、その辺に向けての取り組みは今後どういうふうにされるのか伺っておきます。

健康福祉課長（菅野司郎君） まず、肺炎球菌関係でありますが、22年度で県内で9自治体ほどやっているみたいであります。こちらの方は高齢者に対して1回9,000円～8,000円ぐらいかかるんですが、その2分の1を出すというような状況になっているみたいであります。こちらについても何しろ新年度予算に向けてもうちょっと詰めていかなければならないなというふうに思っているところであります。予算の要求の段階でいろいろ細部についてどういうふうにしていくか詰めていきたいというふうに思っているところであります。あとインフルエンザについても、今度は実施主体が村になるというような形になっていくみたいです。ですので、その会議が今月の半ば過ぎにあるんですが、その法改正に向けての動きがあるみたいであります。その説明を聞いてからというふうに今、思っているところであります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） 国の動き、県の動き含めでありますけれども、インフルエンザの肺炎球菌のワクチンの一組の予防接種が今、求められているのではないかと。まして飯館村は高齢者が多い中で、このことをやることで長生きでき、生きがいの持てる老後を暮らせる安心な生活ができるのではないかと思うんですけど、その点はどういう認識でおられますか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 大変重要なことであります。特に肺炎球菌については高齢者の死亡率が高いというようなこともありますので、問題は十分認識しているところであります。こちらについても先ほど答弁したように、来年度に向けて検討させていただきたいというふうに思います。以上であります。

副議長（志賀毅君） 八郎君に申し上げます。

残りあと 13 分でありますので、明確な質問をしていただきたいと思います。

10番（佐藤八郎君） それでは、国保税にかかる保険証未発行問題についてですけども、保険証を発行されていない方は何名なのか。更には固定資産、村税含めて滞納者への納付相談件数は何名で、相談どのぐらい受けて、成果はどういうふうに上がっているか、まず伺います。

住民課長（大久保昌憲君） 国保の保険証の未発行の件でありますが、11月末現在で未発行、未交付、未相談というんですか、57世帯でございます。

あと固定資産税等の税の納付相談ということではありますが、相談の件数については、申し訳ないんですが、把握しておりません。諸般の事情により納税納付期日までに完納できないという方については、当然、先ほども答弁いたしましたが、督促状を発送して、その後10日経過後には催告書、差押え予告書を発送して、その中に諸般の事情により納付できない方については、直接役場の方にご相談くださいというような形で明記しております。そういう方につきましては、直接来庁していただいたり、あるいは電話での相談ということでございまして、個々の税目ごとの相談件数というのを把握していない状況であります。

10番（佐藤八郎君） 国保税の短期保険証発行は何世帯になるのか。あとはご相談受けた内容によれば、本人名義であれば貯金口座より督促状、あとは財産差押えの通告さえしていればできるんだという説明が係のものが受けておりますけれども、その方の給与がそこに振り込まれる。そこからアパート代なり生活費を出す。ところが差し引かれていますので、全くない。そうしますと、住居もない、払うところに払うことでもない。しかば、すぐ、生活保護というふうにならない。そういう弱い立場の住民へのもっと丁寧なやり方はないのかどうか。なぜこのその人の家庭経済を見ないで口座から引き落としているのかどうか伺っておきます。

住民課長（大久保昌憲君） まず、短期証発行の世帯数でありますと、納税相談をいただいて今のところ79世帯については短期証を発行している状況であります。あとは次の差押えの件でありますと、個々人の事案というんですか、それはちょっと把握しておりますが、ご質問ですと預金の差押えのことだと思うんですが、預金差押えにつきましては当然滞納が出て、先ほど申しましたように督促状を発送して、それでも納付、あるいは相談がない場合には催告をしてですね、催告につきましては目に付きやすい封筒というんですかね、色、茶色とかあとは赤、今回については黄色ですね。目に付きやすい封筒で要開封というような形で、是非とも開封してくださいというような形で目に付きやすい封筒で発送しております。それを見ていただければ、通常でありますと何らかの電話とか、そういう形でのアクションがあるものですから、そういう中で実は納付相談をしていただいているという状況であります。もし、今回ご質問の預金差押えの件でありますと、そういうことがあっても、何の納税の意思といふんですかね、そういうものがないという方につきましては、預金の調査をいたしまして、金融機関の調査をいたしまして、もし、その場である程度の残額があれば、徴収金について差押えをしているという状況であります。ただ、預金の場合につきまして

も、全額を差し押さえているということは極力控えるということで、当面の生活資金ですか、住まいについては全額でなくて、ある程度残金を残してやっているという状況であります。給与差押えですと、差押え禁止金額等があります。これは当然最低限の生活をする、あるいは税金等の支払する金額ですね、その分を差し引いた金額しか差押えはできませんので、当然、給与についても全額差押えするというような、そういう事態にもなりません。現状のところこういう形でやっているところであります。

10番（佐藤八郎君） 後で詳しくは聞きたいと思います。それで、村の独自の福祉向上政策について、11月26日に国会の補正予算通りまして、きめ細やかな交付金、更には住民生活に光を注ぐ交付金ということで、1月上旬までに実施計画の提出期限を切られている交付金の事業あるんですけど、これは村民の安心な生活のための事業としては何か取り組むのかどうか伺っておきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 今、ご質問がありました、きめ細やかな交付金、それから光を注ぐ交付金、プラスして普通交付税ということで、村には1億1,400万円ほど入ってくる予定になっております。光を注ぐ交付金はソフト事業です。弱い立場にあるものの対策ということで、自殺者対策とかDV対策とか、それから消費者行政、今の詐欺まがいのいっぱいありますので、そういう消費者行政の対策と、あるいはもう一つ知的な部分では図書館とか図書室ですね、その図書の購入、そんなものに使っていいよというのが住民に光を注ぐ交付金でありますと、1,000万円ほどこちらに来ますけども、中身については村としてどういう対策を練るのかというのは、全員協議会でご相談させていただきますけども、それからきめ細やかな交付金、これは2年前にやった緊急経済と同じくハード事業ですね、道路の整備とか、そういう建物の修繕とか、そういうものに使えるお金と、こういうことであります。今のところこれから議会ともご相談させていただきますけども、1月20日からまりころ臨時議会を開かせていただいて、その中で交付税も含めた1億1,400万円ほどの使い道、計画、それを議会で承認いただいて速やかに発注をしたいというふうに思っています。ただ、光を注ぐ交付金は、今のところ基金に積んでおきますと2年間で使われるということで、もう少し十分ソフト事業ですので詰めて、23と24年の2か年間で使っていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

10番（佐藤八郎君） 制度の説明は必要ないので、答弁短くしていただければと思います。

最後のスポーツと健康づくりについて答弁いただきましたけど、4点あるんですけど、1点で答弁もらったので何を聞いていいか分かりませんけれども、非常に期待をしていますね、村民がね。そのことにどうこたえるかという意味では、やはり今、村と協定している自治体なり大学、企業、NPOなど、そういう関係するところの呼びかけなり、更には宿泊やら指導員、協力要請など具体的に何がどういうふうに運ばれるのか全く見えない。パンフを作って全戸配布した。そんなことでは何も住民との協働は生まれない。もう少し子ども育成会なり、PTA関係なり何なりいろんな関係者との連絡、連携を詰めない限りは、村全体のスポーツと健康づくりに役立つものには

なっていかないというふうに思っていますので、もう一度やる前向きな決意と方針を伺うものです。

生涯学習課長（愛澤伸一君） フルマラソンコースの件についてのご質問いただいております。マラソンコースの利活用につきましては、計画段階から住民の皆さんの実行委員会等も作っておりまして、ただいまは阿武隈高原飯館マラソンコース運営委員会という組織を作りまして、スポーツの関係者だけじゃなくて、そこに商工関係者の皆さんなどにも参加していただきまして、このコースを活用して住民の皆さんの健康づくりはもちろんありますけれども、これを地域の活性化にどういうふうに生かしていくべきいいかというような議論をしていただいているところでございまして、今後も来年度に向けては何らかのイベント等の開催も検討しているところでございますけれども、引き続きこうした住民の皆さんにもいろいろご意見をお伺いしながら、住民の皆さんにとってもそうですし、また、この施設を利用していただける他市町村の皆さんにもなんとか喜んでいただけるような、そういう仕組みを組み立ててまいりたいなというふうに考えております。以上です。

10番（佐藤八郎君） 南相馬市と飯館村の協定の中にも、このフルマラソンコースは南相馬市としても十分活用していきたいものだなという、会議の席上ね、南相馬市の方からご提言もありましたし、そういう部分で南相馬市として協力できるものは連携しながらやっていきたい。そういう関係を持ちながら協定していくことは、お互い連携しながらできるものはやってもらったり、応援頼ったりして、大いに広域的な部分でこのせっかくのフルマラソンコース認定コースを十分に生かす必要があると思うんです。去年は準備、今年はイベント計画、そういうものじゃなくて、せっかく造ったんですから、もうすぐに大きい大会も持ってくるような意気込みで関係者と努力してやっていただきたいのと、必ずしも健常者だけではない、スポーツというものは。そういう意味ではオリンピックも障がい者のオリンピックもあるように、そういう部分も含め、もう一度きちんと具体的な計画の立案方法を伺うものであります。

生涯学習課長（愛澤伸一君） 確かにこの事業につきましては、南相馬市と締結をしました定住化構想の中にもうたわれております。南相馬市では、独自にまたロードレース等も行っているようございますけれども、こちらのフルマラソンコースの活用についても、今後、関係者の間で協議を進めてまいりたいなというふうに思っております。また、この施設につきましては、いわゆるマラソンの専門家といいますか、トップアスリートの方にもご利用いただけますし、また、議員お質しのとおり、一般の方にも十分ご利用いただける施設であるというふうに思っておりますので、外に向けては専門の選手の誘致、住民の皆様に対しては広く活用していただけるような何らかの企画を来年度に向けていろいろ計画させていただきたいというふうに思っております。

#### ◎休憩の宣告

副議長（志賀 賀君） 暫時休議をいたします。議長を交代をいたします。

（午後2時44分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時45分）

議長（佐藤長平君） これで一般質問を終わります。

◎日程第3、請願第8号の審査結果報告

議長（佐藤長平君） 日程第3、請願第8号「患者の窓口負担大幅軽減を求める請願」の件を議題といたします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長 佐藤八郎君。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） 請願第8号審査結果報告について、朗読をもって提案とさせていただきます。ただいま議題となりました請願第8号「患者の窓口負担大幅軽減を求める請願」について、12月13日に委員会を開き、審議をしました。その審査の結果について報告します。

本請願の趣旨は、深刻な不況と働く人の3分の1が非正規労働者という下で、医療費の窓口負担を払えない人、経済的理由で受診を控える人が増えています。若年層、低所得者での医療費負担に対する不安の増加、長期にわたって医療費負担を強いられる難病患者、慢性疾患患者の多重負担などの下で、経済的理由による治療中断、受診の手控えが増えている状況などから、医療費の窓口負担引き下げは緊急課題であることが明確であります。医療機関からは無保険者、短期保険者が目立つようになった。病状が悪化するまで受診しない人がいる。痛みが引かないまま中断してしまう患者が多いなどの声も多く寄せられるなど、経済的負担が患者を治療から遠ざけている実態が明らかになっている。このままでは受診抑制が続けば、症状が悪化して取り返しの付かない事態になる心配がある。また、この状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すだけでなく、国民医療の節減にも逆行するものになる。今日の行政の下、直ちに実施すべき措置として、窓口の原則3割負担から2割、できれば1割負担への引き下げ、子どもと高齢者の無料化を直ちに行うべきと考える。

以上の趣旨から国及び政府関係機関に患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書の提出を求める願意であります。

審査の結果、請願の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、提案者席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから請願第8号「患者の窓口負担大幅軽減を求める請願」の件を採択します。

請願第8号に対する委員長の報告は採択です。本請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第4、請願第9号の審査結果報告

議長（佐藤長平君） 日程第4、請願第9号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する請願」の件を議題とします。

審査の結果について委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員長 佐藤八郎君。  
産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） ただいま議題となりました請願第9号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する請願」について、朗読をもって提案といたします。12月13日に委員会を開き、審議をしました。その審査の結果について報告します。

本請願の趣旨は、肺炎は全死亡原因中で依然第4位を占めており、特に高齢者にとって肺炎は深刻な問題である。肺炎は敗血症、骨髄炎といった致死率の高い合併症を起こしやすく、その肺炎球菌ワクチンは呼吸器感染症の中では予防が可能なものであり、このインフルエンザウィルスのワクチン並びに肺炎球菌ワクチンを併用して摂取することにより、高い有用性があると言われている。近年、ペニシリン、耐性肺炎球菌など、薬剤耐性化が進んでおり、事前にワクチン接種による予防が重要視されている。ワクチン接種の向上には重要性の認識の更なる徹底と公費助成など、社会的援助体制が欠かせない。インフルエンザのワクチンは高齢者に対しては、2001年より公的助成が行われているが、これに肺炎球菌ワクチンを追加することにより、更に高齢者の肺炎による死亡、長期入院などを減少させることになり、医療費を削減し、地域住民の健康福祉の向上につながることから、次の事項を強く求める。

1、高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種を予防接種法による定期接種に位置づけ、国による助成を行うこと。

以上、肺炎球菌ワクチン予防接種への公費助成に関する意見書を国会及び関係機関に提出を求める願意であります。

審査の結果、請願の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤長平君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、自席に戻ってください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから請願第9号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する請願」の件を採決します。

請願第9号に対する委員長の報告は採択です。本請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第5，陳情第6号の審査結果報告

議長（佐藤長平君）　日程第5，陳情第6号「ＴＰＰ交渉参加反対に関する陳情」の件を議題とします。

お諮りします。

陳情第6号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については、委員会の付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　討論なしと認めます。

これから陳情第6号「ＴＰＰ交渉参加反対に関する陳情」の件を採決します。  
本陳情第6号は採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、採択することに決定しました。

◎日程第6，陳情第7号の審査結果報告

議長（佐藤長平君）　日程第6，陳情第7号「ＴＰＰ交渉参加反対に関する陳情」の件を議題とします。

陳情第7号について申し上げます。既に同じ内容の陳情が採択とされておりますので、陳情第7号については採択されたものとみなします。

◎散会の宣告

議長（佐藤長平君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

（午後2時54分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年12月14日

飯館村議會議長

飯館長平

同 副議長

志賀義文

同 会議録署名議員

伊東利

同 会議録署名議員

北山文子

同 会議録署名議員

佐野章正

平成 22 年 12 月 16 日

平成 22 年第 7 回飯館村議会定例会会議録（第 4 号）

平成22年第7回飯館村議会定例会会議録(第4号)

招集年月日	平成22年12月9日(木曜日)						
招集場所	飯館村役場						
開閉会の日時	開議	平成22年12月16日・午前10時00分					
及び宣告	閉会	平成22年12月16日・午前10時46分					
応(不応)招議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	
及び出席議員	1	松下義喜	○	2	飯樋善二郎	○	
並びに欠席議員	3	北原経	○	4	伊東利	○	
出席 12名	5	北山文子	○	6	佐野幸正	○	
欠席 0名	7	菅野義人	○	8	大和田和夫	○	
○出席 △欠席	9	大谷友孝	○	10	佐藤八郎	○	
×不応召 △○公欠	11	志賀毅	○	12	佐藤長平	○	
署名議員	7番 菅野義人		8番 大和田和夫		9番 大谷友孝		
職務出席者	局長 但野誠		書記 菅野久子		書記 山田敬行		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名 ○出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠	
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○	
	総務課長	小林孝	○	住民課長	大久保昌憲	○	
	健康福祉課長	菅野司郎	○	産業振興課長	中井田栄	○	
	会計管理者	高橋一清	○	教育委員長	佐藤隆明	○	
	教育長	廣瀬要人	○	教育課長	中川喜昭	○	
	生涯学習課長	愛澤伸一	○	代表監査委員	渡邊守男	○	
	農委会长	菅野宗夫	○	農委局長	高橋一清	○	
選挙管理委員会委員長	齊藤次男			選挙管理委員会書記	小林孝	○	
議事日程	別紙のとおり						
事件	別紙のとおり						
會議の経過	別紙のとおり						

平成22年12月16日(木)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発議第 17号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書(案)
- 日程第 3 発議第 18号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書(案)
- 日程第 4 発議第 19号 TPP交渉参加に反対する意見書(案)
- 日程第 5 議案第104号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第105号 財団法人福島県林業公社分取造林の分取割合等の変更に  
ついて
- 日程第 7 閉会中の継続審査について ( )
- 日程第 8 閉会中の所管事務調査について
- 日程第 9 議員派遣の件

## 会議の経過

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
(午前10時00分)

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

発議第17号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）」及び発議第18号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書（案）」が提出者 産業厚生常任委員長から提出されております。

次に、発議第19号「TPP交渉参加に反対する意見書（案）」が、提出者 伊東利議員ほか全議員から提出されております。

次に、議長公務及び議員派遣でありますが、お手もとに配付の報告書のとおりであります。以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野義人君、8番 大和田和夫君、9番 大谷友孝君を指名します。

### ◎日程第2、発議第17号 患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第2、発議第17号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。産業厚生常任委員長 佐藤八郎君。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） 発議第17号、患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）について、朗読をもって提案とさせていただきます。

深刻な不況と、働く人の3分の1が非正規労働者という下で、医療費の窓口負担を払えない人、経済的理由で受診を控える人が増えている。

日本医療政策機構の「日本の医療に関する世論調査」、東大医科学研究所のがんや糖尿病などの慢性疾患の調査でも、若年層、低所得者での医療費負担に対する不安の増加、長期にわたって医療費負担を強いられる難病患者、慢性疾患患者の過重負担などのもとで、経済的理由による治療中断、受診の手控えが増え、歯科の分野での受診抑制も顕著となっており、医療費の窓口負担引き下げは緊急課題であることが明確になっている。

医療機関からは、「無保険者、短期保険者が目立つようになった」、「病状が悪化するまで受診しない人がいる」、「痛みが引かないまま中断してしまう患者が多い」などの声が寄せられており、経済的負担が患者を治療から遠ざけている実態が明らかになっている。このような状況を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになる。

よって、今日の情勢の下、直ちに実施すべき措置として窓口の原則3割負担から2割、

できれば1割負担への引き下げ、子どもと高齢者の無料化の実現など、住民、患者が費用の心配無く安心して受診できるよう次の事項の実現を強く求める。

1. 患者窓口負担を大幅に軽減すること。
  2. 子どもと高齢者の患者窓口負担を無料にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤長平

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 あて

財務大臣

厚生労働大臣

あります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。  
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。委員長、提案者席にお戻りください。  
これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第17号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第17号「患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書（案）」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3、発議第18号 肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書（案）

議長（佐藤長平君） 日程第3、発議第18号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。産業厚生常任委員長 佐藤八郎君。

産業厚生常任委員長（佐藤八郎君） 発議第18号、肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書（案）について、朗読をもって提案とさせていただきます。

肺炎は全死亡原因中で依然第4位を占めており、特に高齢者にとって肺炎は深刻な問題である。

肺炎は、敗血症、骨髄炎といった致死率の高い合併症を起しやすく、この肺炎球菌ワクチンは、呼吸器感染症の中では予防が可能なものであり、インフルエンザウイルスのワクチン並びに肺炎球菌ワクチンを併用して接種することにより高い有用性があるとい

われている。近年ペニシリン耐性肺炎球菌等薬剤耐性化が進んでおり、事前にワクチン接種による予防が重要視されている。

ワクチン接種の向上には、重要性の認識の更なる徹底と、公費助成等社会的援助体制が欠かせない。インフルエンザのワクチンは高齢者に対しては、2001年より公的助成が行われているが、これに肺炎球菌ワクチンを追加することにより、更に高齢者の肺炎による死亡、長期入院等を減少させることになり医療費を削減し、地域住民の健康福祉の向上につながることから、次の事項を強く求める。

1. 高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種を予防接種法による「定期接種」に位置づけ、公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月　　日

福島県相馬郡飯舘村議会議長　佐藤長平

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣　　あて

総務大臣

財務大臣

福島県知事

であります。

議長（佐藤長平君）　これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　質疑なしと認めます。委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　討論なしと認めます。

これから発議第18号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書（案）」の件を採決します。

お諮ります。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君）　異議なしと認めます。

よって、発議第18号「肺炎球菌ワクチンへの公費助成に関する意見書（案）」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4、発議第19号　TPP交渉参加に反対する意見書（案）

議長（佐藤長平君）　日程第4、発議第19号「TPP交渉参加に反対する意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。伊東利君。

4番（伊東　利君）　ただいま議題となりました発議第19号、TPP交渉参加に反対す

る意見書（案）について、朗読をもって提案に代えさせていただきます。

#### ＴＰＰ交渉参加に反対する意見書（案）

政府は、A P E C首脳会議において、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に向けた意思を強く表明した。ＴＰＰは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉である。

我々は、工業製品の輸出拡大や資源の安定確保を否定するものではない。しかし、この国が貿易立国として発展してきた結果、わが国は世界で最も開かれた農産物純輸入国となり、食料自給率は著しく低下した。

ＴＰＰに参加すれば、食料自給率は14%まで大幅に落ち込むと試算されており、農業・農村が壊滅的な状態に陥る。また、政府は国家戦略と位置付ける食料・農業・農村基本計画で、食料自給率50%への引き上げを3月に閣議決定したばかりであり、それを反故にするものと受け止めざるを得ない。

さらには、ＴＰＰの影響は農業分野をはじめ、多大な影響が想定される産業分野に関しても、国の責任において国際化に対応できる実効性のある対策を講ずることが何よりも先決である。

よって、農業・農村の持つ多面的機能も失われ、将来にわたり大きな禍根を残すことになることから、わが国の食料安全保障と両立できないＴＰＰ交渉への参加には断固反対である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月 日

福島県相馬郡飯館村議会議長 佐藤長平

内閣総理大臣

外務大臣

農林水産大臣 あて

経済産業大臣

であります。

議長（佐藤長平君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 質疑なしと認めます。提出者は、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから発議第19号「ＴＰＰ交渉参加に反対する意見書（案）」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あ）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第19号「ＴＰＰ交渉参加に反対する意見書（案）」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5，議案第104号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤長平君） 日程第5，議案第104号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） この任期付職員という部分での説明の中では、対象になる職員は現在はいないということでありましたけれども、どんな立場の職員をここでは指しているのか。今後また、このような職員採用ということはあり得るのかどうか伺っておきたいと思います。

総務課長（小林 孝君） まず、任期付職員の件ですけれども、大きくわけて三つあるかなと思います。議案説明の資料にもありますけども、一つは、特定任期付職員ということですね。これにつきましては、高度の専門的な知識、経験や優れた見識を有するものということで、当該高度の優れた専門的な経験、見識を一定期間活用とすることが特に必要とされている職員といいますか、そういう方でありますけれども、主にお医者さんとか特別な技術者が考えられるのかなと、こんなふうに思っております。次に一般任期付職員でありますけども、これにつきましては期間を限って従事させることがその公務の能率的運営を確保するために必要だということでありまして、この職員につきましては通常のそれほど高度な知識とか経験、それは必要ではないというようなことあります。それからもう一つ任期付の短期時間職員ということでありますけれども、この短時間の職員につきましては、一応短時間で勤務することが公務の効率的運営を確保する必要があるというような職員であります。これらにつきましては、今後あるかどうかということなんですが、現在のところ必要性はないのかなと思いますけども、その状況に応じて今後必要であればということで、今回の条例改正を提案したわけであります。

以上であります。

10番（佐藤八郎君） クリニックを開所したり、あとは不幸にして大きな災害なり何なり起きた場合とか、そういう場合は、あとは現在やられている草野小学校の教員採用はこれには入らないんでしょうけれども、そういう部分で考えられるものというのはどんなことがあるのか。

副村長（門馬伸市君） 以前は1人看護師ですか雇った経過もありますけども、今の考えられる職員としては、管理栄養士的な業務かなというふうには思っていますけども、診療所の方はもうすべて民間の方に移りますので、あと普通の一般職は嘱託職員とか、そういうので対応できますので、専門的なというか、ある程度資格の持った職員が考えられるのかなということあります。今申し上げました管理栄養士とか、あるいは建築関係のそういう技術を持った職員を短期的に雇うということかなというふうに思います。

10番（佐藤八郎君） 今、副村長が言われたような人を例えれば雇用するということになったときに、この改正の中でも十分雇用可能なのかどうなのか、現状として。それなりの給与なり何なりないと来ないという状況が生まれないのかどうか、その辺危惧するので伺っておきます。

副村長（門馬伸市君） 一般の我々のような職員とそう違わない待遇ですので、ほとんど

公務員に準じた制度になっていますから、期間が短いということだけで、最初5年だつたかな。ですから待遇で安くてということにはつながらないのかなというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第104号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第104号「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第105号 財団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更について

議長（佐藤長平君） 日程第6、議案第105号「財団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更について」の件を議題とします。

ただいま議題となりました議案第105号、財団法人福島県林業公社分収造林の分収割合等の変更の件については、7人の委員をもって構成する分収造林の分収割合等調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。なお、この委員会の期間は、審査が終了するまでの期間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

ただいま設置されました分収造林の分収割合等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、1番 松下義喜君、3番 北原経君、4番 伊東利君、6番 佐野幸正君、9番 大谷友孝君、10番 佐藤八郎君、11番 志賀毅君、以上7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

なお、本会議の休憩時間中に委員会室にて、分収造林の分収割合等調査特別委員会を招集しますので、委員長、副委員長を互選のうえ、議長に報告を願います。

◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） この際暫時休憩いたします。

（午前10時24分）

◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時42分）

議長（佐藤長平君） この際、事務局長に諸報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告いたします。

休憩中に分収造林の分収割合等調査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長の手もとにまいりましたので、報告いたします。

委員長に志賀毅委員、副委員長に佐藤八郎委員

以上のとおり互選された旨報告がありました。以上であります。

◎日程第7、閉会中の継続審査について

議長（佐藤長平君） 日程第7、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により地方自治法第109条の2、第4項に規定する事項について、同じく分収造林の分収割合等調査特別委員長から財団法人福島県林業公社の実態調査及び分収造林の分収割合等の調査について、次に広報委員会から議会広報だより作成の情報収集のため、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第8、閉会中の所管事務調査について

議長（佐藤長平君） 日程第8、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から議会改革等について先進地訪問調査、総務文教常任委員長から村有財産の現況調査等について、産業厚生常任委員長から社会福祉協議会等の連携及び野菜、花卉生産農家支援の検証並びに除雪体制等について、それぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、許可することに決定しました。

◎日程第9、議員の派遣の件

議長（佐藤長平君） 日程第9、議員の派遣の件についてお諮りします。

お手もとに配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣の件は、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

議長（佐藤長平君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成22年第7回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間大変ご苦労さまでした。

（午前10時46分）

( )

( )

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年12月16日

飯館村議會議長

飯館長平

同 会議録署名議員

菅野義人

同 会議録署名議員

大木田和夫

同 会議録署名議員

大谷友彦